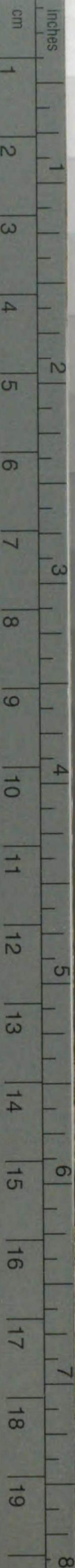


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19




Kodak Color Control Patches

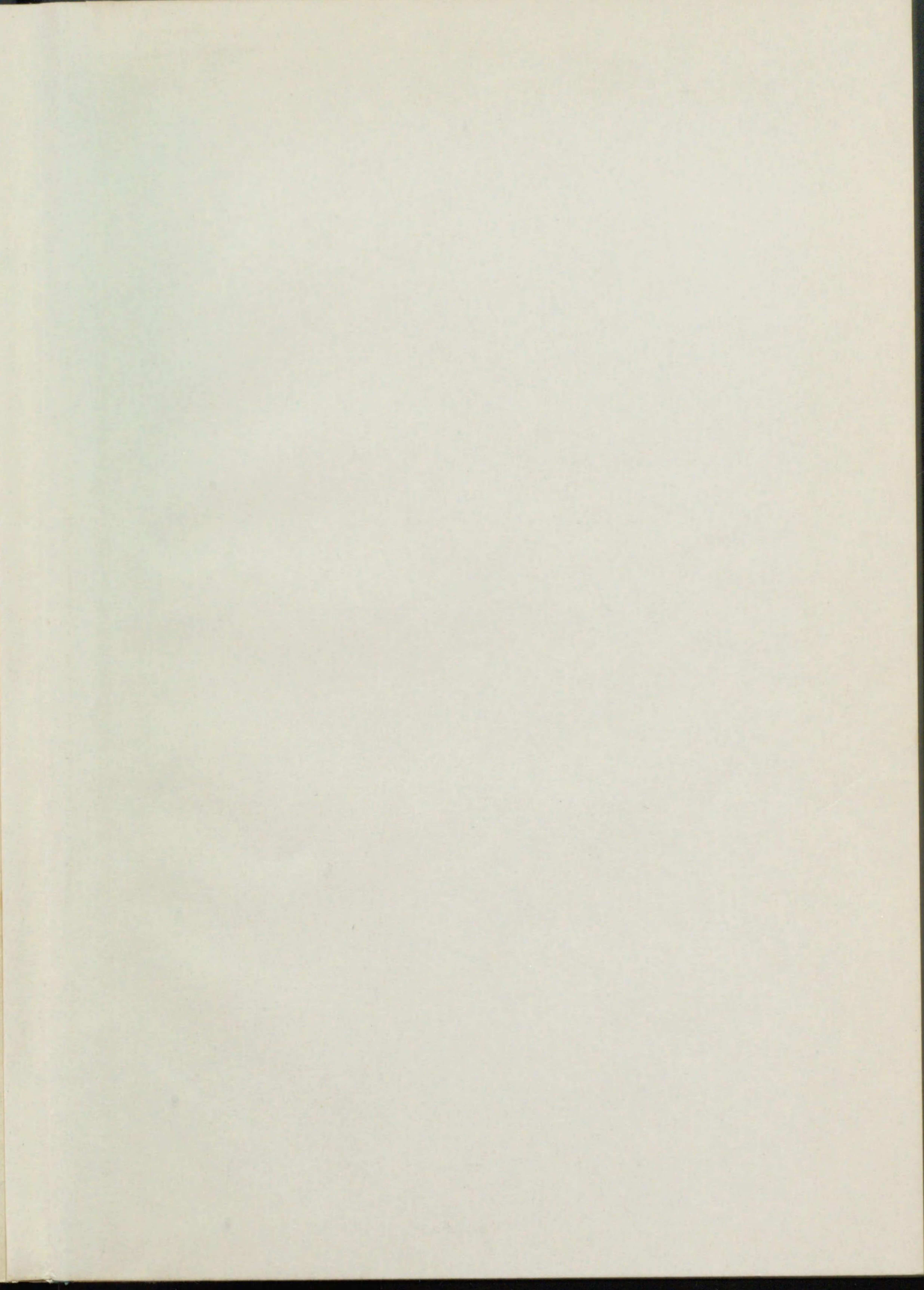
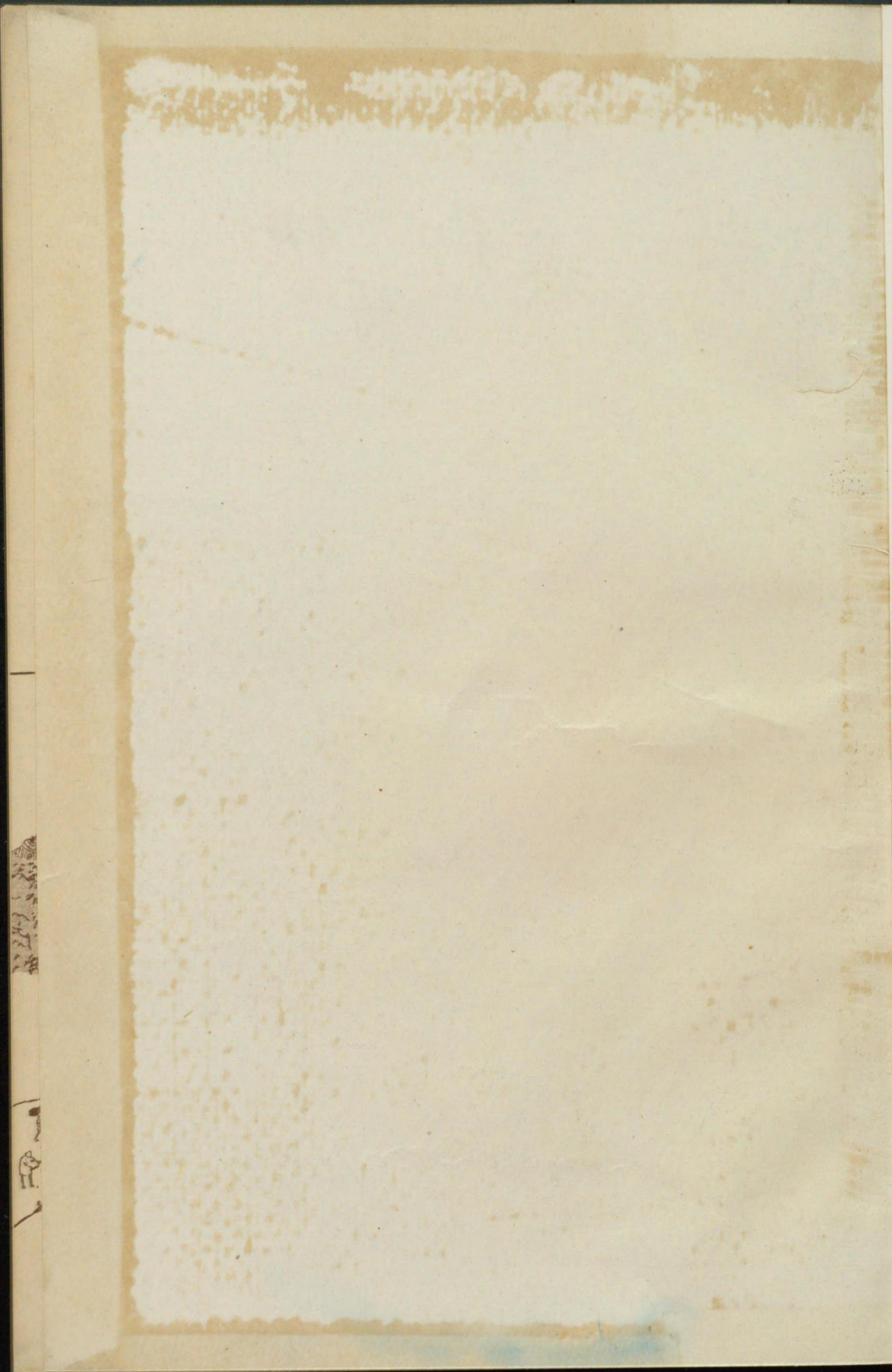
© Kodak, 2007 TM: Kodak



592
5

592-75
1200501526491






エト2P-74

228

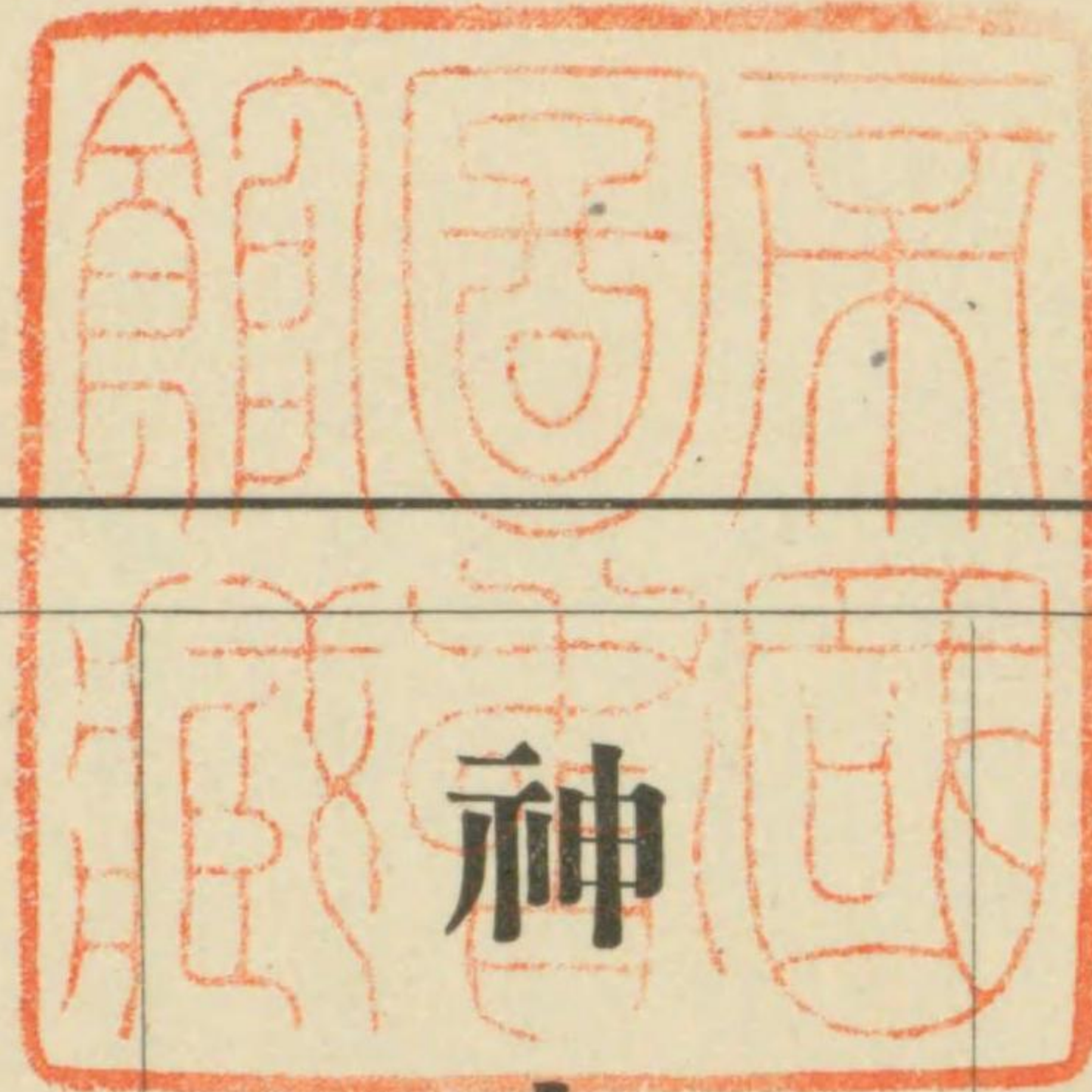
伊勢御遷宮参詣之圖

表エト2P-74



592
75

592-75



神宮と式年遷宮

内務省考證官 東京帝國大學講師 文學博士宮地直一
神宮禰宜・儀式課長 阪本廣太郎 共著

東京 四海書房刊



序

神路山の麓水清き五十鈴の川上に永久としまへに鎮まります天照皇大神宮は、豊受大神宮と相竝んで悠久なる古代の昔より光輝ある國史の發展と共に、上は皇室より下は衆庶萬民に至るまで國家儀禮の中心として奉賽の誠を捧げられ來つたことは、げに我が國體の精華として仰がるゝところである。

この神宮に於いては、古來二十年を式年と定めて國家の制度として社殿を造替いたし、遷宮の儀禮をあげさせらるゝことになつて居る。思ふに神祇奉齋の道は清淨純潔を以て根本とするが故に、神聖比なき我が神宮に於いては社殿を造營して神儀を清淨なる新殿に遷奉することは、皇祖奉齋の最も重い御儀とせられ、御鎮座

以來自から御例となつてきたのであるが、第四十代天武天皇の御代に之が國家の制度として規定せられ、爾後年を追ひ、回を重ね、本秋十月二日五日を期して舉行せらるゝ式年遷宮は實にその第五十八回に相當するのである。

この秋に當つて、この遷宮祭の本義を遍く全國に徹底せしめたといふ希望で、神宮皇學館々友會より平易にして参考となるべき書の執筆を求められた。仍つて多忙の際筆を執つて出來たのが即ち本書で、隨つてもとより不備の點あるを免れない。只われらの冀ふ所は、これによつて式年遷宮の本義を體得し、以て遍く奉祝表敬せらるゝ、よすがともならば、甚だ幸福とするところである。

昭和四年八月

宮地直一
阪本廣太郎

月 例

- 一、本書は神宮及び式年遷宮に關する典故を知らしめんがために重要な項目に亘つて説明記述したものである。
- 一、記述に際し、神宮司廳編纂神宮要綱及び遷宮要解に據り、或はそれを参考とした所が少くない。尙ほ此が編纂に關しては小林巖雄氏を煩はした點が多い。こゝに記して謝意を表す。
- 一、記事は努めて正確を期したが、編纂の期日に制限あつたために未だ推敲の充分ならざるものあり、また紙幅に制限あつて細目を擧げること全からざるものもあると思ふ。仍つて神宮に關して更に詳しく知らんと欲する向は、大神宮故事類纂神宮要綱竝に神宮便覽等を参照せられたい。

昭和四年八月

著 者 識

神宮と式年遷宮

目次

神宮概説	一頁
式年遷宮	九
序	九
第一 殿舎と宮域	一〇
一 皇大神宮殿舎	一二
二 豊受大神宮殿舎	二五
三 別宮殿舎	二六

目次

四神域……………三〇

五字治橋と風宮橋……………三三

第二 式年遷宮制の起原……………三六

第三 式年遷宮制の沿革……………四三

○式年並臨時假殿遷宮一覽表……………四五

第四 造營に關する制度……………五〇

第五 御裝束と神寶……………六三

第六 當度の造營と式典……………七一

○當度御造營諸祭行事日時表……………九一

第七 當度の遷宮と式典……………九四

○當度御遷宮諸祭行事日時表……………一二三

結語……………一二五

別圖目錄

一 皇大神宮御遷宮式圖……………石版着色圖(額面大)

二 皇大神宮宮域圖……………石版着色圖

三 豐受大神宮宮域圖……………石版着色圖

四 皇大神宮宮中平面圖……………寫真凸版圖

五 豐受大神宮宮中平面圖……………寫真凸版圖

六 皇大神宮宮中之圖……………寫真凸版圖

七 豐受大神宮宮中之圖……………寫真凸版圖

八 皇大神宮新殿……………寫真銅版圖

九 豐受大神宮新殿……………寫真銅版圖

一〇 御裝束御神寶……………寫真銅版圖

一一 御神寶(一)……………寫真銅版圖

一二 御神寶(二)……………寫真銅版圖

一三 御神寶(三)	寫真銅版圖
一四 奉遷具	寫真銅版圖
一五 御木曳	原色寫真版圖
(表見返) 伊勢御遷宮參詣群集之圖 (貞齋筆錦繪)	石版着色圖
(裏見返) 宮川の渡し (廣重筆錦繪)	石版着色圖





[藏所廳司宮神]

度年二十二治明 圖式宮遷御宮內



明治二十二年

遷宮式圖





圖域二宮内





茶寮
宮

東御殿
西御殿
北御殿

御堂

御池

書齋
屋

屋納品
殿屋火尾

殿大五

殿樂神

總台祈日風

齋館

内物廩

風日祈宮

川

所現
屋


火除橋

所夜

場洗手

十 五

圖域二宮內





茶寮
宮

屋敷
殿

殿
五

神樂殿

齋館

書院
屋敷

宇治橋

川

倉庫
屋敷

所
夜

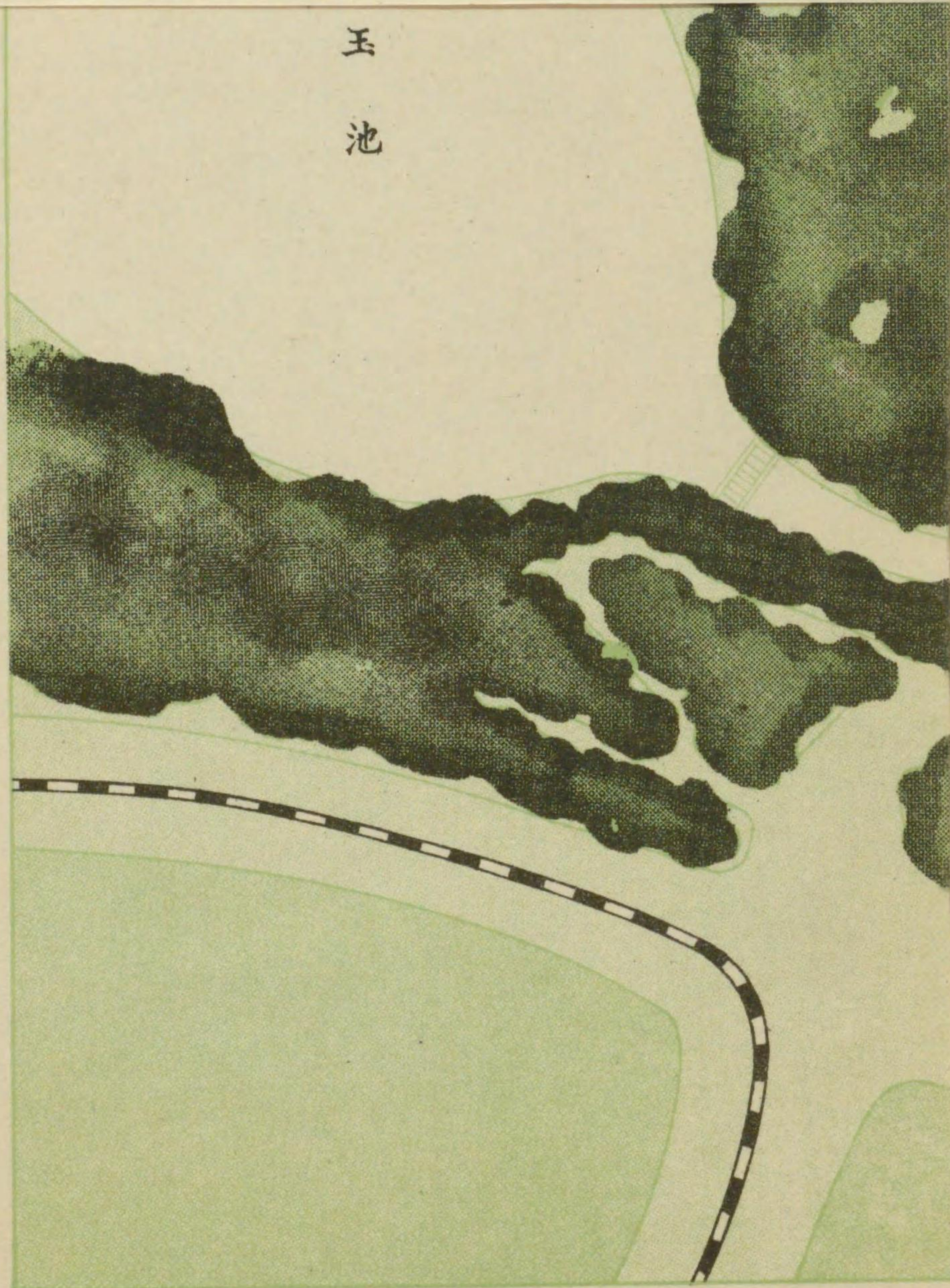
場
洗手

杜垣橋

十
五



玉池



外宮二城圖



多寶殿
土宮

風宮

御前地

西御
東御
教地
御
御
御
御

樂神殿
九大殿
五大殿

齋館
雜屋

御
御
御
御
御
御

手水舎

庫倉 庫倉

雜屋
雜屋
警衛部

橋

石

雜屋

手水舎
見所

外宮二域圖



土宮

風宮

御前地

御所

神樂殿

九文殿

五大殿

齋館

雜屋

庫倉

見張殿

雜屋

部衛

見張

御所

御所

北参道



勾玉池

多賀宮

土宮

風宮

御前地

東御

西御

神樂殿

九丈殿

五丈殿

齋館

雜屋

庫倉

雜屋

雜屋

部衛等

雜屋

手水舎

殿現

手水舎

手水舎

見所



勾玉池

土宮

風宮

御前地

著

著

西

東

御

敷

地

著

著

神樂殿

九大殿

五大殿

齋館

雜屋

殿

殿

殿

殿

手水

庫倉

庫倉

屋雜

屋雜

部衛警

屋雜

極

殿

秋納

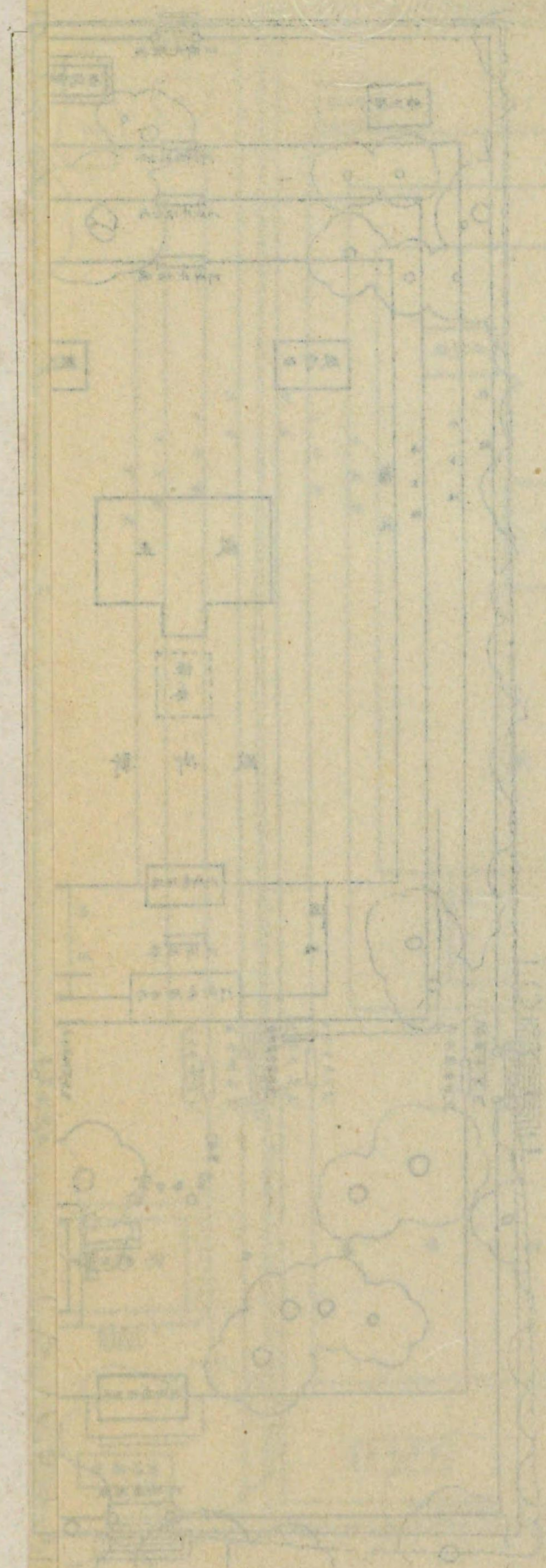
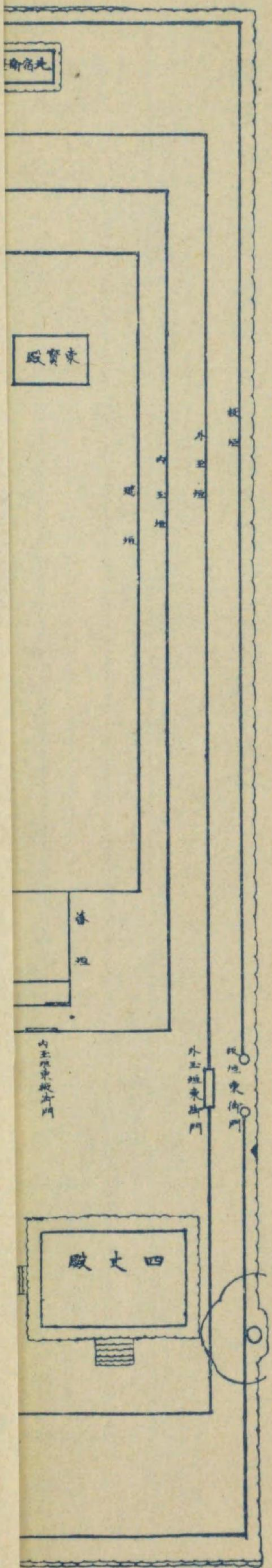
極

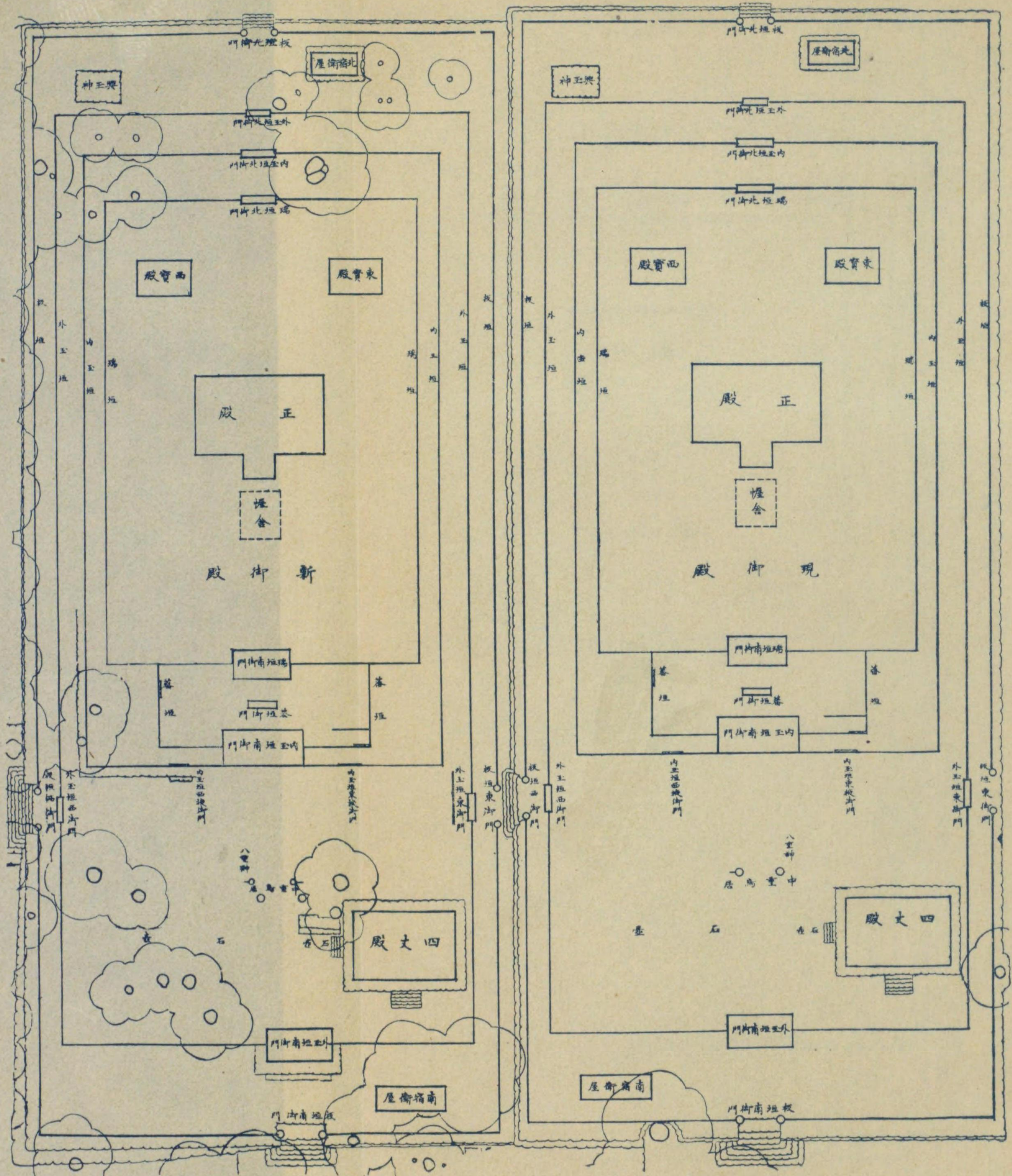
手水

月

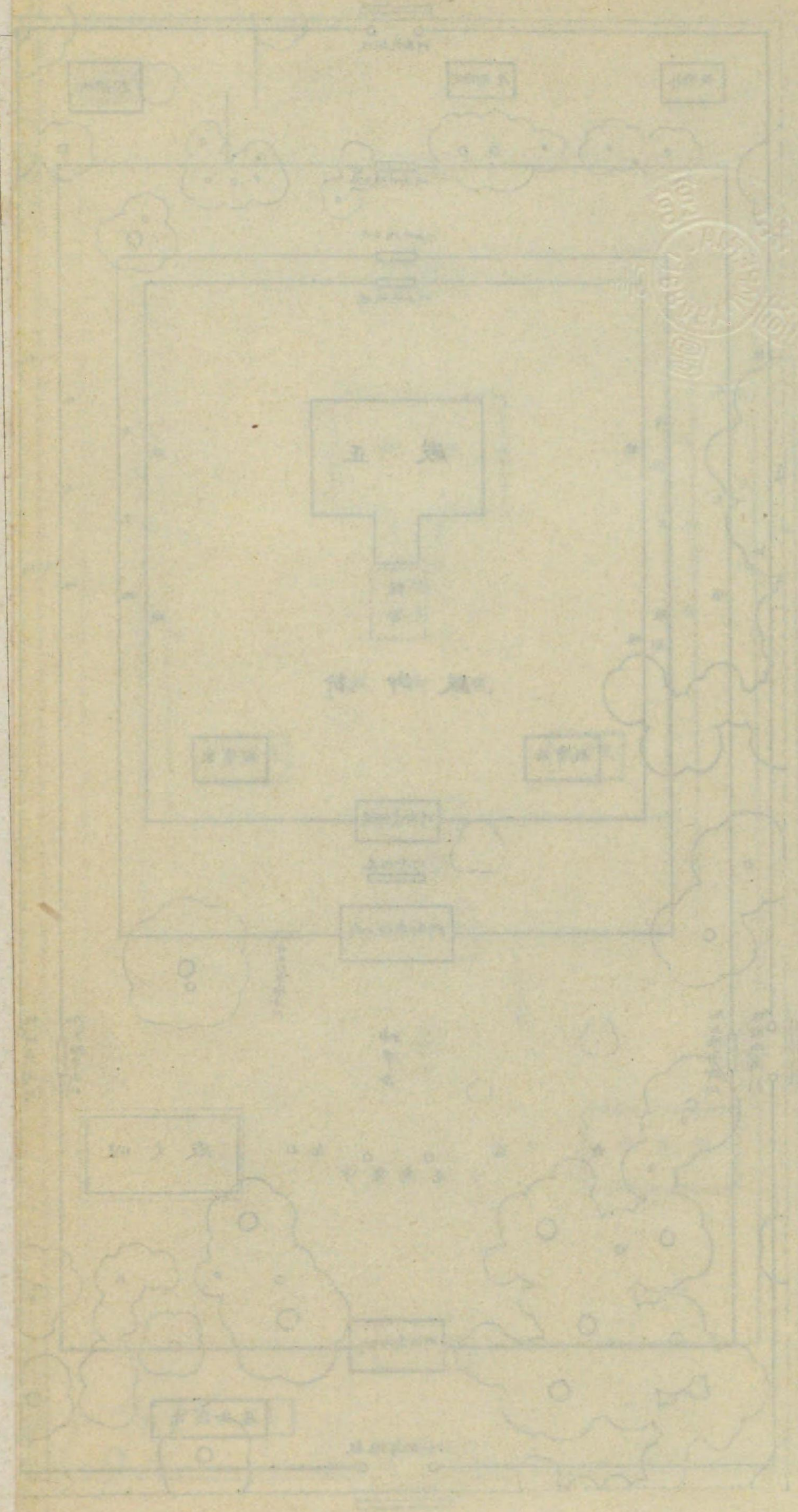
北参道口

皇大神宮宮中平面圖

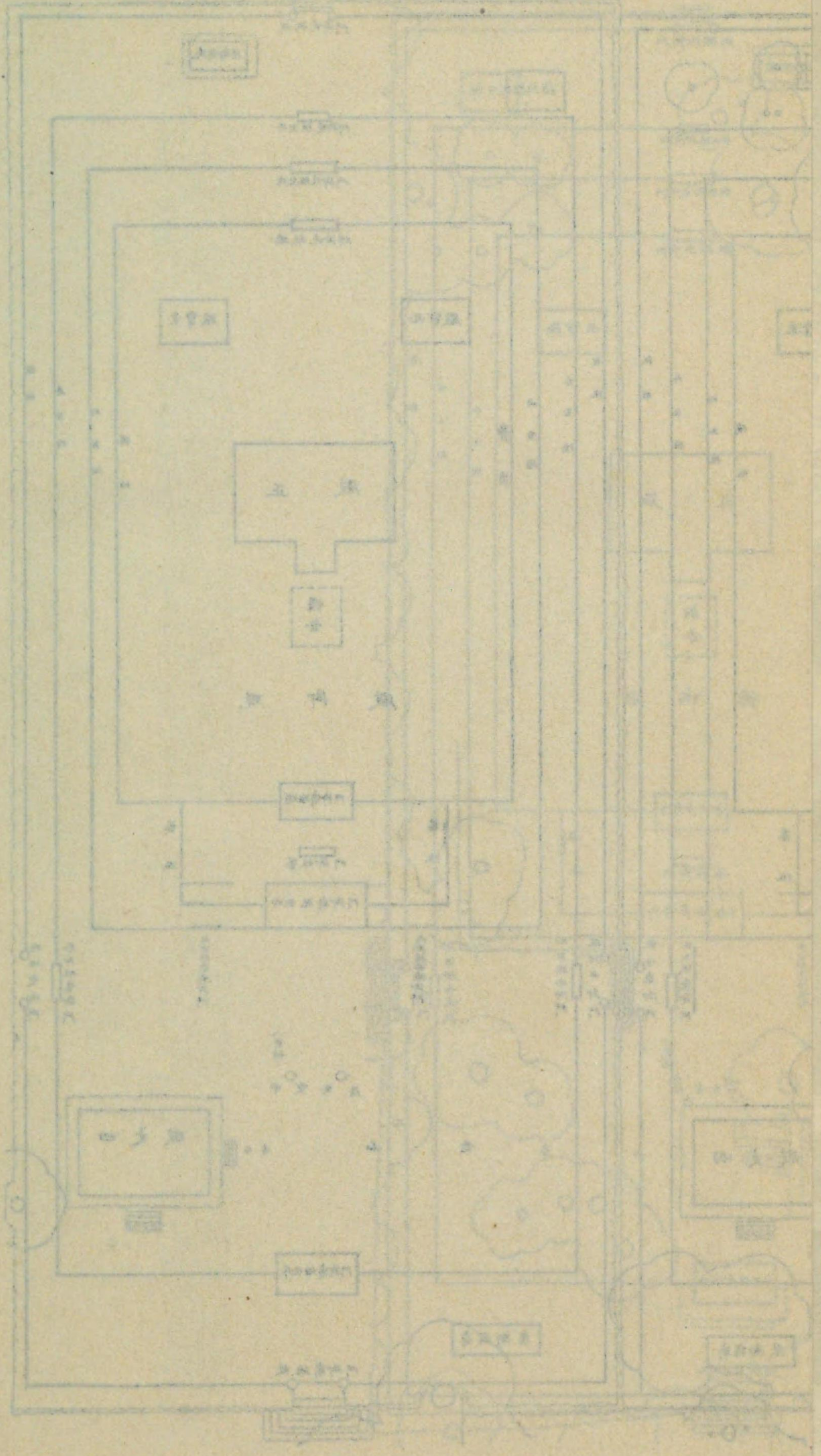


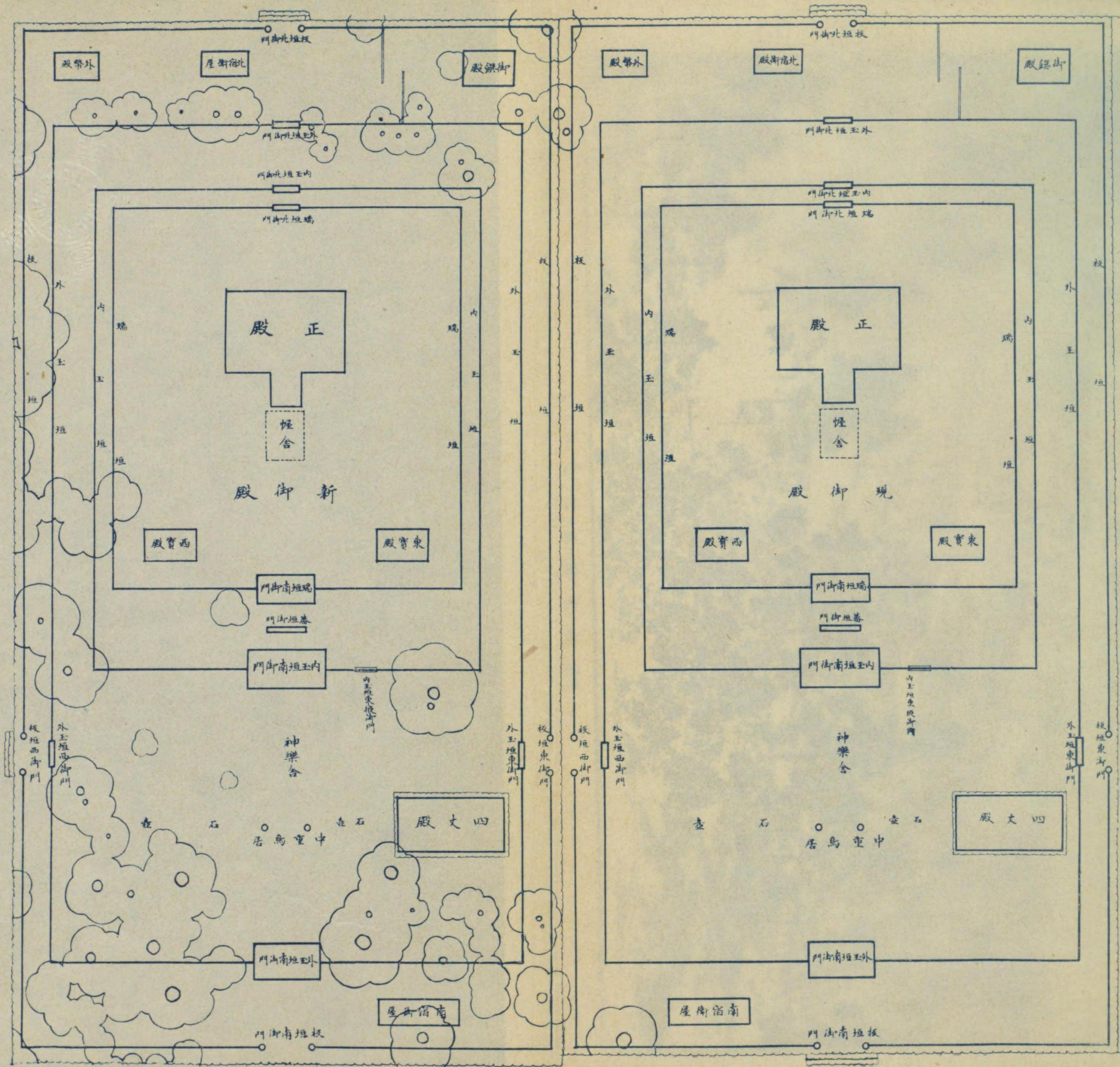


皇大神宮 宮中平面圖



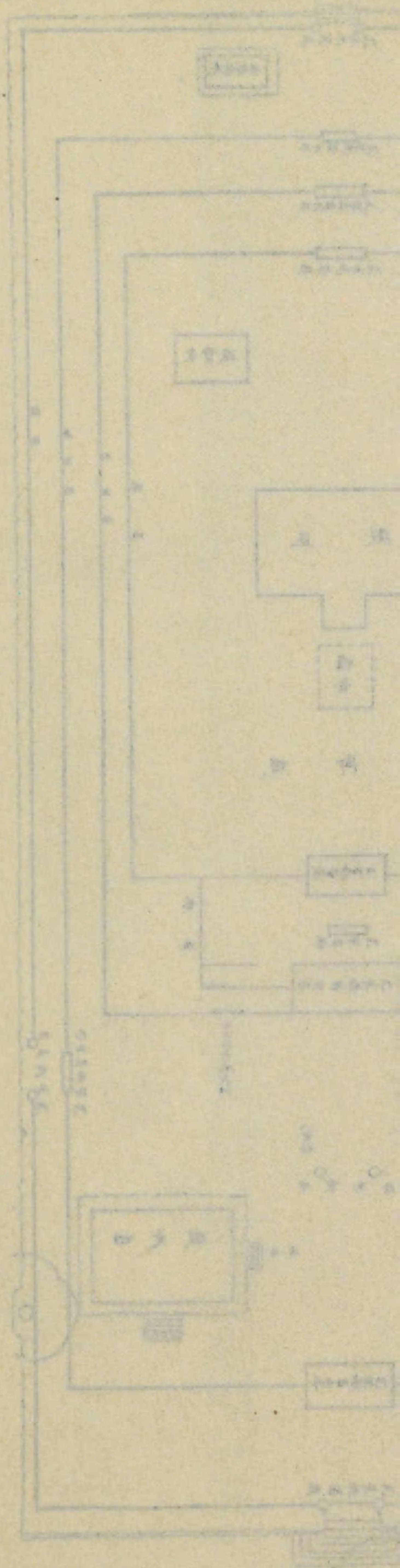
皇大將軍宮中平面圖

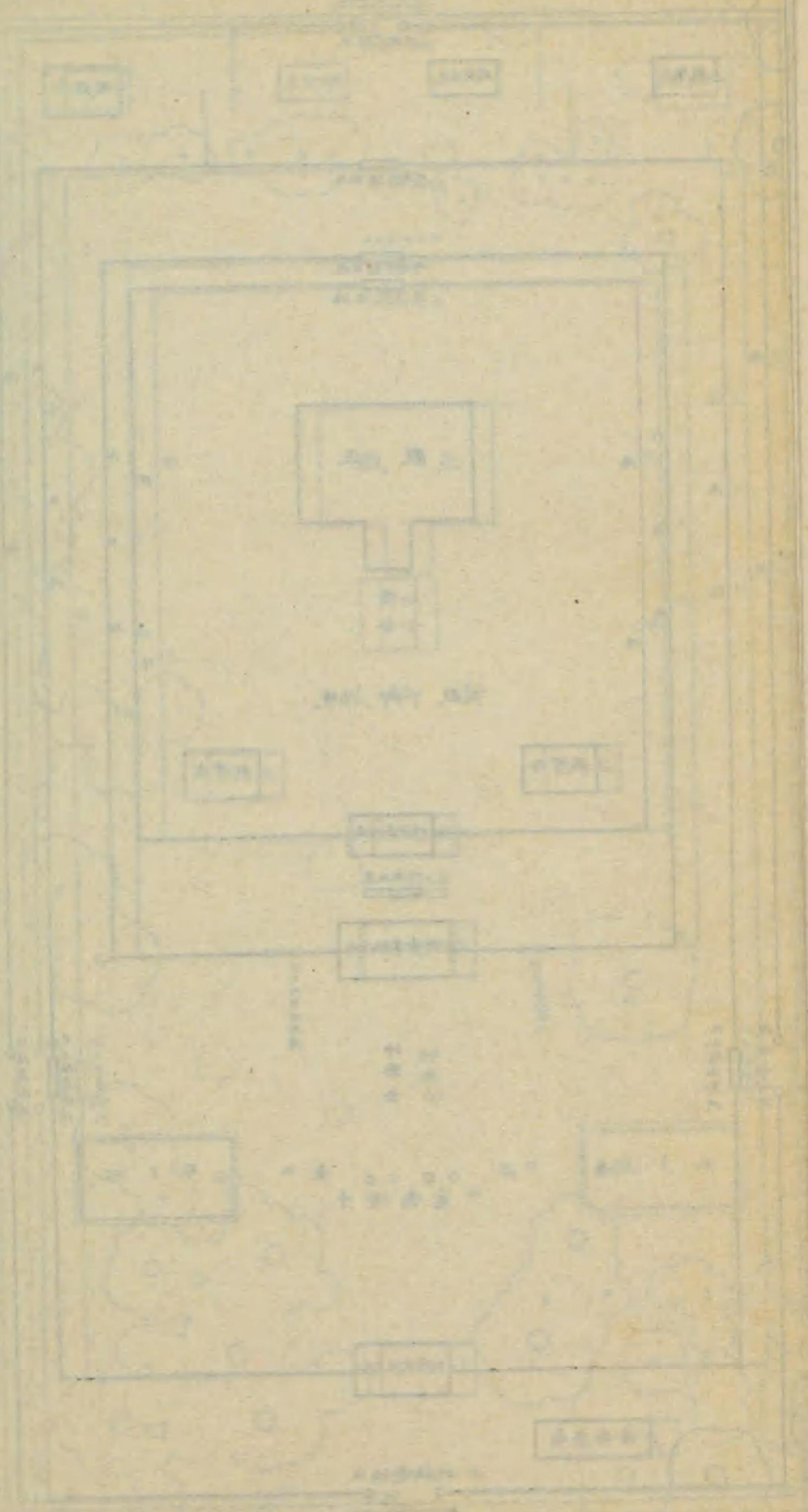




豊受大神宮宮中平面圖

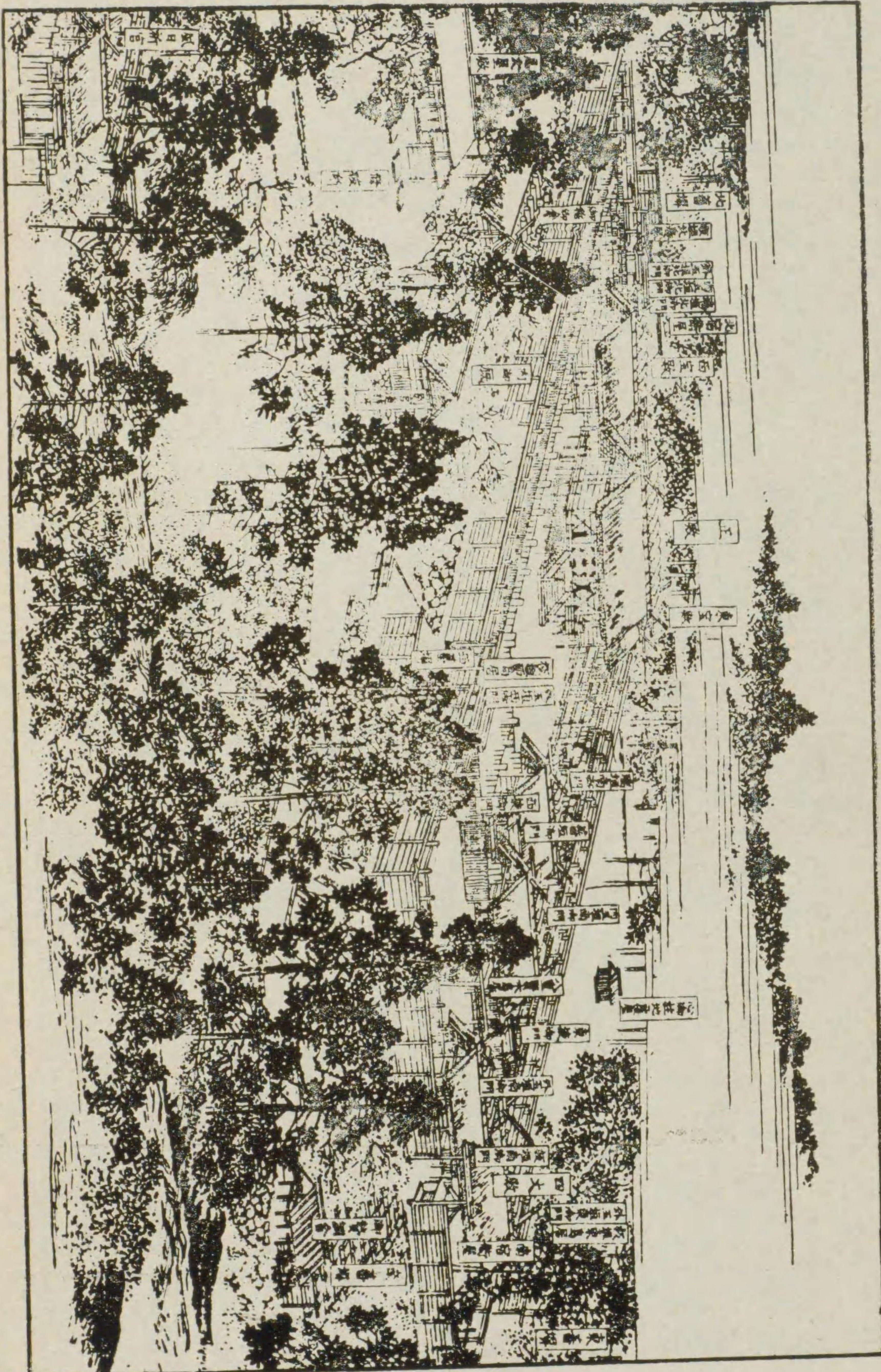
皇大神宮宮中平面圖





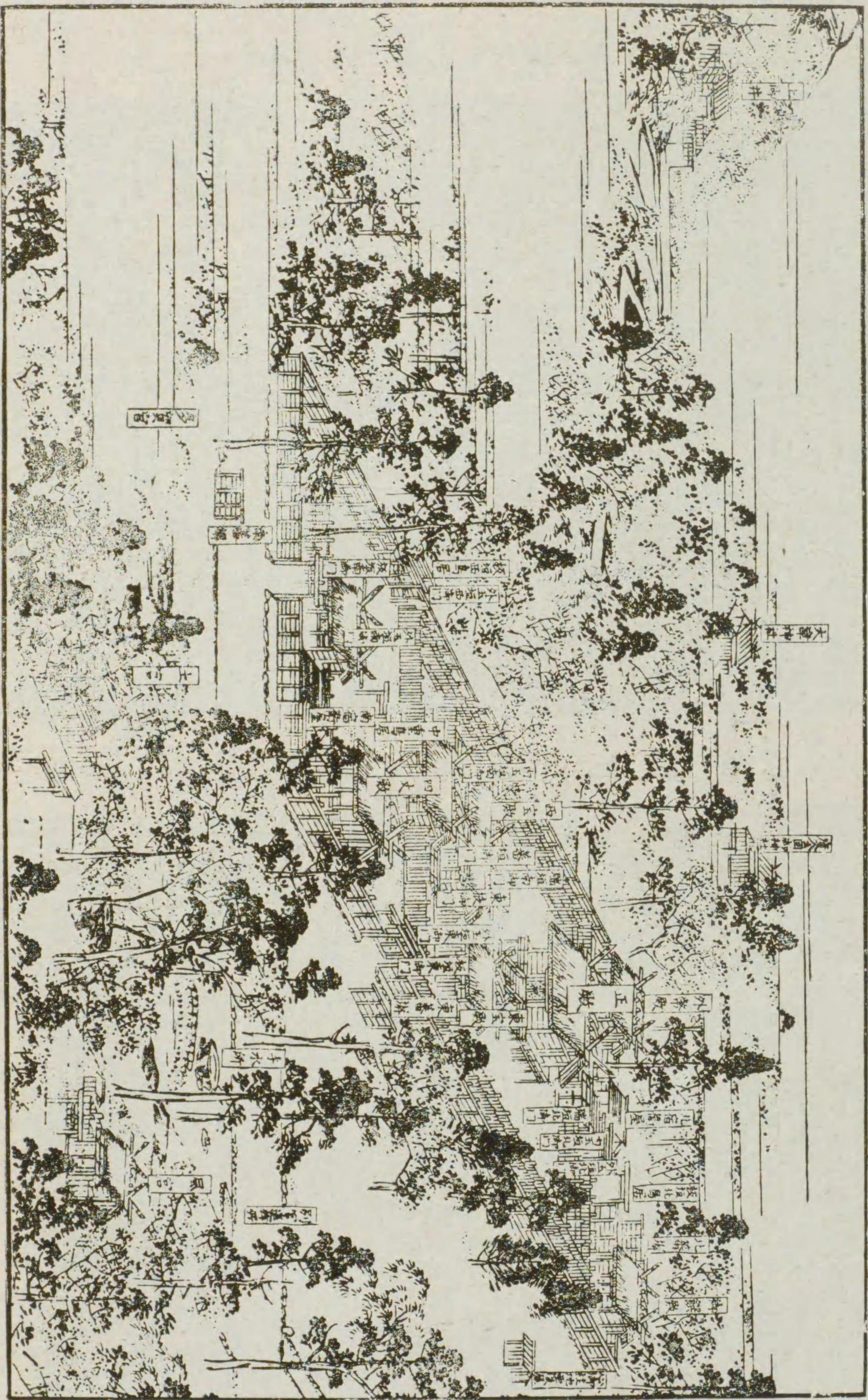
圖別大宮殿御中

圖 之 中 宮 宮 神 大 皇

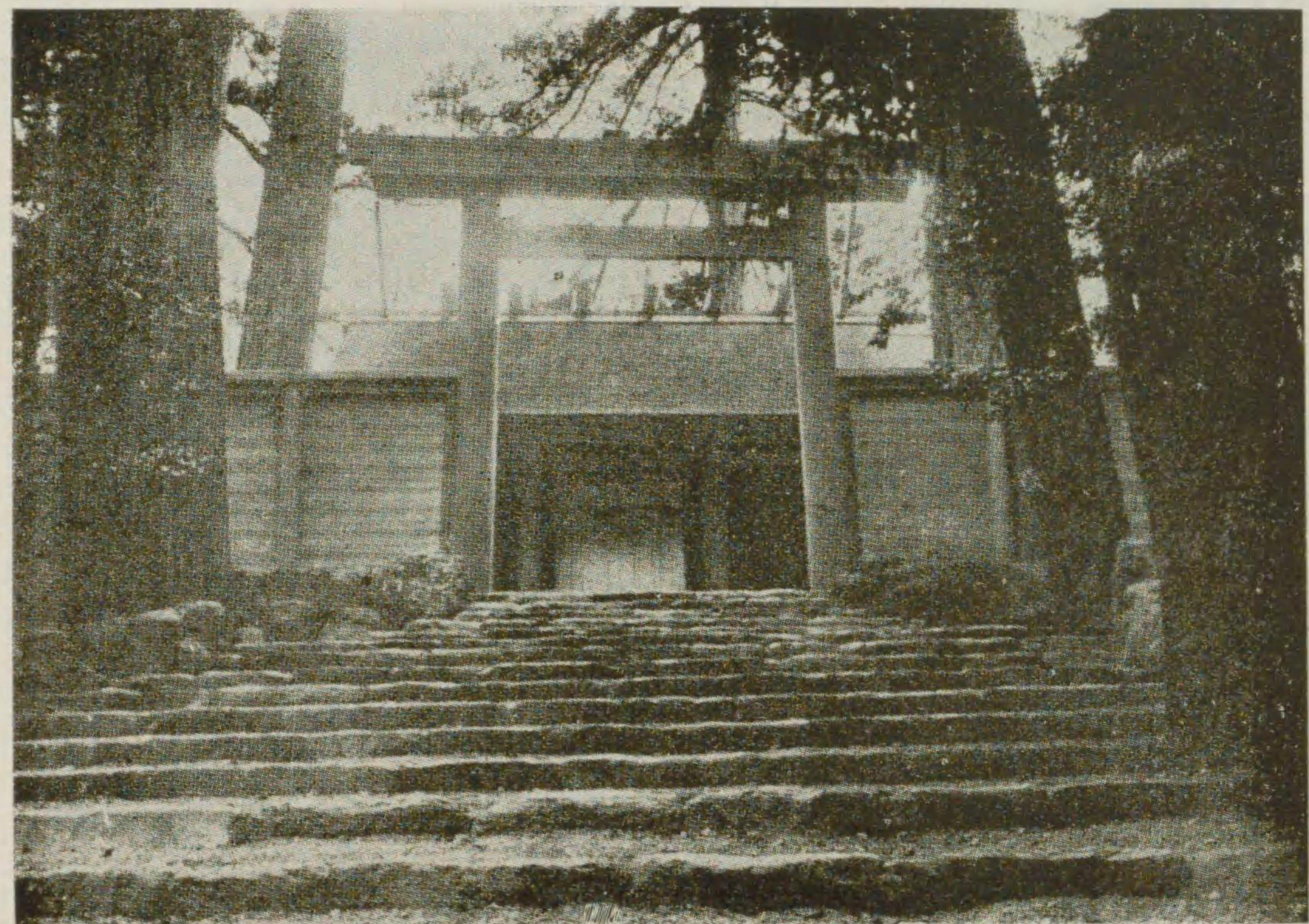


る よ に し 誌 勝 名 都 神

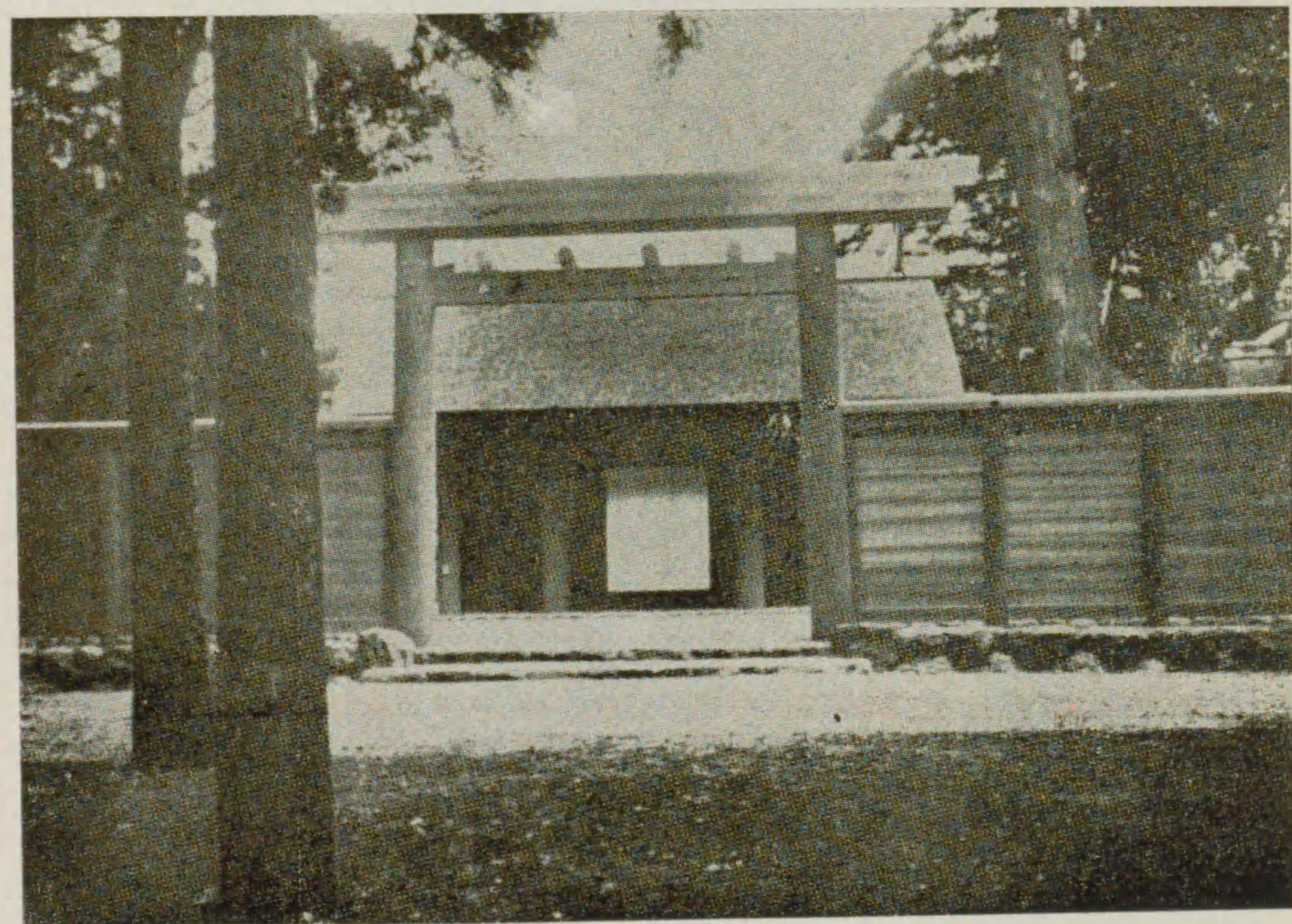
豐受大神宮中之圖



皇大神宮新殿

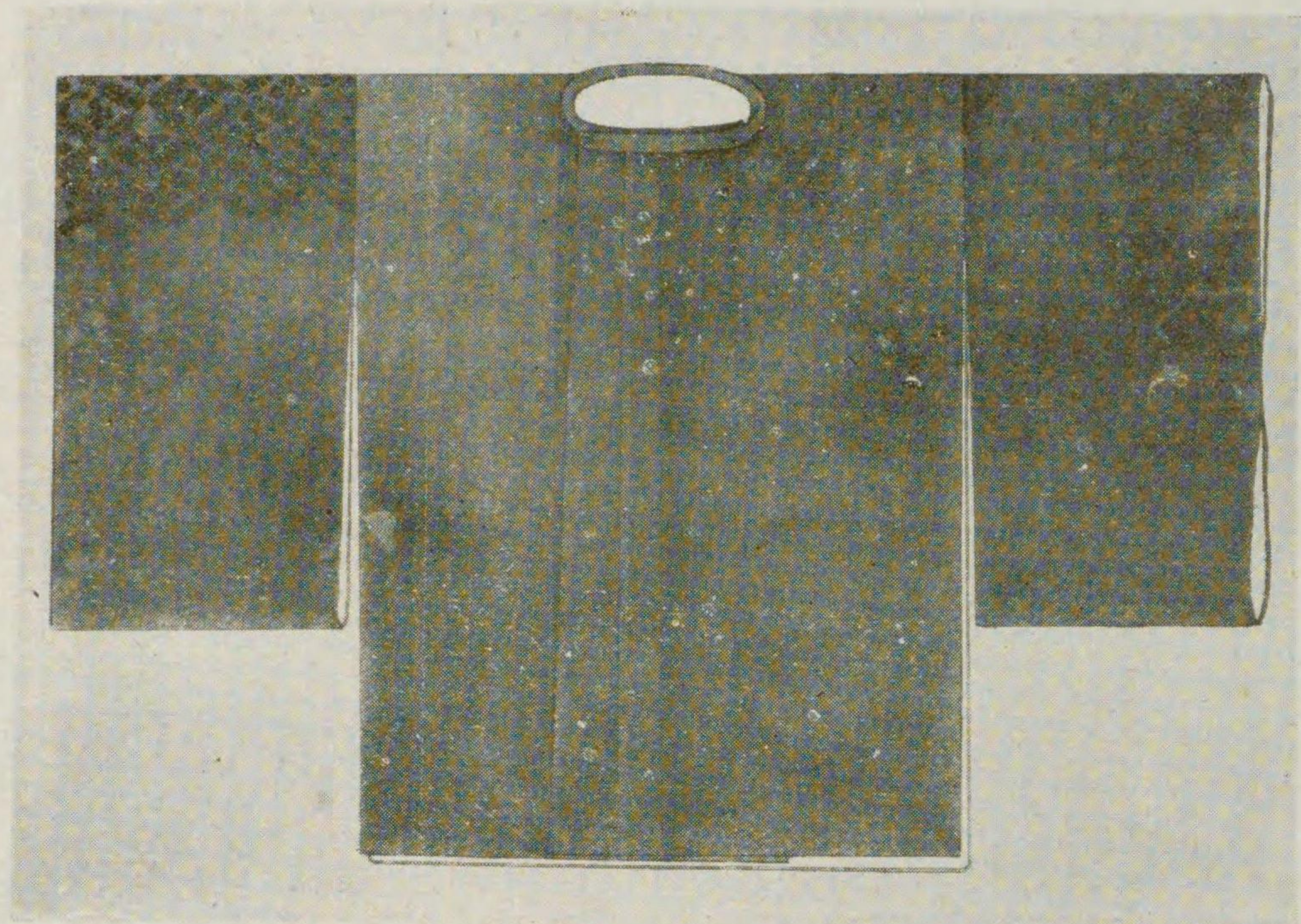


豊受大神宮新殿

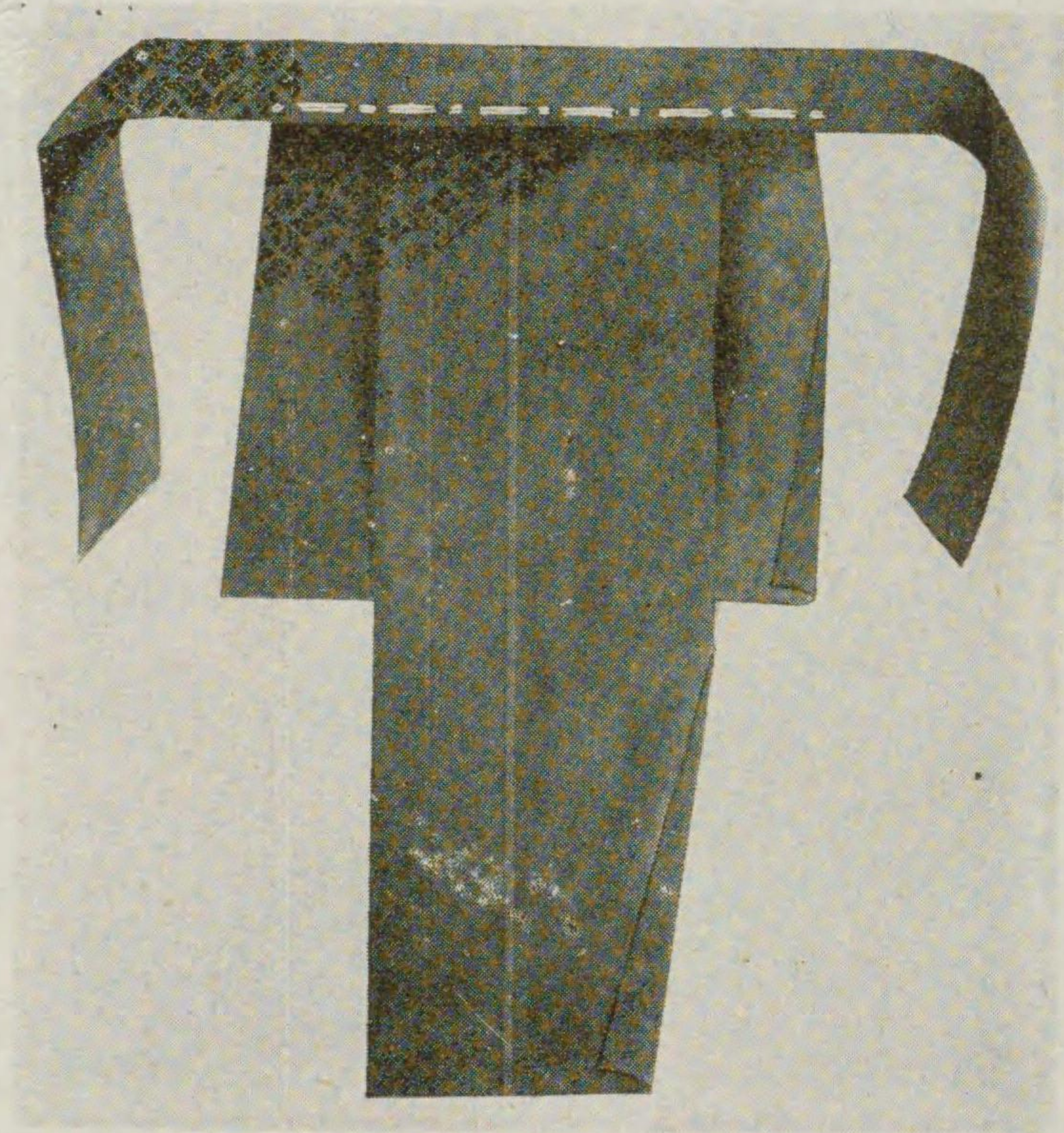


「遷宮要解による」

寶 神 御 束 装 御

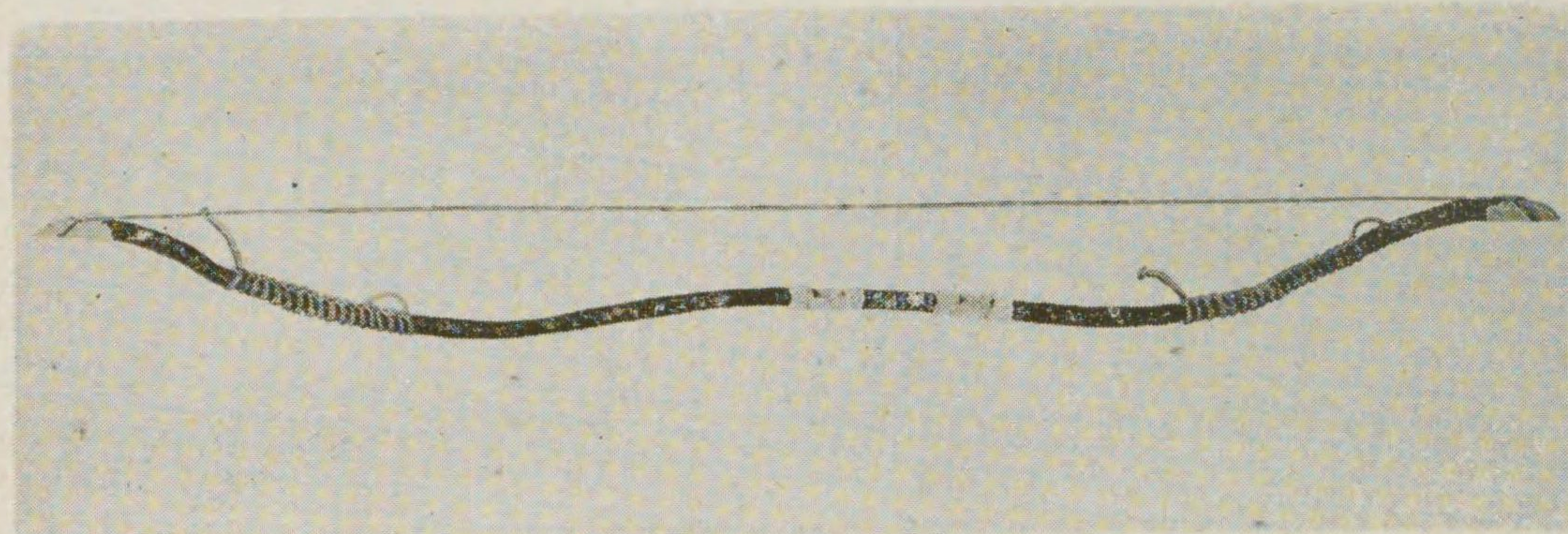


衣 御

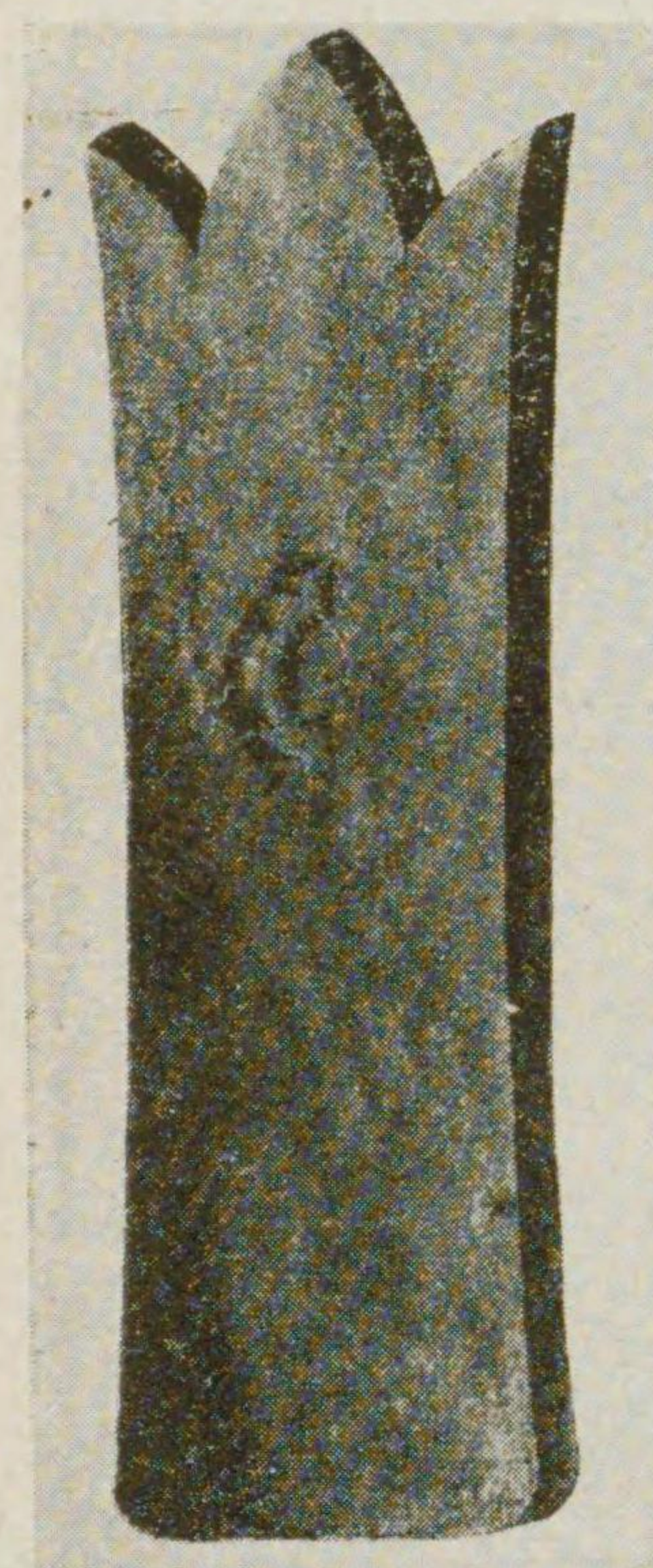


裳 御

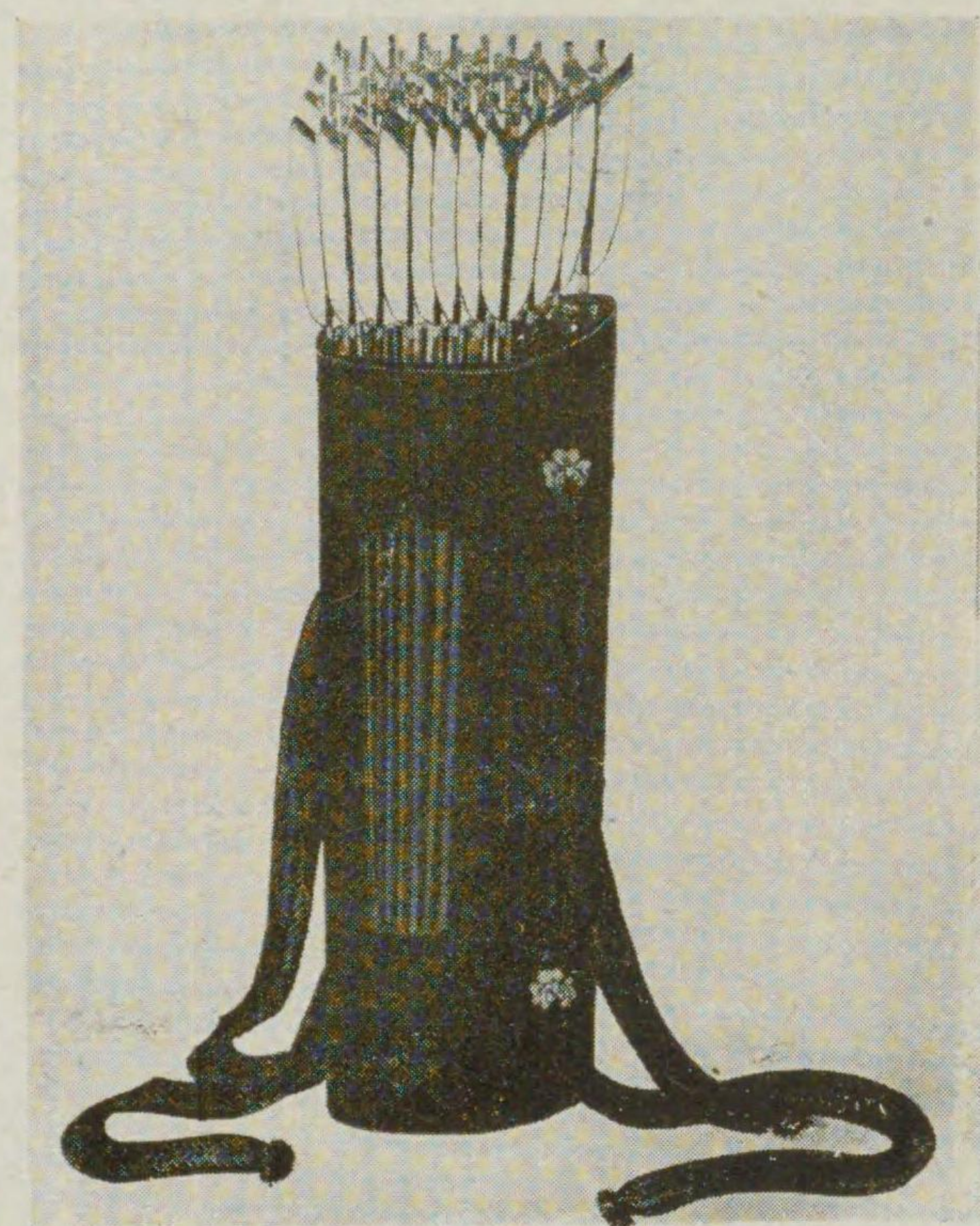
(一) 寶 神 御



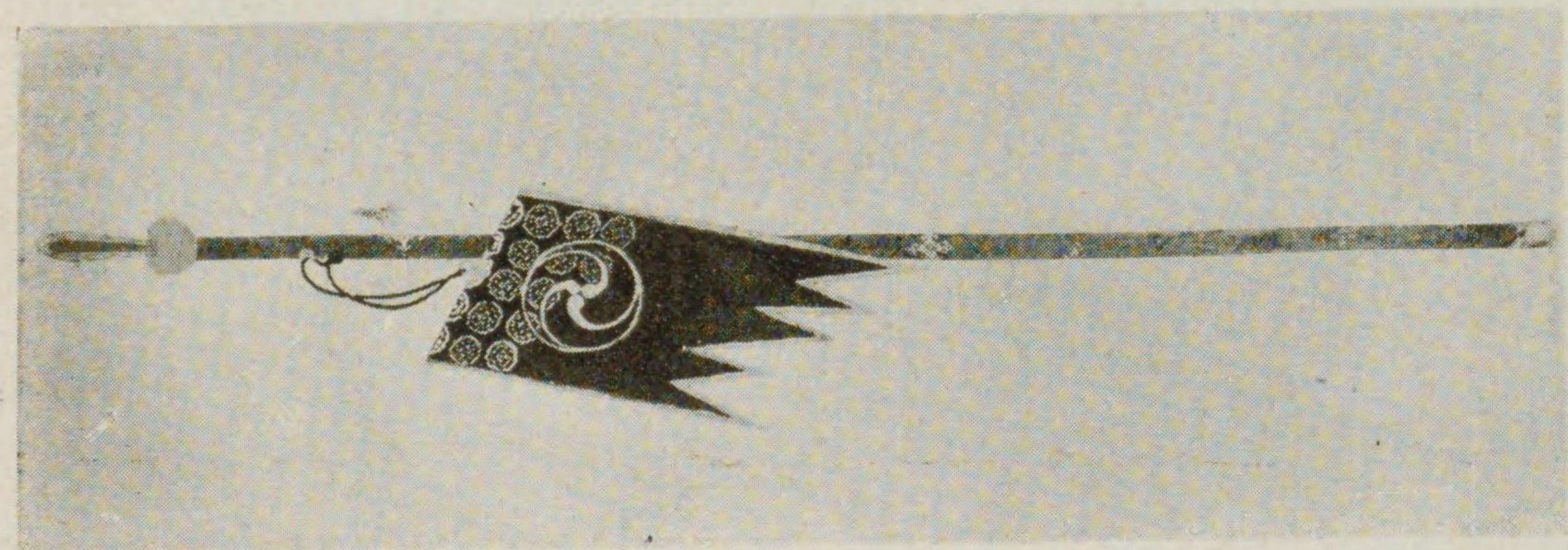
弓 御



楯 御

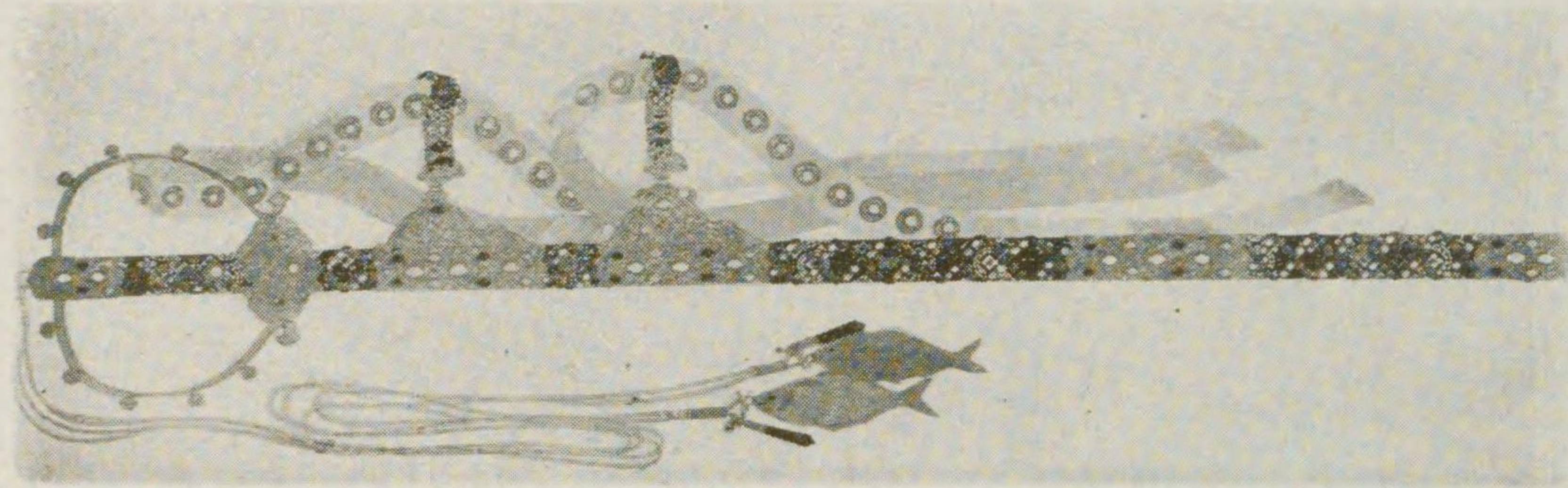


鞆 御

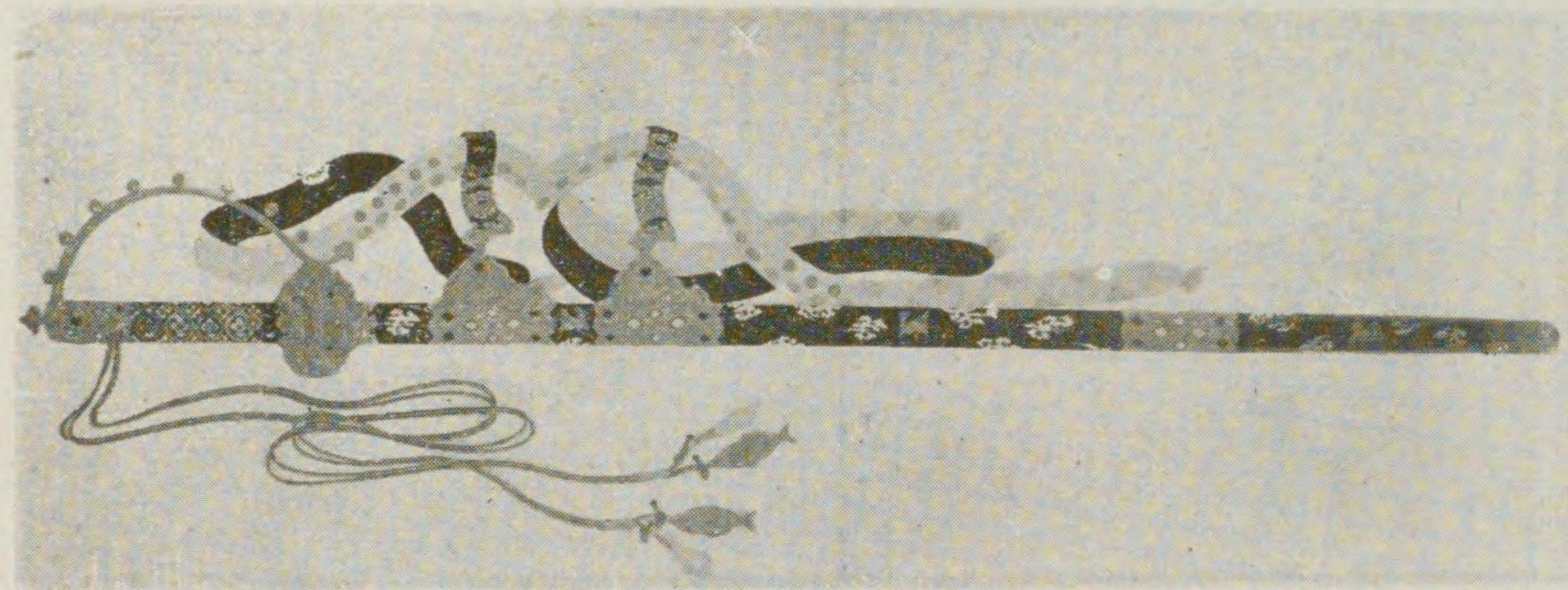


鉾 御

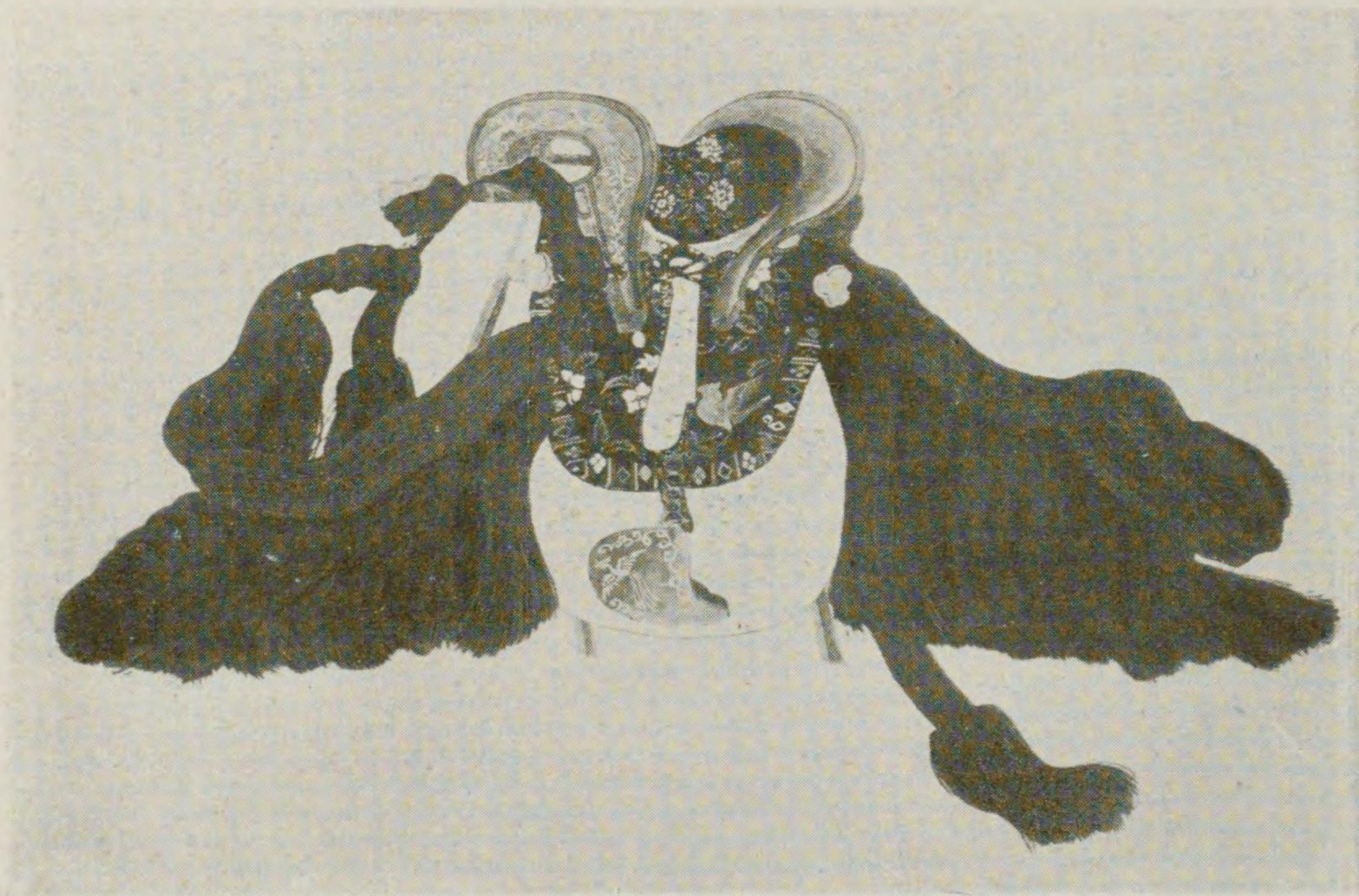
(二) 寶 神 御



刀 太 御 經 玉



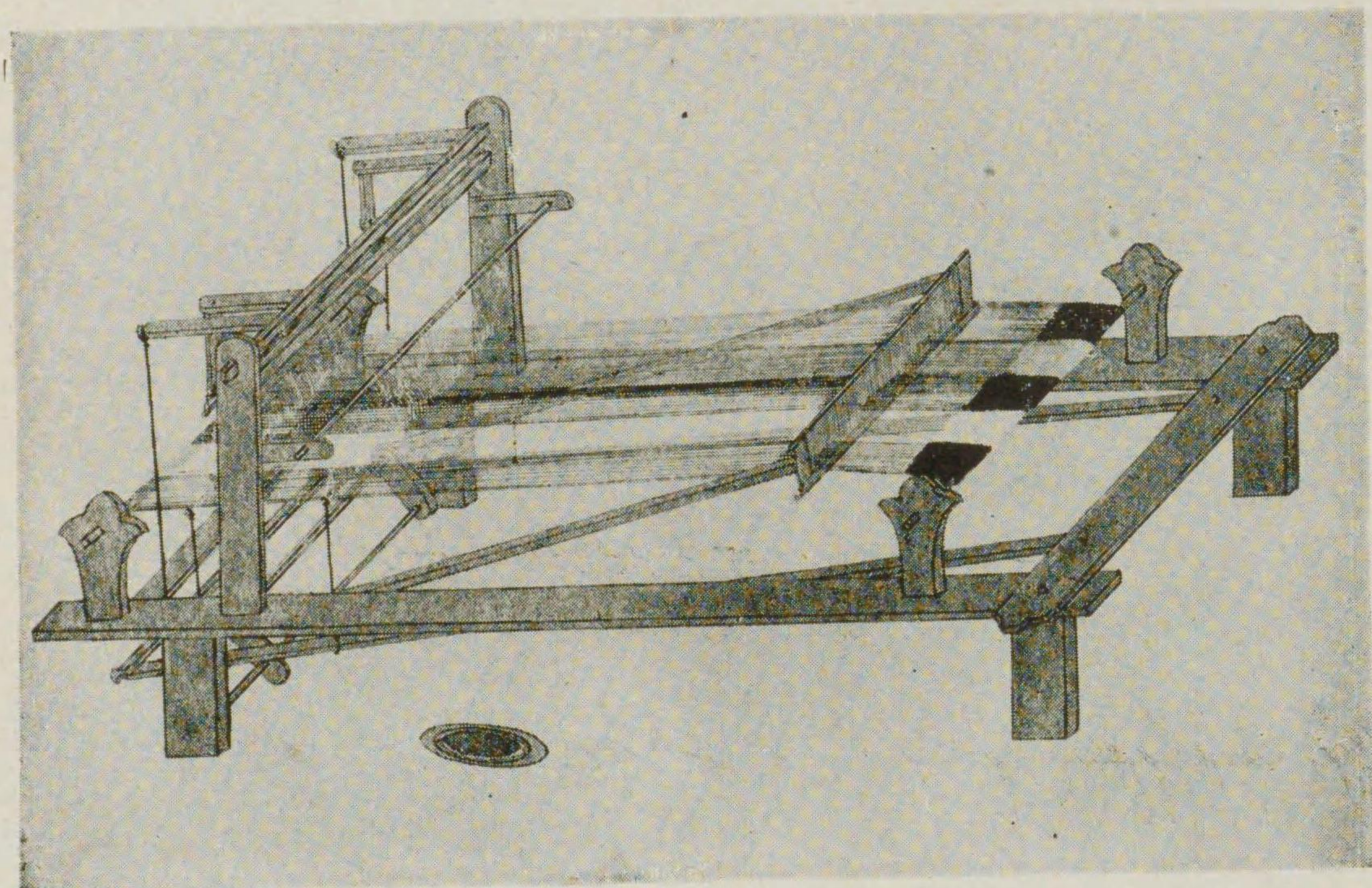
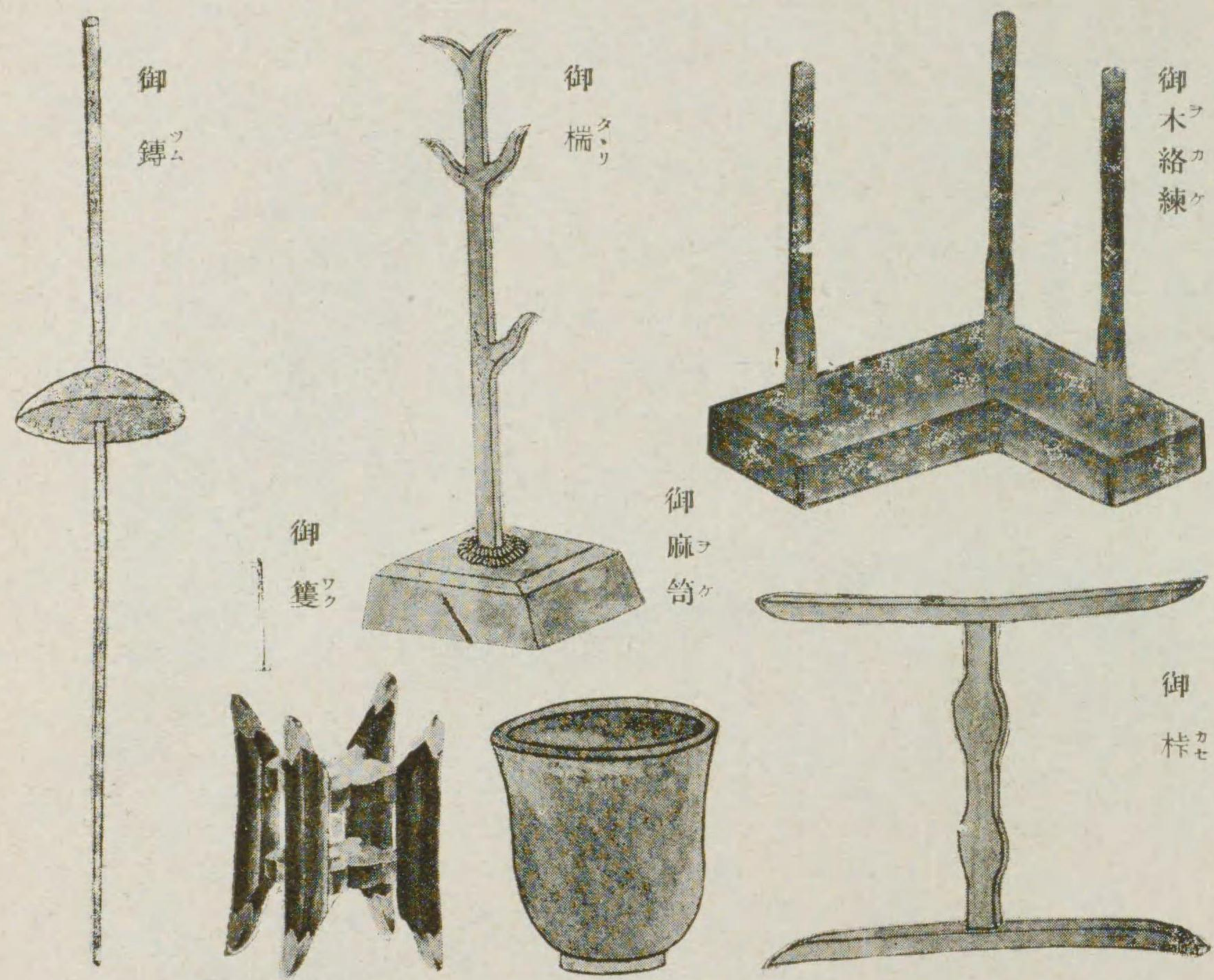
刀 太 御 一 第



鞍 御

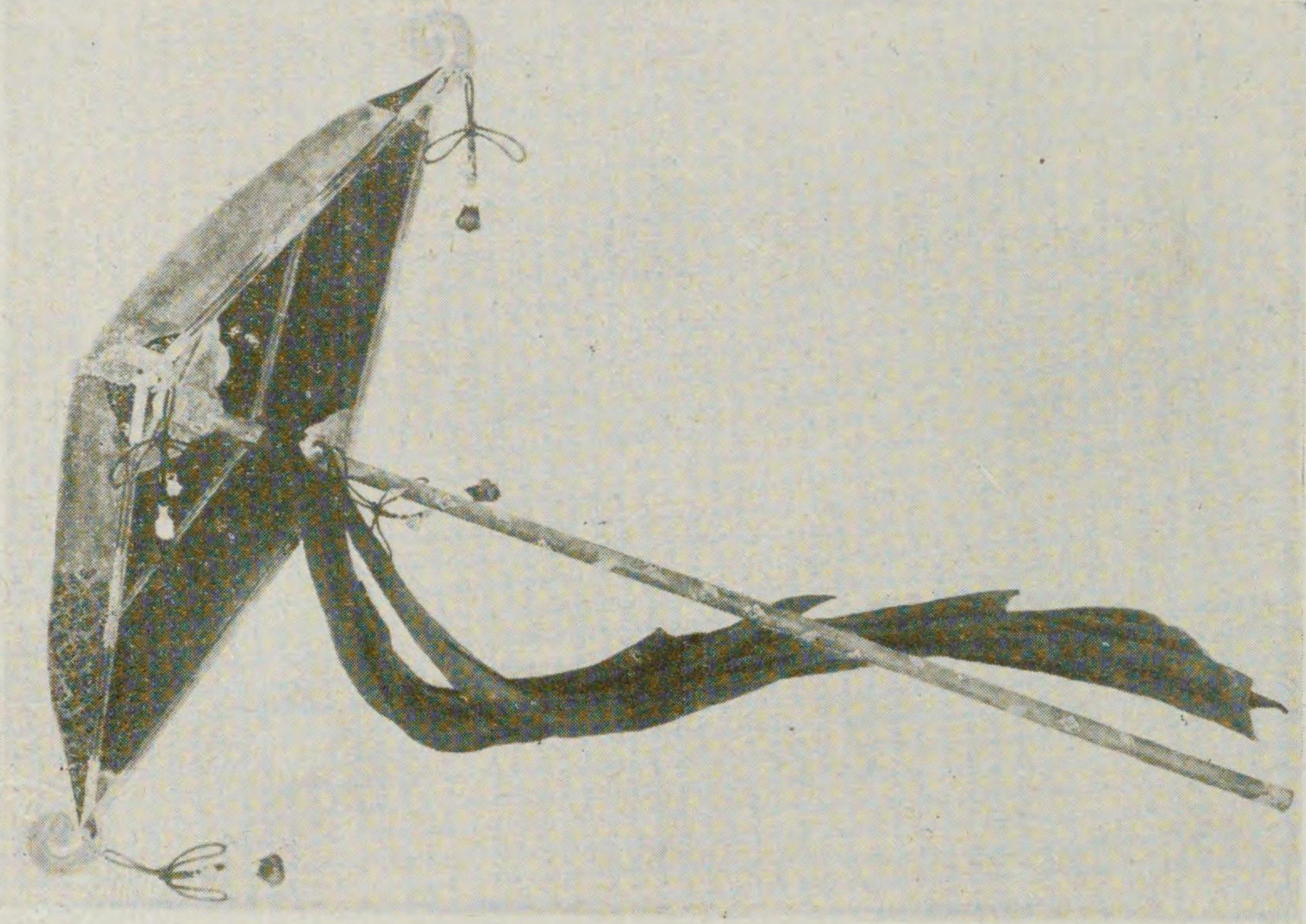


(三) 寶 神 御

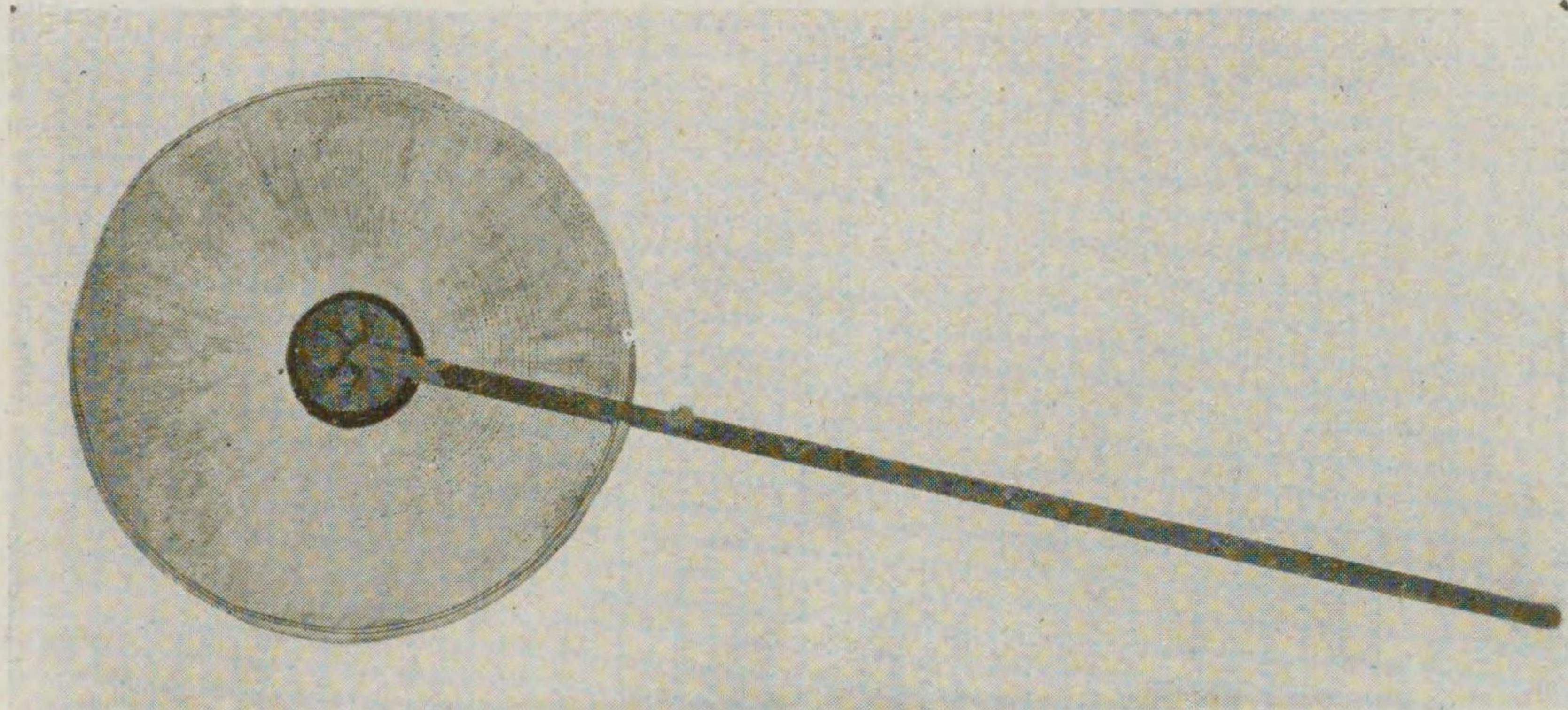


御 高 機

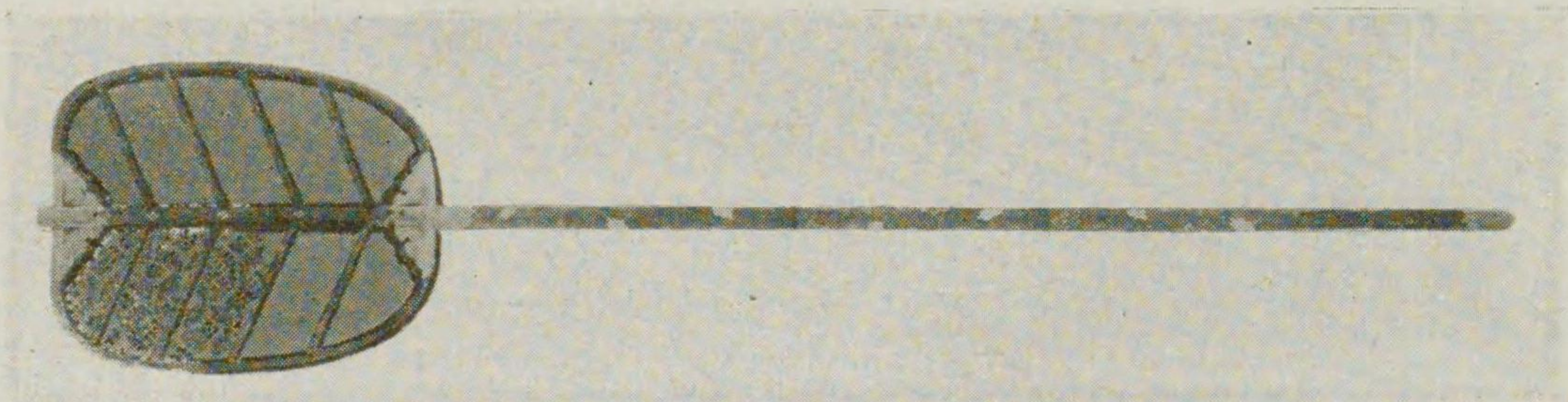
具 遷 奉



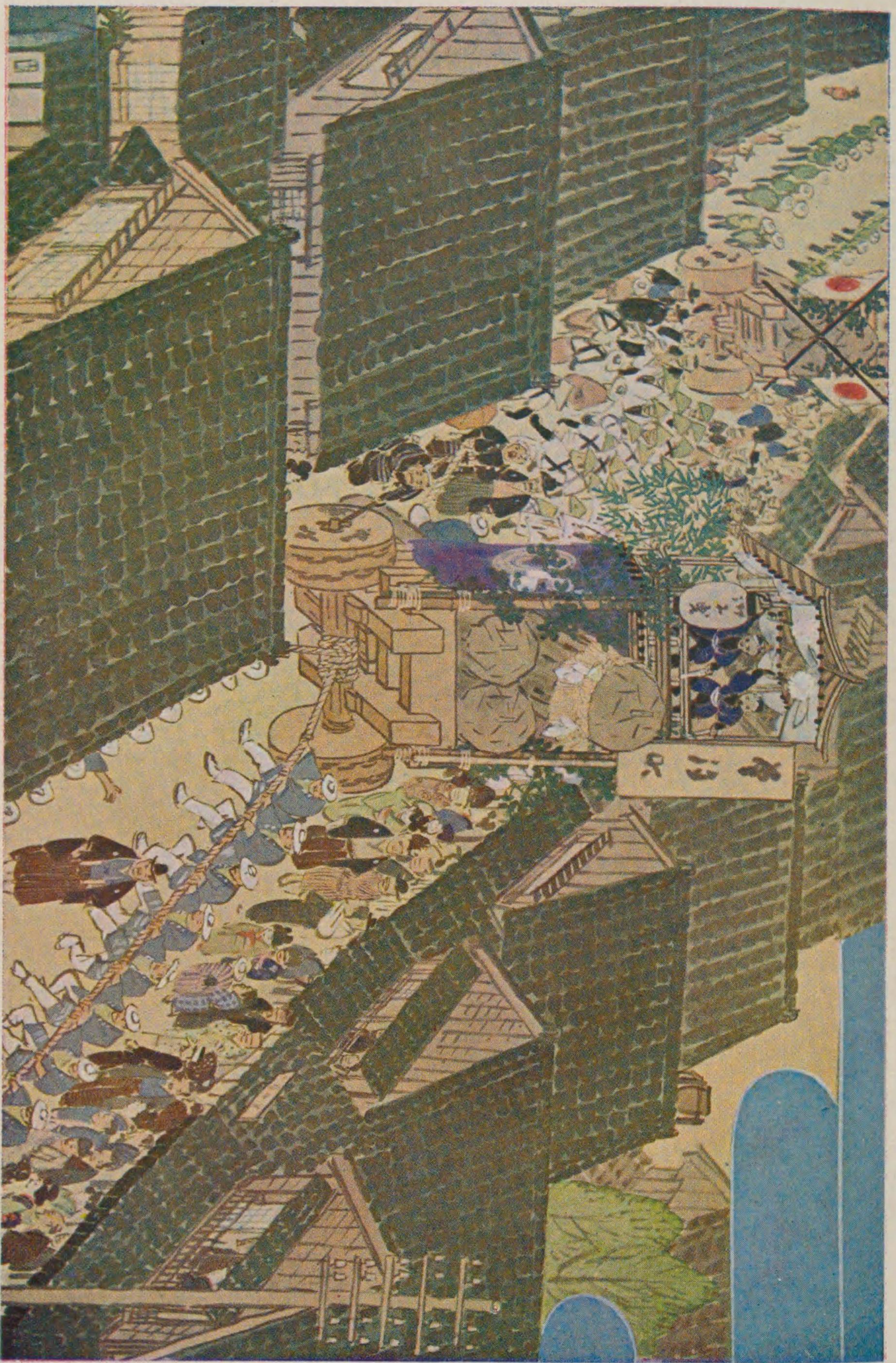
(さがぬきんお) 蓋 御



(はしさんおのげす) 翳 御 菅



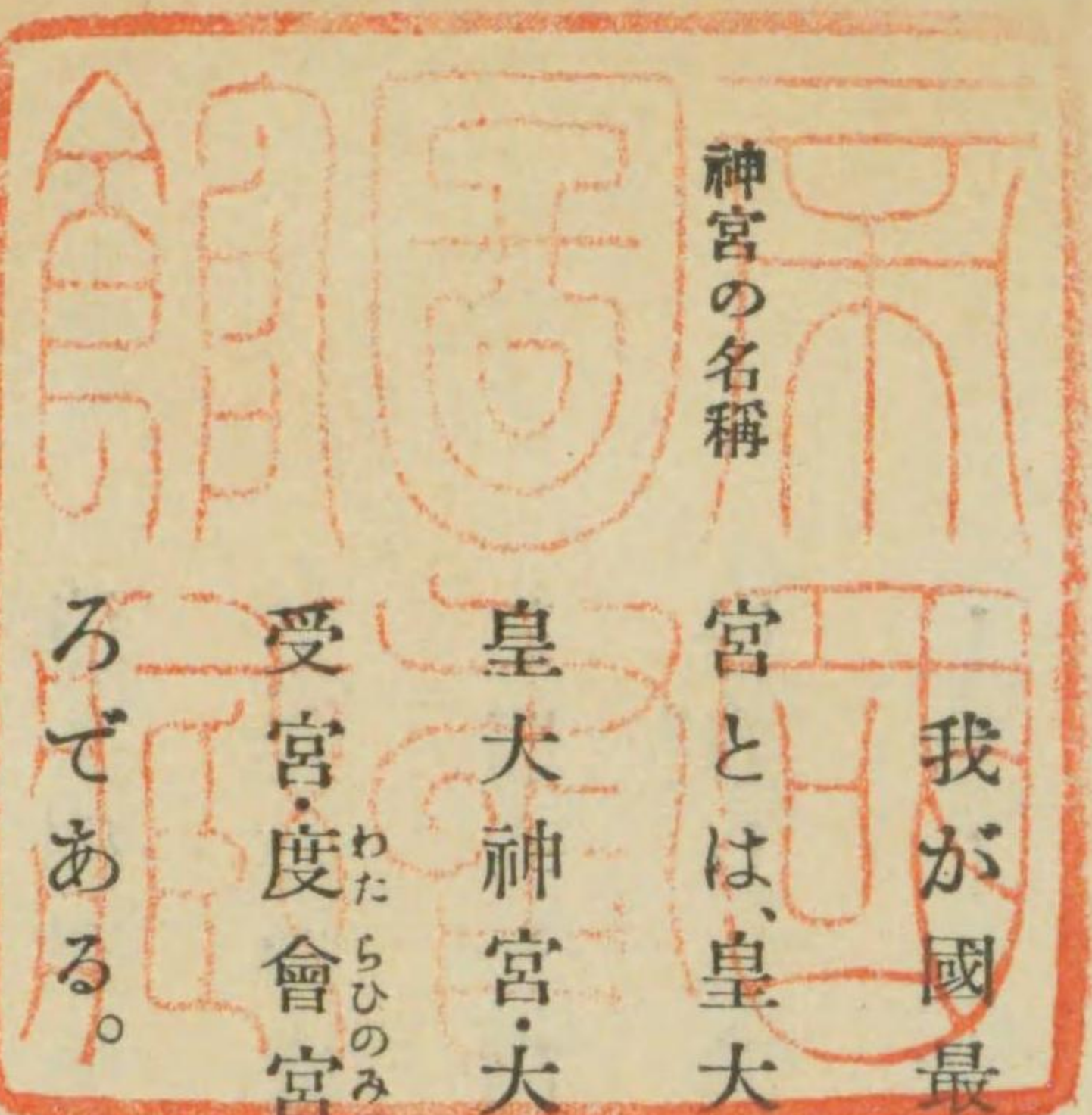
(はしさんおのら) 翳 御 羅



(宮外) 曳 木 御

神宮と式年遷宮

神宮概説



我が國最高至貴の宗祀として遍く國民尊崇の標的と仰ぎまつる伊勢神宮とは、皇大神宮・豐受大神宮の兩宮を總稱し奉り、古來世に皇大神宮を天照皇大神宮、大神宮、伊須受能宮いすくのみや、五十鈴宮又は内宮と申し上げ、豐受大神宮を豐受宮わたらひのみや、度會宮又は外宮と申し上げ參らせて居ることは人の周あまねく知れるところである。

神宮の所在地

皇大神宮は三重縣宇治山田市なる神路山かみぢやまの麓、五十鈴川いすづがの川上に鎮りま
し、豐受大神宮は同じく高倉山たかくらやまの麓、山田の原に鎮り坐す。千古斧鉞きやうぼくせんを入
れない鬱蒼とした森林を以て圍まれて居る神域は、宛さながららに太古の趣を見せ、千

木高く宮柱太知立つ白木造の神殿と相俟つて、寔に神聖にして崇高な靈氣に満ち満ちて居る。

〔内宮〕
天照皇大神

畏くも天照皇大神は大日靈貴とも又日神とも稱へ奉り、我が天皇陛下の遠き御祖先におはします。伊弉諾尊伊弉冉尊の珍貴の御子神にましまして、其の御威徳の極めて高くして周きことは、恰も太陽の天上に輝いて世界を照らし、萬物之によつて其の生育を遂げるが如きものである。されば萬民齊しく其の御德澤に浴せざるはなく、御代々の天皇は皆其の御子孫にましまし、大神の御系統は連綿として天地と共に窮りがない。初め大神は大御祖神の命を以て八百萬神を率ゐて高天原を統治遊ばされたが、萬民の爲を思召させられ、始めて五穀の種を田畑に植ゑ、或は養蠶の道を開き給ひ、以て萬民を御愛撫遊ばされたのである。かくて皇孫瓊瓊杵尊を降して此の國土を治めしめられるに當り、

豐葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣。

大日本帝國

と仰せられた。天壤無窮の皇運はこゝに始り、世界に比類のない我が大日本帝國の基礎は、實にこゝに定まつたのである。されば御代々の天皇は皆神勅の御趣意を奉じて帝國を統治し給ひ、仁政を敷いて國民の幸福を圖り給はぬはなかつた。教育に關する勅語に、

皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ

と仰せられて居るのは、之れが爲と拜せられるのである。

三種の神器

天照皇大神は瓊瓊杵尊が大神の膝下を辭して此の國土に降り給ふに際して、特に親しく八咫鏡・八坂瓊曲玉・草薙劍の三種の神器をお授けになり、此之鏡者專爲我御魂而如拜吾前伊都岐奉

と仰せ給うた。之れとりも直さず皇位の御靈符として、我が國民道德の淵

源である皇祖奉齋の要道を昭示し給うたものと拜するのである。さればこの神勅のまに／＼歴代の天皇は相承けて御鏡を皇居の裡に齋き奉られて、親しく報本反始の儀禮を擧げさせられ、大孝を申べ給うた次第である。後、第十代崇神天皇の御代皇紀五百六十九年に至つて、神威を畏み、始めて倭の笠縫邑かさぬいのむらに鎮祭せられ、更に八十七年を経て第十一代垂仁天皇の御代今の地に大宮を造營せられ、之を齋祀いづきり給うたのである。是即ち皇大神宮である。時に皇紀六百五十六年、今日から數へて一千九百三十三年の悠久の昔に溯る。爾來神宮はすべての神社の首班に立たせられて歴代天皇の御尊崇頗る篤く、神威は赫々として皇運と共に天下に遍照し、四海齊しく廣大無邊の神徳に浴し奉つてきた次第である。

〔外宮〕
豊受大神

次で第二十代雄略天皇の御代皇紀一千百三十八年に至つて、豊受大神を山田の原に迎へ奉り、外宮に奉齋せられた。是即ち豊受大神宮に坐します。

此の大神は我が國民生活に必要缺くべからざる衣食の道を掌られる祖神に坐して、天照皇大神夙く其の靈徳を嘉し給ひ、天下生民の爲めに五穀の種を此の大神から受けて播種せしめられ、

顯見蒼生可食而活者也

と仰せられて之を皇孫にお授けになつた。かくて我が國民生活の根源を開かせ給うた御威徳を拜することが出来るのである。

神宮別宮

神宮にあつては以上兩正宮の外に、皇大御神の御父母神である伊弉諾尊、伊弉冉尊を初め、御由縁おんゆかりの深い尊貴な神々が別宮として齋き奉られて居る。別宮は皇大神宮に十所、豊受大神宮に四所坐しますのである。

皇室の神宮
御尊崇

かくて神宮は我が國至高至貴の宗祀にましますが故に、皇室の御尊崇極めて篤く、御鎮座以來皇女をして親しく奉仕せしめられたのである。明治以後は皇族を祭主として祭事を總管せしめられ、年中の祭祀はいとも嚴か

に執行はれて居る。而して祈年神嘗新嘗の三祭には勅使をして幣帛を奉奠せしめられる。就中神嘗祭は最も重い御儀であつて、當日は宮中に於いても遙拜の式を行はせられる。若し夫れ皇室及び國家に重大事のある場合には親告あらせられ、又は勅使を差遣して其の由を奉告せしめられ、或は神勅を仰ぎ、或は神恩に奉賽遊ばされるのが古來の御例である。殊に明治天皇には尊崇の思召特に深くおはしまし、始めて行幸の例を開かせ給ひ、又即位禮及び大嘗祭を訖らせられた時、竝に大婚の禮を訖らせられた時には、天皇陛下は皇后陛下と共に御親謁遊ばされることをお定めになつたことは寔に畏き極みである。昨年の御大禮に聖上皇后兩陛下御同列にて御親謁遊ばされたことは、皆人の知るところである。

神宮と國民

かくの如く皇室を始め、國家の禮典は鄭重を盡されて居るので、國民一般に於いても古來神宮尊崇の念は極めて深く、齊しく大御神の赤子として帝國の御祖神と崇め奉り、大御前に額（ひんがし）いて報賽（ほうさい）の誠を捧げまつることを無上の幸福としてきたのである。殊に近來此等參拜者は年と共に増加して毎年數百萬を算し、又朝夕家庭に於いて奉安する大麻（たいま）の數も次第に加はつてきて、今や全國の津々浦々に至るまで、家として之を拜受せぬものがないといふ狀況である。

光輝ある國體

實に世界は廣く、國は多いけれども、我が國の如き古い建國の歴史を有ち、優秀な國體を保つて、圓滿な社會の發達を遂げつゝあるものはいづれの處に於いてかまた之を求むることが出來よう。諸外國には君主が國家を治めるもの、或は國民がその代表を選んで治めしめるものもあるが、いづれもその國體はしばしば變つて、建國當時の國體を保つものは稀である。然るに獨り我が國體は太古の昔から今日に至るまで微動だにせず、國家の中心は常に皇室を離れることがなく、國運年々に榮えて今日の發展を見るに至

つたことは、實に世界に類のない美はしい國體と申すべきである。されば吾等臣民たる者は皇室の御祖神にまします天照皇大神の御神徳を常に仰ぎ見て、深く我が國體の基く所以の根源を覺り、聖旨を奉體して益々我が國體の精華を發揚し、以て皇運を扶翼し奉るの決心を鞏くせねばならぬのである。

○

本居宣長

わたの原島の八十島よもの國ひかりあまねく天てらす神

いすゝ川あらたにうつる神垣や年ふる杉の影はかはらす

ものいはゝ神路の山の神杉に過し神世のことそとはまし

式年遷宮

序

式年遷宮の
意義

謹んで按ずるに、神宮の式年造替・遷宮は皇祖を齋き奉る重要な禮典であつて、單に神宮の大祭であるだけに止まらず實に我が國家の重大儀典である。されば歴朝深く大御心を注がせ給ひ、昔から式年造替の制度を立てられ、國費を以て社殿を造營し、御裝束・神寶を調進し、勅使を差遣して遷御の大儀を執行はしめられるのである。随つて吾々國民たるものは、この皇祖御尊崇の範を示し給うた歴朝の聖旨を奉戴し、能くこの祭儀の本儀を體得し、以て廣大なる御神徳を奉讚する覺悟がなければならぬ。仍つて以下數章

に亘つてこの祭儀の本義に就いて叙述の歩を進めたいと思ふ。

第一 殿舎と宮域

神宮の式年造替竝に遷宮に就いて謹述するに方つて、先づ最初に造替の對象となる殿舎、及び宮域に關して一と通り簡単に叙述する必要がある。

雄頸にして清楚な鳥居、莊重にして高雅な神殿、繁り榮ゆる常磐木の千古の森……さながらに神の世を想はしめる森嚴な神宮の御建物の構造は如何にと云ふに、微細に亘つては内外兩宮の間に多少の相違點を見らるゝとはいへ、大體の規模形式等は殆んど同一である。即ちその御敷地は兩宮ともに正しく南面し、東西に相接續する二箇所に分れて設けられて居る。御敷地とは大御神の鎮ります正殿を中心とし、附屬の殿舎竝に御門、御垣の建てられてある最も神聖な一區域を云ふので、古くは宮地とも大宮院または

東西御敷地

内院とも稱した。此の御敷地を東西に二箇處設けることは、延喜太神宮式に「宮地、定置二處、至限更遷」と明文がある如く、二十年毎に替る替る一方の御敷地に新殿を造營する爲であつて、現在は東方の御敷地に鎮座せられて居るが、當度(昭和四年)の式年遷宮には、新殿を西の御敷地に造營せられたのである。此の御敷地内に正殿を中心として寶殿、四丈殿等の殿舎が配置せられ、之を圍繞するに四重の御垣を以てし、御垣毎に四面若くは前後に御門があつて、その清楚森嚴なる御建物の結構は、さながらに古代の莊重淳朴なる宮殿建築を眼のあたり髣髴せしめる。この内院の御建物の外、參道より窺ひ得る宮域内の御建物の種類は數々あるが、其の中で近世の施設に係る少數のものを除き、所謂古制に基いて造替又は修繕せられる正殿を始め、主要な殿舎の構造は、申すまでもなく我が國神社建築の最も上代風にして且つ最も整備せる所謂神明造の様式に屬し、其の規模は御鎮座以來殆ど渝る處

唯一神明造の様式

無く今日に及んで居るのである。殊に正殿は最も純正なる様式に由つて居るので、建築家は之を唯一神明造と名づけて、普通の神明造と嚴重に區別して居る。

一 皇大神宮殿舎

皇大神宮

先づ皇大神宮の殿舎から説明する。その御敷地たる所謂大宮院は、面積東西相合して四千二百三十六坪あつて、何れも五十鈴川上なる丘上に位置し、四周は自然石を以て積まれた高い石垣にて築かれ、朝日夕日の光り直刺す高燥幽邃極りなき仙寰を占め、その南面は幾十級の石階を以て參道に接して居る。

正殿

正殿は畏くも皇大御神を奉齋する大宮で、其の規模は行三丈六尺九寸、妻一丈八尺、高二丈一尺三寸七分、所謂三間二面の宮造である。全部檜の素木

造に屋根は萱葺、柱は丸柱で深く地中に築立て、千木は高く天空に聳立つて、寔に古語の「下津磐根したついはね、大宮柱おほみやはしら、太敷立たたくたて、高天原たかまの、爾に、千木高知ちぎたかしりて」の様式を如實に示して居る。屋上には内削うちそぎの千木竝に十本の堅魚木かたなぎを竝べ、四方に大床を簀子に張り、勾欄を繞らし、正面に十二段の御階みよかひが附せられて居る。而して勾欄には赤白青黄黒の五色玉二十七箇を据ゑ、御階の登のぼり、勾欄にも亦六箇を附く。此の玉は延暦の皇太神宮儀式帳には記載せられてないが、延喜式に「高欄たかね、上座玉じやうざたま十八枚、御橋玉みはしりたま六枚」と見え、其の後増加せられて今日に至つた。御殿の床下正中には御床に達しない短い御柱が建てられ、その御柱根の周圍を紳を以て圍んで居る。此の御柱は古來一に心御柱しんのみはしら又は忌柱いみはしらとも稱して最も神聖視せられ、萬一異状のあつた場合には上奏の後之を修理し、又はそれが爲に假殿遷宮の行はれたこともある。正殿の前に接續して、祭典用に建設せられた幄舎が附屬して居る。

寶殿

此の正殿の背後東西に分れて東寶殿・西寶殿がある。ともに萱葺金銅金物打立御階付の神明造・南面の御建物で、各行二丈一尺、妻一丈四尺、高一丈四尺九寸ある。東寶殿には朝廷より奉納の幣帛及び五月十月の神御衣祭に供進せられる神御衣等の類を納め、西寶殿には古神寶類を収納して居る。儀式帳に「寶殿二字、長各二丈一尺、廣各一丈四尺、竝博風上……臥堅魚木各八枚」とあり、延喜式にも亦寶殿と見えて居るが、蓋し此の東西寶殿の名稱は正殿の後方左右にあるが故に起つたのであらう。然るに寛正三年の遷宮以降式年造替の廢絶と共に本殿も廢絶し、天正十三年式年遷宮再興の際漸く復興せられたが、當時その位置が正殿に竝べて東西に建てられたのを、明治二十二年度の遷宮より再び古制に復し、正殿の背後に建設せられることゝなつた。

瑞垣
瑞垣御門

正殿東西寶殿を繞つて延長五十五丈七尺五寸の瑞垣があり、南北に御門があつて、之を瑞垣南御門及び瑞垣北御門と稱してゐる。その南御門は萱

内院

葺で、千木堅魚木を頂き、又正殿に最も近い所から古來第一御門とも稱して居る。此の瑞垣以内を特に内院と云ふことがある。玉の如き清淨な白石が敷きつめられ、神宮齋庭の最も神聖な處である。

蕃垣
蕃垣御門

内玉垣
内玉垣御門

その南面に蕃垣及び蕃垣御門があり、蕃垣の外には更に延長六十七丈餘りの内玉垣を四周に繞らして居る。南北に御門があつて内玉垣南御門・内玉垣北御門と稱する。儀式帳には蕃垣を一玉垣と云ふに對して此の御垣を二玉垣と稱し、又南御門は御内より三重なるが故に第三御門とも稱した。古は此の御門前の東西に八重櫛を奉飾する石疊があつたが、正遷宮の中絶と共に止み、其の後再興せられたが、櫛は中重鳥居の左右に附けられることとなつた。

八重櫛

外玉垣
外玉垣御門

内玉垣の外には距離を置いて更に九十三丈餘の外玉垣を繞らして居る。東西南北に御門があつて、外玉垣南御門・同北御門・同東御門・同西御門と稱す

る。儀式帳にはこの御垣を三玉垣と稱し、その南御門を第四御門と云つた。この御門前は即ち公衆の參拜所で、拂曉より黄昏時まで御門の御戸を開き御幌を懸けて居る。此の御垣も式年遷宮の退轉と共に久しく廢絶して居たが、明治二年の遷宮の際現在の如く再興せられた。

中重鳥居
四丈殿

南御門の前面、内玉垣を外玉垣との中間に中重鳥居があり、それより少し東方に四丈殿がある。中重鳥居は其の左右に八重櫛を奉飾するが故に八重賢木鳥居とも云つて居る。此の鳥居は儀式帳延喜式にも見えないのであるから、恐らく中世内玉垣御門の廢絶の際に設けられたのであらう。四丈殿は古く齋内親王侍殿とも又齋王候殿御子宿殿御子殿とも稱し、神嘗祭及び六月十二月の月次祭に齋内親王の祇候せらるゝ殿舎であつたが、式年造替の中絶と共に廢絶し、後光明天皇の慶安遷宮より再興せられたが、猶ほ遷宮の度毎に造替せられず、修覆のまゝ用ひられて來たのを、明治五年以後

四丈殿と改稱し、遷宮毎に造替せられることゝなつた。現今に於いては遷宮祭の御装束・神寶の讀合行事竝に年中恒例・臨時の祭祀の幣帛點檢の儀を始め、雨儀の場合中重の行事等を行ふ場所となつて居る。

中重

中重版位

内玉垣の南面の廣場を中重と云ひ、中重鳥居より少し南に下つて東西に石壺と稱する着座の版位がある。西方は神宮側即ち神宮祭主・大宮司・少宮司・禰宜等、東方は勅使竝に隨員の用に供せられるのである。恒例臨時の祭典は申すに及ばず、遷宮の諸祭典にも、内院着版の場合を除くの外、必ずこの中重に着いて御祭文竝に祝詞奏上・太玉串奉奠・八度拜等の重要な諸行事が行はれるのである。

板垣
板垣御門

外玉垣の外に少し距離を置いて延長百十二丈餘の板垣を四周に繞らし、て、東西南北の四方に御門を開く。南御門は冠木鳥居形である。儀式帳には板垣廻長百三十八丈六尺とあり、神宮雜例集及び辨官抄には之を荒垣と

も稱して居る。而して古來此の御垣より内を大宮院又は廣義の内院とも稱して居た。寛正遷宮以後久しく中絶のまゝであつたが、寛延遷宮の時に西鳥居のみが現存して居たのを、新に南東北三方に鳥居を復興し、更に明治二年に至つて御垣を再興せられ、現今の如き形式を整備することゝなつた。

宿衛屋

板垣と外玉垣との間に南北に宿衛屋がある。北宿衛屋は常に御門の東側にあるが、南宿衛屋は東御敷地の時は西側に、西御敷地の時は東側に設けられる。神官が日夜宿直して御垣内の御警衛竝に正式參拜等を取扱つて居る。儀式帳には宿衛屋四間とあつて、古は御垣の四方に建設せられたらしい。明治以前迄は内玉垣御門の西に番直所と稱する一字があつたが、明治二年外玉垣の再興と共に南宿衛屋が出来、同十七年に北宿衛屋を建てられ、現今の如くになつた。

以上は古く御敷地内の大宮院又は内院の御建物と申し、最も神聖嚴重な

ものとして、何れも式年の度毎に新しく造營せられる。

外院

大宮院の外廓をなす板垣より外を外院と云ふ。外院とは内院又は大宮院に對する稱呼で、儀式帳に始めて見えて居る。今外院の御建物を述べるに、板垣南御門前に石階がある。東御敷地の方は二十八級、西御敷地の方は二十三級あつて、その石階の下、參道の南側に蕃塀を隔て、御贄調舎と稱する建物がある。

石階

御贄調舎

御贄調舎は皇大神宮の大御饌祭に方り大御神に供進する御贄を調理するところで、その南面にある高三尺位の石積を豊受大神の神座とし、その大前に於いて調理の式が行はれる。古くはその南方なる五十鈴川の中嶋に於いて行はれたが、雨儀の場合に差支を生ずるため、明治六年三月現今の如くに建物が創設せられたのである。

參道は石階下より西に折れて斜に北に向ひ、西御敷地の下西南隅を繞り

玉串行事所

ゆく。その參道の兩側に石壺がある。之を玉串行事所と稱し、遷宮祭に於ける遷御竝に奉幣の儀に勅使掌典竝に祭主・大宮司・少宮司・禰宜等が此の處で玉串所役權禰宜から太玉串を受執り參進するのである。

外幣殿

西御敷地を繞り板垣西御門前に出ると、參道は岐れて一は板垣に副ひ北に向ふ。即ち別宮荒祭宮の參道である。その參道に向つて正面に見える南面の殿舎は外幣殿である。古は皇后皇太子竝に東海道驛使の幣帛及び諸國神戸の調の荷前等を納め、又は古宮幣帛等をも收藏せられたが、現今は古神寶の類を納め奉つて居る。古くから内院の殿舎となり、慶安二年再興の時に西御敷地の西南に建てられたが、明治二十二年舊記を考覈して現今の地に移轉せられた。

御稻御倉

同じく荒祭宮參道の西側に近く東面せる殿舎を御稻御倉と稱する。往古の御倉院の御建物御稻御倉、調御倉、鹽御倉、舖設御倉の一つで、御常供田より刈取つた御稻を

荒祭宮遙拜所

收藏する所であつたが、明治以後御稻御倉神を鎮祭して神居の殿舎となつた。

この參道の交叉點、御稻御倉に向つて砌を越ゆる處に東西に細長く石の版位がある。即ち荒祭宮遙拜所で、右は勅使以下左は祭主以下と中強に列立して、本宮の祭儀を畢へ退出の際、荒祭宮を遙拜する處である。遷宮祭には總理大臣以下の供奉員及び參列諸員も、此處で遙拜するのである。

忌火屋殿

次に參道の北に板葺長方形の建物がある。之を忌火屋殿と云ひ、祭典の時大御饌を調備する殿舎である。その南面の廣場が即ち祓所で、神饌辛櫃を昇居る、祭主以下列立して修祓の儀を行ふ場所である。

忌火屋殿前庭祓所

五丈殿

忌火屋殿の西方に五丈殿がある。行五丈六尺、妻一丈九尺、高一丈四寸四分の建物で、其の奥行の丈尺に基づき五丈殿の名を起したのであらう。儀式帳に見える直會殿院の一で、古から其の主殿なるを以て第一殿又は單に

一殿とも稱して居た。現今に於いては雨儀の修祓遙拜式・大祓等の諸式及び遷宮に關する諸祭の饗膳きやうぜんが行はれる。即ち遷御翌日奉幣の儀には退出の際勅使以下祭主・大宮司・少宮司等が此の殿舎の座に着いて古風の饗膳の式を行はれるのである。

由貴御倉
御酒殿

五丈殿の北に蕃塀を前にして南面する二つの小さな建物がある。其の向つて右なるを由貴御倉ゆきのみくらと云ひ、左なるを御酒殿みさかと稱する。由貴御倉は行六尺、妻四尺の神明造、柿葺こけらぶきの建物で、古くは御酒殿院の内なる御倉の一として、由貴の大御饌に供進する御料の御贄みに・時菓等を收めたが、寛永遷宮の際現今の如く神社の形式に改造し、由貴御倉神の神居とすることゝなつた。御酒殿は切妻・柿葺の行二丈四尺、妻一丈三尺の建物で、古は皇大御神及び諸神に供進する神酒を醸造する所であつたが、現今では御酒殿神を鎮祭する神居とせられて居る。

神樂殿
授與所

五丈殿に隣接する檜皮葺の宏大なる建物は神宮神部署の所管に屬する神樂殿かぐら・御饌殿みけ並に大麻曆授與所で、即ち國民の奉賽事務を取扱ふ處である。明治以後に創はじめめて設けられたので、是等の建物は、その性質上式年造替に關係はないのである。

内御厩
外御厩

授與所の前で道が十字路となり、南するのが別宮風日祈宮かぜひのみみやへの參道で、北するのが裏參道となる。裏參道との交叉點北側に内御厩うちのみや、又裏參道御橋の外そとのみやに外御厩があつて、宮内省より牽進せられた神馬三頭を飼養して居る。

第二鳥居

内御厩の前なる表參道の鳥居は即ち第二鳥居で、恒例・臨時の祭儀に勅使竝に祭主以下この鳥居前に於いて對揖後、幣帛竝に勅使以下が祓はらを受けられる。又皇族の下乗もこの鳥居前と定められて居る。次に五十鈴川の清流の御手洗みたらしに下る右側の廣場が祓所はらいせで、又大祓遙拜等の式場である。その前面に第一鳥居があり、參道右側に行在所あんざいしよ並に齋館さいかんの建物がある。行在所は

行在所
齋館

即ち天皇・皇后の御親謁並に御參拜の節頓宮の御用に充てさせられる建物で、又年中恒例臨時の祭儀には勅使齋館より先づ此處に參入し、幣帛を奉じて參進せられるのである。齋館は祭主以下神官の齋宿する忌館いみだちであつて、祭儀の場合總べて此の前庭に於いて列立し勅使に續いて參進するのである。行在所は建坪七十四坪、齋館は四百六十六坪である。齋館と相對して參道の側に手水舎がある。

手水舎

警衛部

次に第一鳥居口御橋を渡つて神苑に出ると、衛士見張所並に神宮司廳警衛部等の建物がある。此等は何れも神宮司廳の經營に屬するもので、手水舎ともにも勿論明治以後の創設に係るのである。

造替と修繕

以上の皇大神宮宮域内御建物の中、正殿を始め東西寶殿、瑞垣、蕃垣、内外玉垣、各御門、中重鳥居、四丈殿、南北宿衛屋、板垣、蕃塀、外幣殿、御稻倉、五丈殿、鳥居等は當度の遷宮に際して總べて新しく造替せられ、其の他の御贄調舎、由貴

御倉、御酒殿、忌火屋殿、内外御厩、行在所齋館等は前例に準じてそれ／＼修繕改修せられたのである。

二 豊受大神宮殿舎

豊受大神宮
御敷地

次に豊受大神宮の御建物及びその構造、配置等は、大略皇大神宮と同様であるが、その異なる主要點のみを左に列記する。

内院御敷地から申せば、その面積は東西合して四千四百八十二坪あつて、皇大神宮のそれに比し參道より餘り高くない深林内の幽邃の地にある。

次に正殿の構造上、人目を惹く著しい點は、千木が内宮にあつては内削うちさき先端を水平に切る（であるが、外宮は外削そとさき先端を垂直に切る）であり、共に風切と稱する穴を穿つてゐるが、其の穴の數は、内宮は一枝につき二箇半宛、外宮は二箇宛であること、又棟上に横はる堅魚木は、内宮では十本、外宮では九本と

なつてゐることである。又高欄居玉は三十三顆なるに對して三十一顆である等、其の他微細の點に至つては尠からず相違がある。

次に殿舎の配置を云へば、東西寶殿は内宮は正殿後方に南面して居るが、外宮は正殿の前方に北面して居り、又外幣殿が内宮は外院にあるのに、外宮は板垣内西北に位置して内院の御建物となつて居る。

御饌殿

又内院の殿舎として板垣内東北隅に御饌殿みけでんがある。此の御饌殿は外宮にのみあつて、その構造も他の諸殿舎に比し全く特殊の様式に従つて居る。即ち神明造せいでう井樓組いろうぐみ金銅金物打立きんどうきんぶつうちだて刻御階きざみかひつき付萱葺の様式で、南北に扉を開き、行一丈九尺五寸、妻一丈三尺で南面して居る。兩大御神を始め相殿神及び別宮の神々に朝夕の大御饌を供進し奉る殿舎であつて、その建立は實に外宮御鎮座の由緒に淵源し、雄略天皇の二十二年皇大御神の神勅によつて、豊受大神を此地に迎へ奉つた時より、この殿舎に於いて皇大御神と相殿にして

朝夕の大御饌を日別に供へ奉ることゝなつたのである。中世正宮の御垣が廢絶したため、此の殿舎の周圍に御垣御門鳥居等を附屬せしめたのを、明治二十二年之を撤回し、更に蕃塀二重を新に建造して現今に及んだ。

又當宮には蕃垣御門はあるが蕃垣はなく、中重鳥居に八重櫛が着いて居ない。

九丈殿

以上は内院の殿舎であるが、外院の建物に於いては、五丈殿の外くぢやうでんに九丈殿がある。延暦の止由氣太神宮儀式帳に「九丈殿一間長九丈、廣二丈、高一丈」とあるが、現今は丈尺を減じて行四丈二尺、妻一丈八尺六寸となつて居る。この殿舎は内宮に於いては早く廢絶に歸したが、當宮では中絶することなく今日に及んで居る。現今は攝社以下の遙祀の祭典に用ゐられて居る。

その他内宮に比し當宮には御贄調舎、由貴御倉、御稻御倉等の御建物が無く、御厩も壹宇で神馬二頭を飼食して居る。殿舎の配置、祓所及び玉串行事

所等の位置に就いては、煩雜を避けて此に述べないから、諸殿舎位置圖を參照せられたい。

外宮に於いて正殿・東西寶殿・各御垣御門・鳥居・四丈殿・御饌殿・外幣殿・宿衛屋・五丈殿・九丈殿等は造替せられ、御酒殿・忌火屋殿・御厩・行在所・齋館等は修繕せられる定めである。

三 別宮殿舎

諸別宮

神宮には、兩正宮の外に各所屬の別宮が十四所坐します。即ち皇大神宮の所屬として、宮域内に荒祭宮・風日祈宮の二所、月讀宮・月讀荒御魂宮・伊佐奈岐宮・伊佐奈彌宮以上度會郡四鄉村大字北中村鎮座・瀧原宮・瀧原並宮・度會郡瀧原村大字野後鎮座・伊雜宮・志摩郡磯部村鎮座・倭姫宮・度會郡四鄉村鎮座の八別宮は宮域を離れて各所に鎮座せられて居る。豊受大神宮の別宮とし

ては、同宮域内に多賀宮・土宮・風宮の三所宮域を離れて月夜見宮・宇治山田市大字宮後町鎮座が鎮座せられて居る。何れも兩正宮と御由緒の深い尊貴の神々を奉齋し、本宮に亞いで尊重奉齋せられる宮であるから、古來正宮と同じく式年毎に造替する定めとなつて居る。此等別宮の御建物も、正殿の外に一重若くは二重の御垣御門を具へ、附屬舎として忌火屋殿・修祓所等があり、又宮域外別宮にはそれ〴〵宿衛屋が設けられて居る。構造も總べて神明造で、神代ながらの清楚淳朴な建築様式であるに變りはないから、今一の説明を省略する。只瀧原宮に特に御船倉と稱する殿舎があるのは、皇大御神御巡幸の歴史に因む何よりも貴い記念である。其の外瀧原宮所管社若宮神社・伊雜宮所管社佐美長神社等の御社殿も式年遷宮に際し造替又は修繕せられる定めである。

造替又は修繕の建物數

さて當度遷宮に際し、國費を以て造替せらるゝ殿舎・御門等の總數は正宮

各別宮等を合して百七拾五箇處、其の他修繕して用に供せられるもの七拾貳箇處に及んで居る。

四 神 域

内宮神域

御敷地を中心として之に接續する最も神聖な地域を神域と云つて居る。皇大神宮の神域は面積九十五町五段九畝十一歩で、東南には神路山の秀峰を望み、西南には五十鈴川の清流を繞らし、幽邃森巖なること他に比儔を見ない。千古斧鉞を入れない鬱葱たる森林は、宛らに原始の林相を備へ、數百年も経過した轟々たる老杉は高く天空を摩して晝猶暗く、足一度この域に入れば、自らに只々神々しい感に打たれしめ、心の底まで清らかになるを覺ゆる。この神々しい神域であつてこそ、始めて神代ながらの御建物の様式がよく調和し統整され、以て純一無二の絶對なる神聖境を現出して居ると

いふことが出来るのである。

宮域林

此の神域を更に衛護する森林として、五千三百四十三町四段二十二歩の宮域林と百八十六町八段一畝二十一步の宮域附屬林とが接續して居る。現今之を第一宮域林と第二宮域林とに區別して居るが、第一宮域林とは神域の周圍並に宇治橋附近、及び宮川以東の鐵道沿線より視界に入る部分で、其れ以外の部分が第二宮域林である。是等の宮域林には風致保存のため、或は五十鈴川水源涵養のために年々殖栽を實施して居るが、將來神域の巨杉と相俟つて鬱然たる大森林を形成し、森嚴な氣分を彌が上にも増すことゝ思はれる。

外宮神域

豐受大神宮の神域は面積八十八町九段五畝二十二歩あつて、南には高倉山及び高神山の高丘が聳え、滿山翳鬱たる深林を以て包まれて居る。

神域沿革

内宮神域は垂仁天皇即位二十六年から皇大御神の鎮り坐す靈境であり、

外宮神域は雄略天皇の即位二十二年から豊受大神の鎮り坐す聖域であることは今更ら申すまでもない。御鎮座當時の状態は固より之を詳に知る由もないといへ、延暦の皇太神宮儀式帳に御座地の模様を記して「御座地、度會郡宇治里伊鈴河上之大山中、四至、(山遠遙阻廻、又近南西北河廻)」とあり、又延長四年の神祇官符に「太神宮四至、東南西深山、無有人宅、北限宇治河者」とあるのは、略ぼ現今の神域及び宮域の地に相當するのである。茲に伊鈴河上の大山とあるのは、今の神路山及び島路山を指す。外宮の宮域に就いては、延長の神祇官符に「近四至去神宮大垣外四方各肆拾丈、遠四至(東限赤峯竝樋手淵、南限宮山、西限粟尾岡、竝山幡淵、北限宮河)」とあつて、舊宮域は現今の神域よりも遙に廣く、宮川の南東岸に達して居たことが知られる。

古來兩宮域には齋館の外に民屋を作り庶民の居住を嚴禁して居たが、中世以後齋館の増加に伴ひ民家もまた相接續して建設せられ室町時代には

一市街を形成した觀があつた。之が爲めに或は宮域の尊嚴を損ひ、或は附近の民家から火を失して神域を驚かし奉つたこともあつたので、度々民家の撤却を決行したが、充分の効果を收め得ず、漸く明治二十二年に至り、宇治山田市の有志等相謀つて神苑會を組織し、皇大神宮の宇治橋以内の地と豊受大神宮の近接地の人家を撤去し、此處に神苑を設け之を神宮に獻納するに至つて、今日の如き神域の廓清を見るを得たのである。其の後大正三年に宇治橋外の民家を撤して苑地を開設し、更に大正十一年帝室林野管理局から帝室世傳御料地たる五千三百五十六町餘の林地を神宮宮域に移管せられて、此に全く神境の尊嚴が完備したのである。

五 宇治橋と風宮橋

宇治大橋

東京宮城より皇大神宮神域に通ずる國道を第一號路線と稱して居る。

その神域に入る第一の關門は人も知る宇治大橋である。世に之を宇治橋大橋御裳濯河橋とも名づけて居る。その規模は橋の前後に弘一丈八尺の神明造の鳥居を建て、その左右兩側に高欄を有し、その上に十六箇左右八箇の擬寶珠を載せ、橋の長さは三十丈、巾二丈六尺五寸の純日本式惣檜木造であつて、潺湲としてその下を流れる五十鈴川の清冽と相俟ち、寔に神境に應はしい偉觀を示して居る。

大橋の濫觴に就いては明かに知り得ないが、文獻に現はれる初は、康永元年の土佛參詣記である。併しこの頃の大橋は今日の如く高欄擬寶珠付の立派な様式でなかつたのであらう。且つ中世以降國費窮乏して式年造替さへ中絶した時代には、宇治橋の如きも朽損のまゝ、久しく修造せられず、特志家の勸進によつて漸やく造營の功を遂げたことが度々あつた。文明九年の僧賢乘、永正二年の慶光院守悦の如きは即ちそれである。その後天正

八年に織田氏、天正十九年に豊臣氏の手によつて架設を見、江戸時代に至つては元和四年始めて之を造替し、其の後安政四年に至る間、二十一回に亘り、造替又は修覆せられたが、明治二十年度より造神宮使廳に於いて國費を以つて造替する定めとなつた。當度に於いては既に竣工して、九月二十二日を期し盛んな渡初式を行ふ豫定となつてゐる。大橋は古來神宮の所管の如くであつたが、江戸時代に至つては、造營の事は總べて山田奉行に於いて之を管掌し、地祭立柱・渡初の如き諸儀式のみ神宮に於いて之を行つた。

風宮橋

今一つ神境内に五十鈴川に架する一大木橋がある。即ち授與所の前から南、風日祈宮に至る參道に渡す橋で風宮橋と云つて居る。宇治大橋を御裳濯河橋と云ふに對して五十鈴川橋とも稱した。橋の長さは十四丈四尺、巾一丈五尺三寸で、構造は大橋と同じである。氏經日次記寛正六年の頃に始めて其の名が見えて居るから、その起源も略々大橋と同じ頃と見て差支

なり。

第二 式年遷宮制の起源

式年遷宮制の起源

神宮に於いては古來二十年に一度新しく社殿を造替して、舊殿から新殿に御神體を遷奉^{うつし}る遷御の大典が行はれることは前述の如くである。之を式年遷宮又は正遷宮と申し、神宮に於ける最も重い儀典とせられて居る。

此の二十年を以て造替の年限とすることは早く延暦の皇太神宮儀式帳に、

常限^二廿箇年、一度新宮遷奉、

と記し、延喜太神宮式には、

凡太神宮廿年一度造替正殿寶殿及外幣殿^{度會宮及別宮餘社造^二神殿^一之年限准^此}皆採新材構造、自外諸院新舊通用^{宮地定^二置^一處^二至^一限更遷、}

と云ふ國の法規としての成文が見えて居る。即ち此の延喜式の成文に基づいて二十年を式年として兩正宮を始め、所屬各別宮の殿舎が造替せられて來たのである。

新殿の造營が竣工して遷御の儀典の行はれる月日も亦古來一定して居たので、延喜式には皇大神宮は九月十六日、豐受大神宮は九月十五日と規定し、後に之を式月式日と稱した。こゝに九月十六日、同十五日とあるのは神宮神嘗祭の當日であるので、特に此日が選ばれてゐるのは、深い理由の存する所である。

神宮を二十年毎に造替する事實の最も古く正確な史料に見ゆるのは、續日本後紀仁明天皇嘉祥二年九月丁巳(七日)の條に、

遣左少辨從五位上文室朝臣助雄等奉神寶於伊勢太神宮、是廿年一度所奉例也、

とあるのがそれで、式年造替に伴ふ神寶奉納の事實を記したものである。尙ほ類聚國史に此の嘉祥二年より二十年目に當る貞觀十年九月七日に同じく神寶奉納のことを記し、尋で三代實錄仁和元年十一月廿一日の條に、

是日、勅遣散位從六位上大中臣朝臣罕雄、判官一人、主典一人、造伊勢太神宮、據式二十年一度改作、去貞觀十一年修造、其後十八年于茲矣。

と記載して居るのを見れば、前の續日本後紀類聚國史の神寶奉納が式年遷宮のためであつたことが領かれる。尙ほ茲に「據式二十年一度改作」とあるのは、弘仁式の規定を指したのであらうから、延喜式に二十年造替の成文が表れる以前既に弘仁式によつて定められたのであらうと思ふ。

然らば式年造替の制度はいつの時代から始まつたのであらうか。その起源に就いては遺憾ながら我が正史に記載を缺いて居るが、神宮に傳へられて居る多くの古記録には、此の式年造替の制度は第四十代天武天皇の畏

き思召になつたと記して居る。去りながら其の立制の年號に至つては、或は白鳳十三年とし、或は同十四年とし、或は朱雀三年とし、諸説區々として一定しないが、就中天武天皇十四年乙酉の歳とするを妥當と認める。

次に此の式年造替の制度は如何なる次第で起り、且つ何故に式年を二十年と定められたのであるか。之に就いては何等歴史上明示せる理由がないのであるが、神宮の御建物の性質から考察するならば、前述の如く殿舎は太古のまゝなる萱葺堀立柱の簡素な建築様式であるから、常に清潔を保ち其の尊嚴を維持するためには、二十ヶ年を週期とするのが多年の經驗に基いて適當の年限であると考へられた爲めであらう。而してこの式年制度の最も重要な點は、この御造營が神宮から國家の手に移管されたことである。太神宮諸雜事記等の古記録に見ゆる如く、この制度の制定以前には年限を定めず、所謂破損の程度に應じて、神宮司が之を修造して來たのであ

るが、式年制度の確立と共に、造營の費用は國費を以て支辨せられ、其の經營は臨時に國の職制を以て定めた機關によつて行はしめられることとなり、こゝに初めて神宮の御造營が國家の制度として公定せられたのである。

天武天皇が御敬神の念慮深くあらせられ、加ふるに國家の基本的制度たる律令の制定、或は國史の編修に努力遊ばされるなど、數多の史實を以上の事實に照合するならば、式年制度の創定が天皇の叡慮に出でたと云ふ古來の傳説は妥當性が十分であつて、此の大御世の御治績の一と見奉るべきであると思ふ。要するに、神祇奉齋の道は清淨純潔を以て根本とするが故に、神聖比なき我が神宮に於いては社殿を造營して神儀を清淨なる新殿に遷奉することは皇祖奉齋の最も重い御儀とせられ、御鎮座以來かから御例となつて來たのであらうが、此の御代に至つて、天皇の格段なる神宮御尊崇の結果、之を國家の制度として一定の年限毎に造替することに定められ、以て

萬代不易の規範とするに至つたものと拜察する。

かくて立制の後四年を経て、持統天皇の即位四年に皇大神宮第一回の式年遷宮が行はれ、尋いで中一年を隔て、同六年に豐受大神宮第一回の式年遷宮が行はれた。昭和四年より溯ること實に一千二百四十年外宮は一千二百三十八年の往古に相當するのである。

臨時遷宮

式年遷宮以外に火災其の他非常の事故によつて、臨時に正殿を造營して遷宮を行ふことがある。之を臨時遷宮と申す。豐受大神宮には此事がなかつたが、皇大神宮に於ては桓武天皇延暦十一年を初めとして今日迄の間に前後五回行はれた。此の他正殿の御屋根・心御柱・御裝束等の御修理を要する場合には、假殿を造り、或は臨時便宜の殿舎に御遷宮を行ひ、修理を畢つて還御せられることがある。此の假殿に遷御申上げる御儀を稱して假殿かりだま

假殿遷宮

遷宮と申し、近くは大正五年に豐受大神宮、同十一年に皇大神宮の御屋根葺

替の爲めに假殿遷宮が行はれたのである。

第三 式年遷宮制の沿革

式年の數へ方

先づ式年の年數の數へ方に就いて古今の沿革を見るに、古は前式年遷宮の年から算へて二十年目に行はれる例であつたが、吉野朝後村上天皇の興國四年に皇大神宮の遷宮があり、同六年に豊受大神宮の遷宮が行はれたが、此の時以來式年の算へ方が變つて、前遷宮から二十一年目となつた。又豊受大神宮は皇大神宮とは中一年を隔てゝ行はれたが、正親町天皇の天正十三年の遷宮から内宮・外宮とも同年となつた。爾來是等が恒例となつて今日に及んで居る次第で、今秋行はれる遷宮は、兩正宮とも前式年即ち明治四十二年度の遷宮から算へて二十一年目に當るのである。

式月式日

式月式日のことは延喜式に初めて見えるので、皇大神宮は九月十六日、豊

受大神宮は同十五日即ち何れも式年の神嘗祭當日を以て遷御の期日と定められて居る。而して此の制度は極めて嚴重で、若し何等かの事由で是等の日に行はれない時には、特に朝廷に於て御卜によつて更に吉日を定めさせられるが、其の原因が造營工事の延引によるやうな場合には、造宮使の懈怠を責められたこと等も屢々あつた。然るに後村上天皇の興國四年十二月廿八日に、皇大神宮の遷宮が行はれて後は、式月式日の制が紊れて後花園天皇の寛正遷宮からは豫め月日を勘下せられる例となり、慶長十四年以來式月は舊に復し九月を用ゐられたが、式日は前後して豊受大神宮は皇大神宮の翌々日を以て行はれ、元祿二年以降明治二年まで十回に亘る遷宮は更に中二日を隔てゝ行はれた。然るに明治二十二年には皇大神宮を十月二日、豊受大神宮を同月五日に御治定あらせられ、次回の四十二年にも亦同日であつた。當度の遷宮もこの前例に據らせられた次第である。

正遷宮の中絶

式年遷宮は天武朝の創定以來、神宮の最大儀典として國運の繁榮と相俟つて莊重嚴肅に行はれて來たが、室町中期以後國內に動亂相踵いで起り、國費を以ての御造營が不可能となり、内宮は寛正三年より天正十三年に至る百二十三年の間、外宮は永享六年より永祿六年に至るまで百二十九年の間、式年遷宮を行ふことが出来なかつたのである。その間は伊勢を中心として諸國敬神家の美はしい神忠と寄進とによつて、畏れ多くも甚だ略式な假殿を造營して辛うじて神廷の尊嚴を維持し奉るの状態であつた。此時宇治の慶光院の尼僧清順深く之を慨き、後奈良天皇の綸旨を奉じて普く天下を跋涉し、諸國の武士及び敬神家より得た淨財を神宮に獻じ、御造營の費用に充て、永祿六年に豊受大神宮の式年遷宮を再興し奉り、其の嗣周養尼志を繼いで正親町天皇の綸旨を奉じて更に天下に義金を募集し、織田信長豊臣秀吉等の寄進によつて、天正十三年皇大神宮の式年遷宮を再興し奉つた。

正遷宮の復興

この神忠により明治三十八年明治天皇神宮行幸の際清順に従三位を、又慶光院の初代守悦及び周養に従四位を追贈せられたことは普く人の知る處である。

其の後は徳川幕府の造營料寄進によつて制規まじまの隨に行はれて來たのであるが、明治二十二年度よりは一切國家の機關により國費を以て行はれることとなつて今日に至つて居る。

左に遷宮の行はれた沿革を知らしめんが爲めに、式年遷宮並に臨時假殿遷宮の一覽表を掲げるであらう。

式年並臨時假殿遷宮一覽表

皇大神宮遷宮	豊受大神宮遷宮
御歴代 紀元 遷宮年月日 持統 一五〇 四年……	御歴代 紀元 遷宮年月日 持統 一五三 六年……
遷宮の事由 式 年	遷宮の事由 式 年

元明	三三九	和銅二...	式	年
聖武	三三九	天平元...	式	年
聖武	一四〇七	天平一九...	式	年
稱德	一四六	天平神護二...	式	年
桓武	一四五	延曆四九一八	式	年
桓武	一四二	延曆一〇八三	式	年
嵯峨	一四〇	延曆一一三二四	臨	時
淳和	一四九	弘仁元九...	式	年
仁明	一五九	天長六九...	式	年
清和	一五八	嘉祥二九...	式	年
光孝	一五八	貞觀一〇九...	式	年
醍醐	一五五	仁和二九...	式	年
醍醐	一五四	延喜五九...	式	年
朱雀	一六三	延長二九...	式	年
村上	一六三	天慶六九...	式	年
圓融	一六三	應和二九...	式	年
一條	一六〇	天元四九一七	式	年
一條	一六〇	長保二九一六	式	年
一條	一六九	寬仁三九一七	式	年

後朱雀	一六九	長曆二九一六	式	年
後朱雀	一七三	長久四四三	假	御濕損御修理
後冷泉	一七七	天喜五九...	式	年
後冷泉	一七六	治曆二八二五	假	殿
白河	一七六	承保三...	式	年
堀河	一七五	寬治四一〇二二	假	殿
堀河	一七五	嘉保元...	假	大風傾危
堀河	一七五	嘉保二九...	式	年
堀河	一七三	康和五...	假	殿
鳥羽	一七〇	天永元一一二七	假	心御柱朽損顛倒
鳥羽	一七〇	天永元一一二七	假	心御柱朽損顛倒
鳥羽	一七四	永久二...	假	心御柱朽損顛倒
鳥羽	一七四	永久二九一六	假	心御柱朽損顛倒
崇德	一七六	大治元一二二一	假	殿
崇德	一七五	長承二九一六	式	年
後朱雀	一〇〇	長久元七二七	假	大風傾危
後朱雀	一〇〇	長久元八二五	假	殿
後朱雀	一〇〇	長久元九一五	式	年
後冷泉	一七三	天喜元四二八	假	殿
後冷泉	一七九	康平二九...	式	年
白河	一七六	承曆二...	式	年
堀河	一七五	寬治四一二二四	假	殿
堀河	一五二	寬治六一一五	假	大風傾危
堀河	一五五	嘉保二八...	假	大風傾危
堀河	一五五	嘉保二八...	假	大風傾危
堀河	一五五	嘉保二八...	假	大風傾危
鳥羽	一七〇	天永元一二二四	假	心御柱朽損顛倒
鳥羽	一七六	永久四九...	式	年
崇德	一七六	大治元四一一	修理假殿	
崇德	一七五	保延元九...	式	年

後深草	一九四	建長六・七・二六	假殿(御一宿)
龜山	一九〇	文應元・七・一六	假殿
龜山	一九六	文永三・九・一六	式年
後宇多	一九元	弘安二・二・二三	假殿
後宇多	一九四	弘安六・一・二九	假殿
後宇多	一九四	弘安八・九・一六	式年
伏見	一九五	正應三・九・一一	假殿
伏見	一九五	正應五・一・一〇	假殿(御一宿)

後深草	一九三	建長四・四・三一	假殿
後深草	一九三	建長五・三・四	假殿
後深草	一九五	建長七・四・二二	假殿
後深草	一九八	正嘉二・八・二八	假殿
龜山	一九二	弘長元・一・一八	假殿
龜山	一九四	文永元・六・二八	假殿
龜山	一九七	文永四・三・二五	假殿
龜山	一九八	文永五・九・一五	式年
龜山	一九九	文永八・七・六	假殿
後宇多	一九四	文永一・一・一〇・一	假殿
後宇多	一九四	弘安三・九・...	假殿
後宇多	一九四	弘安七・三・二二	假殿
後宇多	一九四	弘安八・九・四	假殿
後宇多	一九四	弘安一〇・九・一五	式年
伏見	一九四	正應元・八・二三	假殿
伏見	一九五	永仁四・一・二・九	假殿
伏見	一九五	永仁五・三・一九	假殿

伏見	一九五	永仁五・五・九	假殿
後二條	一九四	嘉元二・一・一〇・三四	假殿
後二條	一九四	嘉元二・一・二・二二	假殿
花園	一九七	應長元・一・二・二八	假殿
後醍醐	一九一	元亨元・七・二三	假殿
後醍醐	一九三	元亨三・九・一六	假殿
後醍醐	一九〇	元德二・一・二・一三	假殿
後村上	二〇三	興國四・一・二・二八	假殿
後村上	二〇三	(康永二)	假殿
後村上	二〇三	正平一・八・六・二六	假殿
後村上	二〇四	(貞治二)	假殿
後村上	二〇四	正平一・九・二・二六	假殿
後村上	二〇四	(貞治三)	假殿
後龜山	二〇五	元中八・六・二二	假殿
後龜山	二〇五	(明德二)	假殿
後龜山	二〇五	元中八・一・二・二〇	假殿
後龜山	二〇五	(明德二)	假殿
後小松	二〇六	應永七・六・二七	假殿
後小松	二〇七	應永一八・一・二二...	假殿
稱光	二〇七	應永二五・八・二三	假殿
稱光	二〇七	(還御二九)	假殿

後伏見	一九五	正安元・一・一・二	假殿
後二條	一九六	德治元・一・二・二〇	假殿
花園	一九七	正和二・二・二一	假殿
後醍醐	一九五	正中二・九・一六	假殿
後醍醐	一九七	嘉曆二・八・一三	假殿
後村上	二〇五	興國六・一・二・二七	假殿
後村上	二〇四	(貞和元)	假殿
後龜山	二〇四	天授六・九・八	假殿
後龜山	二〇四	(康曆二)	假殿
後龜山	二〇四	元中五・...	假殿
後龜山	二〇四	(嘉慶二)	假殿
後小松	二〇七	應永四・五・一〇	假殿
後小松	二〇六	應永七・二・二八	假殿

明治	三五元	明治二・九・四	式	年	明治	三五元	明治二・九・七	式	年
明治	三五元	明治二二・一〇・二	式	年	明治	三五元	明治二二・一〇・五	式	年
明治	三五元	明治三一・五・二三	式	年	明治	三五元	明治四二・一〇・五	式	年
明治	三五元	明治三一・六・一三	假殿(風日祈宮)上	年	明治	三五元	明治四二・一〇・五	式	年
明治	三五元	明治三三・一〇・二	假殿(黒木御殿)	年	明治	三五元	明治四二・一〇・五	式	年
明治	三五元	明治三四・九・六	臨時(新殿)	年	明治	三五元	明治四二・一〇・五	式	年
明治	三五元	明治四二・一〇・二	假殿(東寶殿)	年	明治	三五元	明治四二・一〇・五	式	年
大正	二五元	大正一一・五・一七	假殿(根葺替)	年	大正	二五元	大正五・一・五	式	年
		(還御)〇・二					(還御)六・三・一五	假	年

(神宮要綱に據る)

第四 造營に關する制度

造營の機關

造神宮使

御造營に關する一事業の内容を大別すれば、殿舎の造營と御裝束神寶の調進との二となる。即ち古い時代にはこの造替の事を掌らしめる爲めに御建物の造營に當る機關と、御裝束神寶の調進に當る機關とが臨時に設けられた。御建物を造營する役所は造宮使と云つて、長官一人、次官一人、判官

一人、主典二人、木工長上一人、番上工四十人を以て組織せられて居た。而して其の長官たる使には神祇官の次官に當る大副若しくは權大副が補せられる定であつた。造宮使の名の史上に見ゆるのは延暦十年皇大神宮炎上の時、造大神宮使長官從五位下行鍛冶正廣上王以下を補して正殿以下を造らしめられた記事を以て初めとすべきであらう。然るに平安朝の中期以後は神祇官の大副權大副を以つて神宮の祭主を兼任することゝなつたから、随つて造宮使の長官は祭主の兼攝する處となつたのである。尤も當時の造宮使たる神宮祭主は、神宮の大祭に參向する外は常に京都に居住して居たので、随つて實際の工事に従事し之を監督する必要上、古くから造宮使の補助機關として兩宮に作所きしよなる職を置いて、神宮の神官を以て之に補し、頭工以下役夫を指揮監督して工事に當らしめた。此の作所の下に内宮に於いては頭工……今日の技師……四頭(四組)に分れ、頭毎に頭一人、頭代一

人・小工九人があり、四組合せて四十四人、外宮に於いては一頭より三頭(三組)に分れ、三組合せて三十三人の所謂技師・技手に相當する技術家が居たのである。降つて江戸時代になると山田奉行を以て造神宮奉行に補し御造營の事務を管掌せしめたので、當時の造宮使は所謂名のみとなり、其の實は悉く造神宮奉行の手で行はれたのである。

營造神寶並
裝束使

次に御裝束神寶を調進する役所を營造神寶並裝束使と云つて、之を太政官内に設け、五位以上の辨官一人、史一人、史生二人、官掌一人を以て組織せられた。之が實地調製に際しては、神祇官の西院の内に工作所を設け、其の道々に練達せる工匠を集めて明衣を著け潔齋して調製に當らしめた。去りながら式年から式年迄二十ヶ年の隔りがある爲め、古來の御裝束神寶の仕様と相違を生ずる虞があるので、豫め其の役所の史生及び道々の工匠等を神宮に派遣して、前式年度奉納の御裝束神寶に就いて、本様を勘録して當度

の參考資料に供せしめられる慣例となつて居た。此の使を稱して本様使と云つたのである。

造神宮使廳

現今に於いては御造營一切の事務を掌る常置の機關として造神宮使廳といふ役所が置かれて居る。即ち明治元年七月山田奉行を廢すると同時に度會縣に關係の事務を移管したが、明治二年度の式年遷宮には主として祭主藤波氏が神祇官の命を受けて處理したのであつた。然るに明治十六年二月造神宮使以下の職制を定められ、造神宮使・造神宮奉行・作所頭・竝頭代以下の任命があり、次いで明治二十年十二月勅令を以て造神宮使廳官制の公布を見、其後度々の改正に依つて現今に及んでゐる。而して此の役所は内務省内に設けられて、神宮の御造營と御裝束神寶調進とに關する事務を取扱ひ、長官たる使には神宮祭主を以て充て、其の下に副使・主事・技師・屬・技手等數多の職員が置かれて居る。而して御裝束神寶の方は、本廳内で設計せ

られて東京京都等に於けるその道々の技工に命じて調製せしめられ、御造營工事の實地施行は兩宮々域附近に宇治山田の兩工作場を設け、技師以下の職員が出張して直接事業に従事してゐるのである。當度の御造營には當初から神宮祭主久邇宮多嘉王殿下が使として一切の事を總管せられ、副使には歴代の神社局長が補命せられて居る。

造營の費用

御造營の用途は、天武朝以前に於いては神宮附屬の神戸よりする神税を以て支辨してゐたが、此の御代に式年制度を定められるとともに、御造營が國家の經營に歸し、従つて其の費用も神税の外に正税即ち國費を以て充當せられることゝなつた。而して此の正税は主として伊賀・伊勢・美濃・尾張・遠江の五ヶ國から徴收したのである。皇太神宮儀式帳によれば、

正税並に神
税支辨

造營使長官一人、次官一人、判官一人、主典二人、木工長上一人、番上工卅人、參入來、即取吉日、二所太神宮拜奉、即發役夫、伊勢・美濃・尾張・參河・遠江等五國、

別國司一人、郡司一人、率役夫參向造奉、

とあつて、此の五ヶ國よりは國司郡司が人夫を引率して、直接御造營の工事に奉仕したのである。然るに平安朝の末期より地方行政紊亂して正税の收納、役夫の徵發も意の如く行はれなくなつた結果、始めて役夫工米の徵收が行はれた。この役夫工米とは神宮の御造營工事に従事する人夫の食糧

役夫工米

米といふ程の意味であるが、實際に於いては之を以て御造營費の總べてに充當したので、之が徵集に際しては、太政官符を諸國に下し、造神宮使より大使・小使等を差遣して、權門勢家・神社寺院等の領地の如何を問はず、全國の土地所有者に一樣に之を賦課し、以つて御造營費を徵集せしめたのである。去りながら永き年代の間には、諸國地頭中に之を納付しないものも生じてきた。現に建久元年に行はるべき皇大神宮の御造營費は、之が爲めに支障を生じたが、源賴朝は勅命を奉じ、諸國に沙汰して神宮の御造營は朝廷及び

國家の一大事なれば、それを遂行する爲めの役夫工米を懈怠するが如き者は頼朝の家人にあらずと嚴命して、諸國の地頭御家人の別なく之を負擔せしめたのは有名な美談である。然るに吉野朝以後戦亂相踵ぎ、國家の秩序紊亂して、役夫工米の徵集も行はれず、幕府及神宮は御造營費の支出に苦心して、或は京洛中に地子錢を課し、或は諸道の要衝に關所を置き關錢を徵收して之を調達しやうと努力したが、其の目的をさへ達する能はず、遂に兩宮とも百有餘年間式年遷宮の中絶を見るの止むなきに至つた。かくて慶光院清順、同じく周養等の勸進と織田豊臣兩氏の造營料寄進とによつて、漸く式年遷宮を再興したことは前述の通りである。

勸進

幕府支辨

當度の造營費

江戸時代に入つては、前後約二百六十年間を通じて、徳川幕府より遷宮の度毎に造營料三萬石を寄進したが、明治二十二年度遷宮から御造營費は一切國庫の支辨となり、當度の造營費は去る大正十年の帝國議會に於いて滿

場一致を以て協賛し、大正十年より昭和五年に至る繼續費として總額一千八拾六萬五千餘圓を支出せられることゝなつたのである。

御杣山

御造營の用材は、一定の御料林があつて其の山林内の樹木を使用せられるのであるが、此の山林を稱して御杣山といつてゐる。御杣山は往昔皇大神宮には御鎮座の地なる神路山を、豊受大神宮には同じく高倉山を以て宛てられたが、平安朝の中期後一條天皇の頃から移されて、志摩國の答志郡、或は伊勢の鈴鹿山、或は阿曾山、或は江馬山等となつた。

更に吉野朝の時には三河國の設樂山したらを以てせられたが、後龜山天皇の天授六年(康暦二年)の外宮遷宮の時、初めて美濃山即ち後世の木曾から御用材の伐採が行はれ、其の後室町時代を通じては木曾山を用ひられたが、天正遷宮より再び伊勢に復歸し、元祿遷宮まで宮川の上流なる大杉山、江馬山を指定せられ、尋で寶永遷宮より又木曾山に轉じ、寛政元年再び大杉山に復し、更に

文化遷宮より木曾山となり、爾來今日に至るまで木曾山を以て御柚山とする慣例となり、殊に明治以後は御造營工事の最初に於いて之を定められる御例で、當度の御柚山も、大正九年木曾御料林内に於て御治定になつた事は、後章に於いて之を説述するであらう。

御萱山

兩宮の正殿以下諸殿舎の御屋根を葺き奉るべき御萱は、古來神路山等より採取せられたと察せられるが、大正二年に至り、三重縣度會郡沼木村、同中川村、同小川郷村、同七保村、多氣郡三瀬谷村に亘り、百四十町四段二十六歩の地積を買収して御造營萱地を指定し、爾來年々雜草木の除去或は四年毎に火入を施行し、専ら萱の生育繁殖を圖り、以て御料に支障なからしめんことに努めた。當度の遷宮御料の御萱は、昭和元年産より刈取を始め、同三年に亘り所要數二萬束を採取したのである。

第五 御裝束と神寶

御裝束

御裝束とは、御殿の内外を裝飾し奉る一切の御物を總稱するので、御樋代みひしろ御床奉飾の御料を始め、御殿内の壁代・天井・幌の類、寶殿竝に御門の幌等より特に遷御の御儀に供せられる蓋刺羽きねがささしほ御笠・絹垣きんかい・道敷布みちしきぬの等の類に至るまで、その品目も數十種に上つて居る。

神寶は申すまでもなく最も貴重とする御財寶で、御殿内に奉納せられる御物を申すのである。此の御裝束神寶は殿舎の造替と共に式年毎に新しく調進せられ、御裝束は遷御の當日豫め御飾おかざりの儀に於いて新殿を奉飾し、神寶は遷御の儀に於いて之を御殿内に奉納する御例である。

皇大神宮御料

皇大神宮の御裝束の品目は、早く延暦の儀式帳に四十六種を掲げ、且つ(一)遷御の御裝束用物、(二)大神正殿の御裝束、(三)御床の御裝束、(四)御樋代の御裝

東(五)出坐御床の御装束、(六)相殿坐神の御装束、(七)寶殿二字の御料、(八)御門四間の御料等の八目に分類し、延喜式にも略ぼ之と同数の御装束を記載して居るが、その後次第に増進せられて、明治四十二年度の式年遷宮には七十種と成つた。神寶は儀式帳に十九種を掲げ、延喜大神宮式には二十一種を記載し、以後今日に至るまで渝る處がない。但し明治四十二年度の調進は十九種となつて居るが、たゞ品目の數へ方が相違しただけであつて、内容は全く式の規定と同一である。

豊受大神宮
御料

豊受大神宮の御装束は延暦の儀式帳に五十種を掲げ、延喜式も略ぼ之と同様であるが、その後次第に増加せられて、明治四十二年の遷宮には六十三種を調進せられた。神寶は儀式帳にその品目を記さず、延喜太神宮式に相殿神御装束の末に、戈二竿、楯二枚、弓二枚、胡籙二具、箭六十隻、鞆二枚を掲げてあるが、時代の経過に随つて次第に品目を加へられ、殊に永祿・天正遷宮以後

別宮御料

著しく増加して、明治四十二年度には三十種調進された。

別宮の御料を見るに、皇大神宮別宮の分は、儀式帳に御装束神寶の品目を載せて居るが、延喜太神宮式には神寶の記載を缺き、又豊受大神宮別宮の分は、帳式共に御装束の品目を掲ぐるのみで、何れも御神寶を缺いて居るから、未だ此の時代には、其の整備を見るに至らなかつたのではあるまいか。其の後後朱雀天皇の長暦二年皇大神宮別宮に調進せられた送官符によれば、正宮を始め各別宮の御装束神寶の員數を詳しく記して居るから、當代迄に各別宮に至るまでの御料が整備せられたと思考せられるが、豊受大神宮の別宮に至つては文献を缺いて居るので沿革を徴し難い。併し現存する文書としては、皇大神宮嘉元送官符、豊受大神宮嘉元御飾記、同應永廿六年送官符、皇大神宮寛正三年送官符等があつて、鎌倉から室町時代に至る間の模様を明かにし得られるのである。尙ほ別宮の御料は中世以降殿舎に變遷が

あり、甚しきは二宮合殿に坐した様なことがあつて、随つて品目等に錯雜を來したのもあつたが、明治二十二年度以降次第に整備せられ、特に當度は、造神宮使廳に於いて數年前から専門家に委嘱して古儀を精査し、慎重に研究を重ねた結果、正しく品目を定めて調進せられることゝなつた。即ち當度の遷宮に奉納せられる皇大神宮の御裝束は七十二種、御神寶は十九種、豐受大神宮の御裝束は六十六種、御神寶は三十種で、その他所屬別宮十四所、當度は大正十二年御鎮座の倭姫宮を除いて十三別宮に亘つて、それ〴〵奉納せられる次第であるといふ。

要するに御裝束・神寶は天武天皇の朝に於ける式年制の確立に伴ひ、殿舎と共にその規模を定められ、以後歷朝の御崇敬に従つて次第に増進整備せられたのであるが、前記の如く特に皇大神宮の御料の如きは、早く延暦の當初から一定して今日に及んで居るのである。而して之が製作に至つては、

送官符と式目

後章造營の機關の條に述べる通り、何れも上代の本様に基いて當時の技術の精華を盡して調進せられるので、往古は特に神祇官の西院に行事所を設け、其の道々の工匠を選び、明衣を着し、潔齋事に方らしめ、製作が畢れば神寶使を差遣して之を神宮に奉送せられたのである。而してこの際特に太政官符を大神宮司に下して御料の品目數量並に製作仕様の梗概を記して奉送の旨を達せられる。之が即ち送官符かくりくわんぷであつて、その最も古いものとしては前述の如く後朱雀天皇の長曆二年の官符が残つて居る。明治以後は御裝束並神寶式目しききと稱し、大體この送官符の様式に基いて造神宮使廳から神宮に送致せられる。之を送文とも云ひ、讀合とくがひの儀に於いて一々之に對照して實物の點檢をするのである。

御裝束を以て正殿の御飾を奉仕するのは、神宮の最も重い秘事に屬するが故に、その内容は之を伺知るを得ないが、既に皇太神宮儀式帳にも、新宮遷

前陣後陣の
執物

奉御装束・大神正殿御装束・御床御装束・御樋代御装束・相殿坐神御装束等とその用途を分けて居るから、當時に於ける御装束の性質は略々之を推察し得るのである。尙ほ遷御の御儀に方つては、所謂奉遷御料の御装束たる絹垣きんざい行障かうじやう・御笠・御笠・御翳等を始め多数の神寶が所謂執物とりもの所役しよやくの神官に捧持せられて、前陣後陣に供奉せられるので、畏きことながら大儀奉拜の諸員は面の當り此等の御物を拜觀し得られるのである。即ち奉遷御料御装束に就いて簡単に説明すれば、垣かきしろ代生絹單帳せいかんひとのちやう・行障生絹單帳かうじやうせいかんひとのちやうはこれを單に絹垣行障とも稱して、遷御の御儀に本殿より新殿への進御に際し、御神儀の左右を圍ひ奉る絹のことで、内宮御料は長六丈弘參幅である。行障も同じく御前後を圍ひ奉る絹の御料で、各長九尺、弘參幅である。御蓋・御翳・御笠等も同じく前後陣の行装に用ひられる御料で、皇大神宮御料の菅御翳は柄長七尺二寸、羽は徑三尺三寸、紫御翳は柄長一丈四尺四寸、羽の長三尺七寸、弘參尺參寸五

紫御蓋は方五尺五寸、柄の長一丈三尺五寸、菅御笠は徑五尺五寸、柄長八尺五寸六分である。又敷御道おんみちにしゆくはくふ白布は渡御の御道に敷設する御料で、その長さは本殿御階下より新殿御階下に至る距離、即ち皇大神宮にあつては一千五百尺、豊受大神宮に於いては七百九十八尺に相當する。

猶御執物として前後陣に供奉する神寶を掲げるならば次の如くである。

皇大神宮	豊受大神宮	荒祭宮	多賀宮	皇大神宮別 月讀宮以下八所	豊受大神宮別 宮土宮以下三所
前陣	前陣	前陣	前陣	前陣	前陣
御楯二枚	御楯二枚	御楯二枚	御楯二枚	御楯二枚	御楯二枚
御鉾二竿	御鉾二竿	御鉾二竿	御鉾二竿	御鉾二竿	御鉾二竿
蒲御鞆二腰	御弓二張	白葛御鞆二腰	御胡篋二腰	革御鞆二腰	御胡篋二腰
梓御弓二張	御太刀金銅造一柄	梓御弓二張	御弓二張	梓御弓二張	御弓二張
金銅造御太刀二柄	御太刀蠟螂形一柄	銅黒造御太刀二柄	御太刀一柄	後陣	後陣
玉纏太刀一柄	後陣	後陣	後陣	銅黒造御太刀一柄	御太刀一柄
須加利御太刀一柄	御太刀鮎形一柄	金銅造御太刀一柄	御太刀一柄	後陣	後陣
後陣	御胡篋二腰	革御鞆一腰	御鞆二腰	後陣	後陣
梓御弓二張	後陣	後陣	後陣	後陣	後陣

革御鞆二腰						
御鉾二竿						
御楯二枚						

撤下御装束
神寶

當度調進の御装束神寶は尙ほかくの如く新宮正殿内に奉納せられるが、前年度御調進の御装束は撤下し、神寶は何れも遷御の儀が訖つた後に之を古殿から新宮の西寶殿に移納し奉る御例で、随つて當度遷宮に於いても明治四十二年度御調進の分は、尙ほ二十箇年之を新宮の寶殿に收藏せられるのである。但し現在の西寶殿に收藏してある明治二十二年度調進の分は、之を撤下して寶庫に藏める定めである。兩正宮は右の通りであるが、各別宮に於いては遷御の儀畢れば、古殿の分は御装束と共に神寶も撤下せられて寶庫に藏められる。此等の撤下御装束神寶は司廳所管の徴古館に陳列せられる筈である。

第六 當度の造營と式典

概説

當度の式年遷宮は持統天皇の御代第一回を舉行せられてより兩宮ともに第五十八回に相當する。御造營工事も滞りなく竣功し、十月二日を以て皇大神宮遷宮を、同じく五日を以て豊受大神宮遷宮を莊重に執り行はせられる。今説明の便宜上之を當度の造營と遷宮との二項に區別して説述することとする。

當度の御造營は、その工事の開始より竣功に至るまで約十箇年を要した。即ち大正十一年十二月より御用材の加工に、同十三年十月より兩宮御敷地の修築工事に著手し、其の間多數の小工傭人に至るまで、白衣、白袴に身を清め、忌斧忌鍬を以て工事に従つて來た次第であるが、その間工事の進捗に應じ古例に準據して、いとも嚴肅な祭儀をとり行はせられて居る。即ち大正九年御杣山から御用材を伐採する所謂工事著手の始から御造營工事竣功

に至るまでの間に、前後十數回の祭典及び行事が行はれる。而して此等祭典の日時はその重いものは何れも御治定を仰ぎ奉り、其の他は内務大臣が撰定することゝなつて居る。今御造營に關する諸祭中、御治定になる祭典を擧ぐるならば、山口祭・木本祭・木造始祭・立柱祭・上棟祭・御船代祭・杵築祭・後鎮祭の八祭典であつて、又是等諸祭の式次第は總て神宮古來の典例に準據して其の都度内務大臣が之を決定する例である。

清楚森嚴な御殿舎は、まこと神ながらなる上代の建築様式を最も忠實に傳へたものであつて、式年制の創定以來御造營の方針原則として恒に嚴重に古來の規模本様を尊重せられ、本來の形式は厘毫も改竄せらるゝことなく、益々結構を整へられて今日に及んだのであるが、當度の御造營に際しても、御裝束・神寶は造神宮使廳に於いて古儀を精査し本様を釋ね、我が國の古美術工藝の精華を究めて調製せしめられ、また御建物に於いても古規丈尺

を尊重せらるゝは勿論、技術手法の細部に至るまで嚴重に古法の純正を期すると共に、特に當度は正宮始め別宮に亘つて神域内の地形を整理し、或は參道を改修して宮域の新粧愈々莊嚴を加へ、社頭の風致一段の清新を増したるを覺ゆる次第である。

御杣山の御
治定

當度御造營の次第を説述せんに、先づ御造營材を採取すべき御杣山は古例によつて木曾山と御治定あらせられた。この御杣山は兩正宮を始め所屬各別宮の正殿及び附屬殿舎の造替竝に修繕に供用せられる總べての御料材を伐採する山林であつて、大正九年四月二十六日に信濃國西筑摩郡駒ヶ根村大字小川及び美濃國惠那郡加子母村字出ノ小路御料林と決定あらせられた。その御用材の數は一萬一千四百七十六本、材積三萬三千六百二十二石と云ふ多數にのぼるのである。

山口祭

かくて御杣山が決定せられ、愈々御造營材を伐採するに當つて山口祭が

行はれた。此の祭は御杣山の山口に坐す神を祀り、伐木の安全を祈る御造營最初の祭儀であつて、皇大神宮は去る大正九年五月二日午前八時、豊受大神宮は同十二時に造神宮使以下參列、古式に准じて祭儀を執行した。古來神宮の御杣山は内宮にあつては神路山、外宮にあつては高倉山が之に充てられたので、隨て内宮は其山口に當る岩井田山の岩社の森の上に於いて、外宮は高倉山の北麓に當る土宮の前に於いて祭る例となり、後世御杣山が他に移されても、祭場は依然として其處を變へずに今に及んで居る。

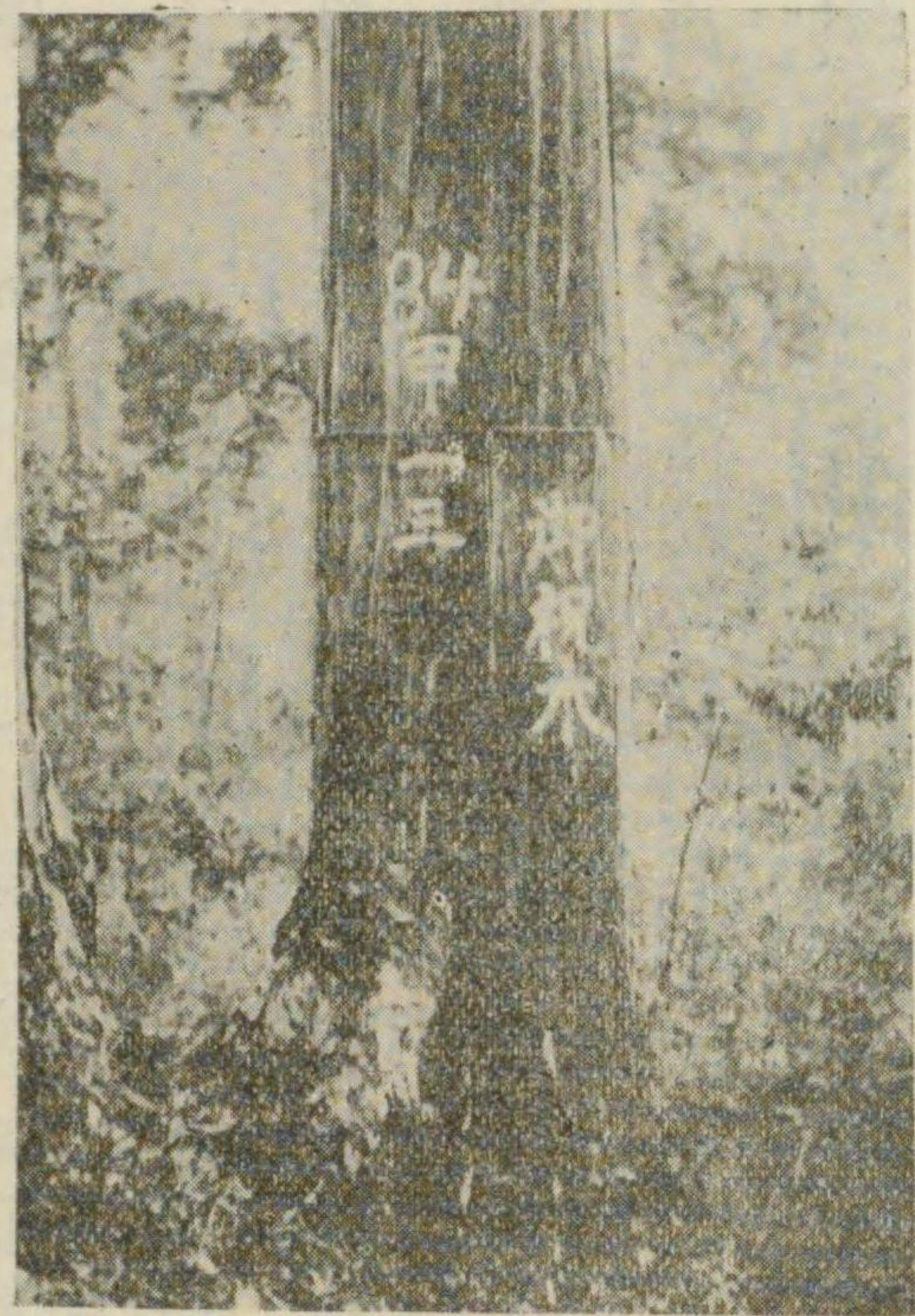
木本祭

次に御用材中最も神聖な正殿の心御柱しんのみしらの御料木を採る爲めに木本祭このもとさいが行はれた。この心御柱御料木は御杣山の移動に關係なく常に宮域内から選伐せられ、祭儀もその木本に於いて行はれる先例であるので、隨つて當度も山口祭の當夜、宮域内の林中に於いて木本に坐す神を祝祭し、童男童女が忌斧を執つて心御柱木を伐採する式を行ひ、伐採の後直に皇大神宮の御料

御杣山木本祭

木は御稻御倉に、豊受大神宮の御料木は外幣殿に納め奉つた。

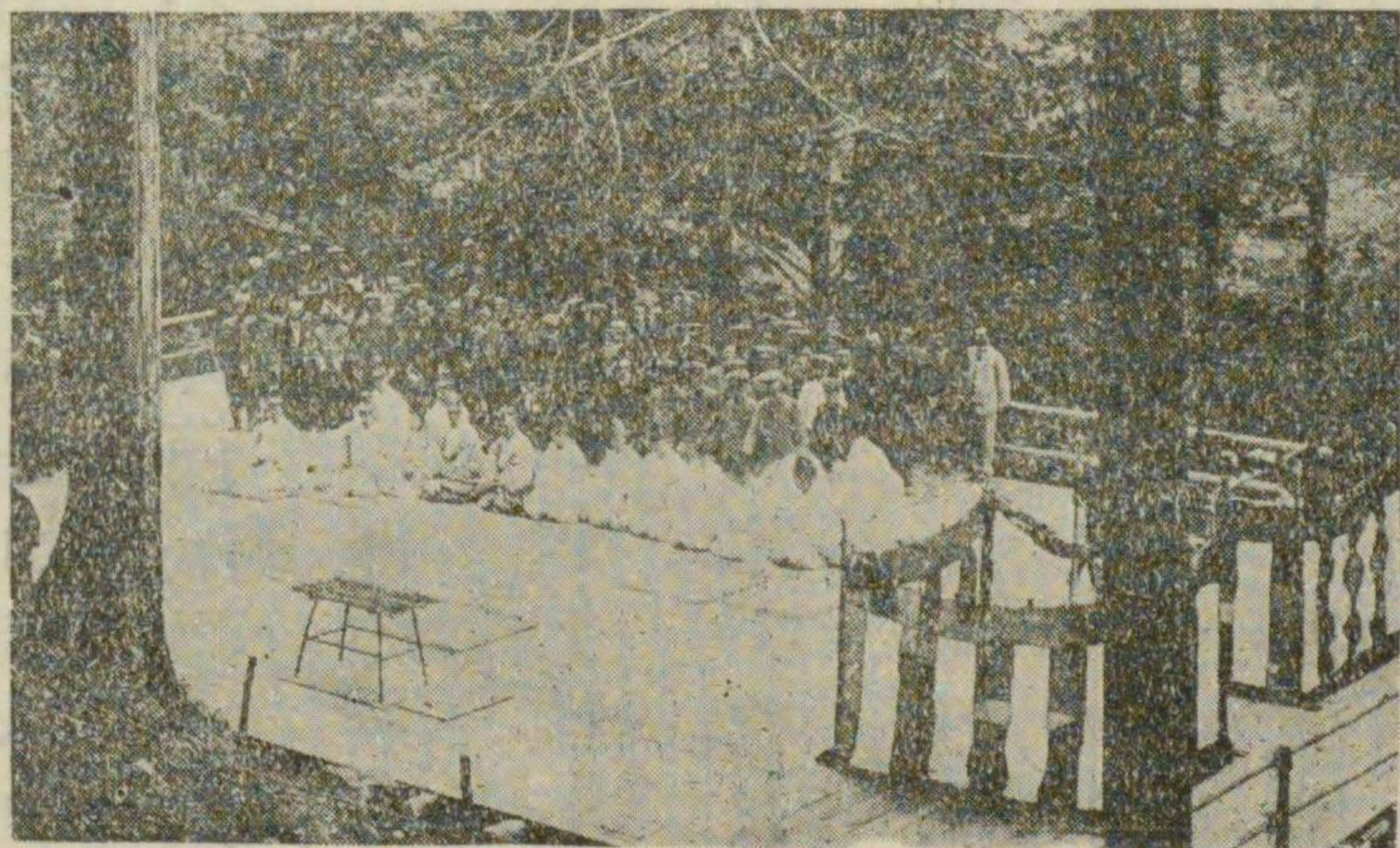
次に行はれたのが御杣山木本祭このもとさいである。之は大御神の御體を奉安すべき最貴最重の御樋代木を伐採するに方つて行はれる祭で、大正九年六月三日、信濃國小川御料林内ヶ峯の深林



日、信濃國小川御料林内ヶ峯の深林内に於いて、選ばれたる御神木の御樋前なる千仞の懸崖に、棧敷を構へて祭場となし、造神宮技師以下之に奉仕した。此御樋代木は一に御祝木とも云ひ、數ある御料材中より選抜

された、轟々たる美材であつて、皇大神宮御料は末徑一尺五寸、長十八尺、豊受大神宮御料は末徑一尺八寸、長十八尺で、外に別宮御料木四本を選伐された。杣工忌斧を執つて御木を伐採すれば、直に之を臺ヶ峯山中の第一奉安所に

安置し、各衆庶の任意の參拜を許した。かくて一週間の後木馬にて峻坂を搬出し、第二奉安所に安置して川下の時期を待った。期至つて鐵路にて之を中央線坂下驛まで運搬し、同所より木曾川を流下して錦織の綱場に繋留し、愛知縣丹羽郡犬山町を経て、同縣海部郡鍋田村大字加稻山新田より伊勢灣に出で、大正十年二月二十八日名古屋市熱田町白鳥貯木場に到着繋留せられたが、其の間御神木の通過に際し、沿岸の町村民が古例によつて各赤誠を捧げ、或は幟高張を立て或は神饌、賽物を捧げて之を奉迎した態度は、涙ぐましいまでに眞摯な光景であつた。同所よりは海路を経て度會郡大湊町の貯木場へ回漕せられ、同貯木場から更に式を立て、兩宮域内に奉曳せられた。之を御樋代

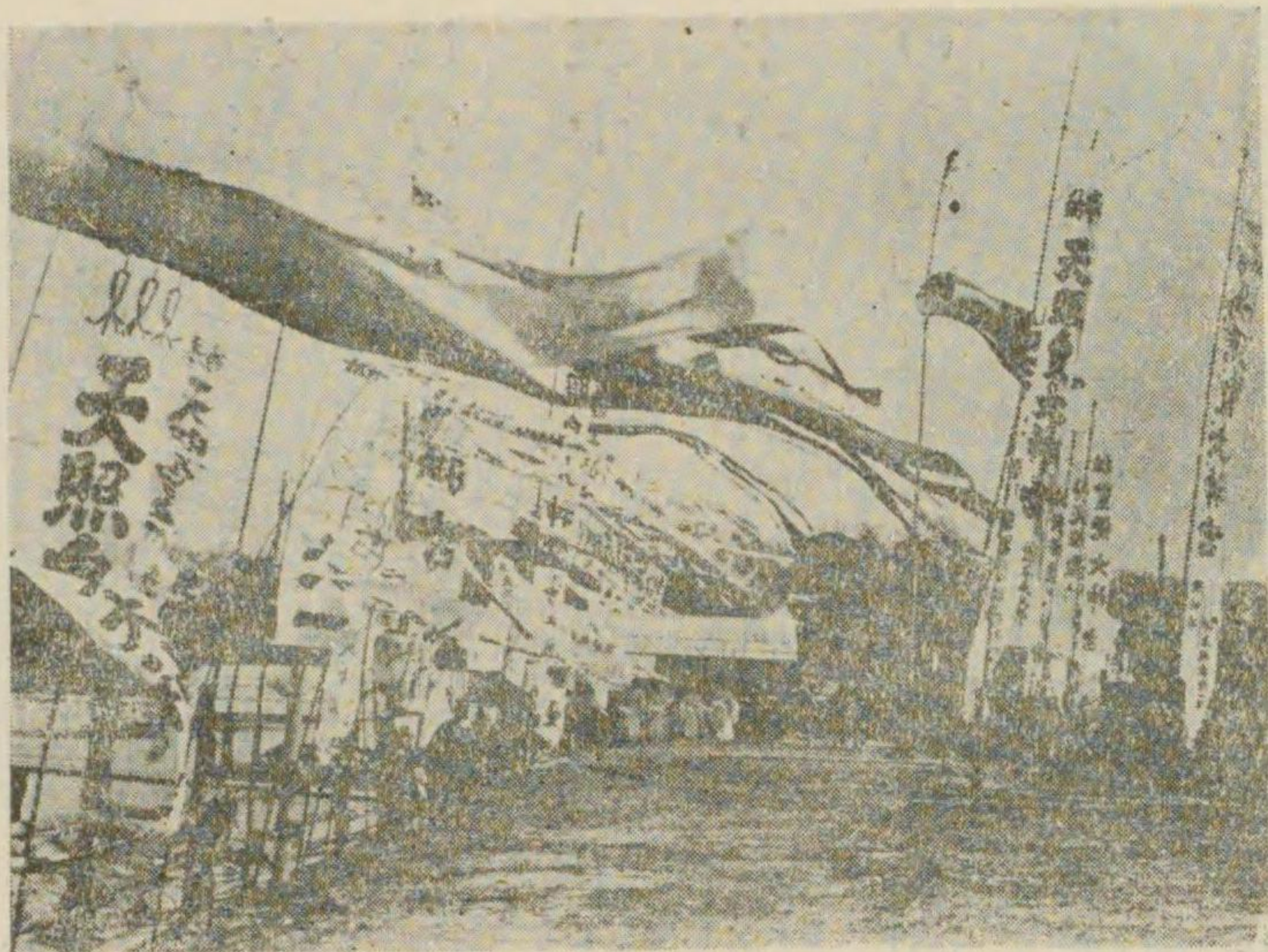


御 山 祭 場

御樋代木奉曳式

木奉曳式と云ひ、皇大神宮は昭和二年四月二十五日、豊受大神宮はその翌日行はれ、神官及び造神宮吏員奉迎し、修祓の後之を五丈殿内に奉安した。

一般御用材



白鳥貯木場内神木安置

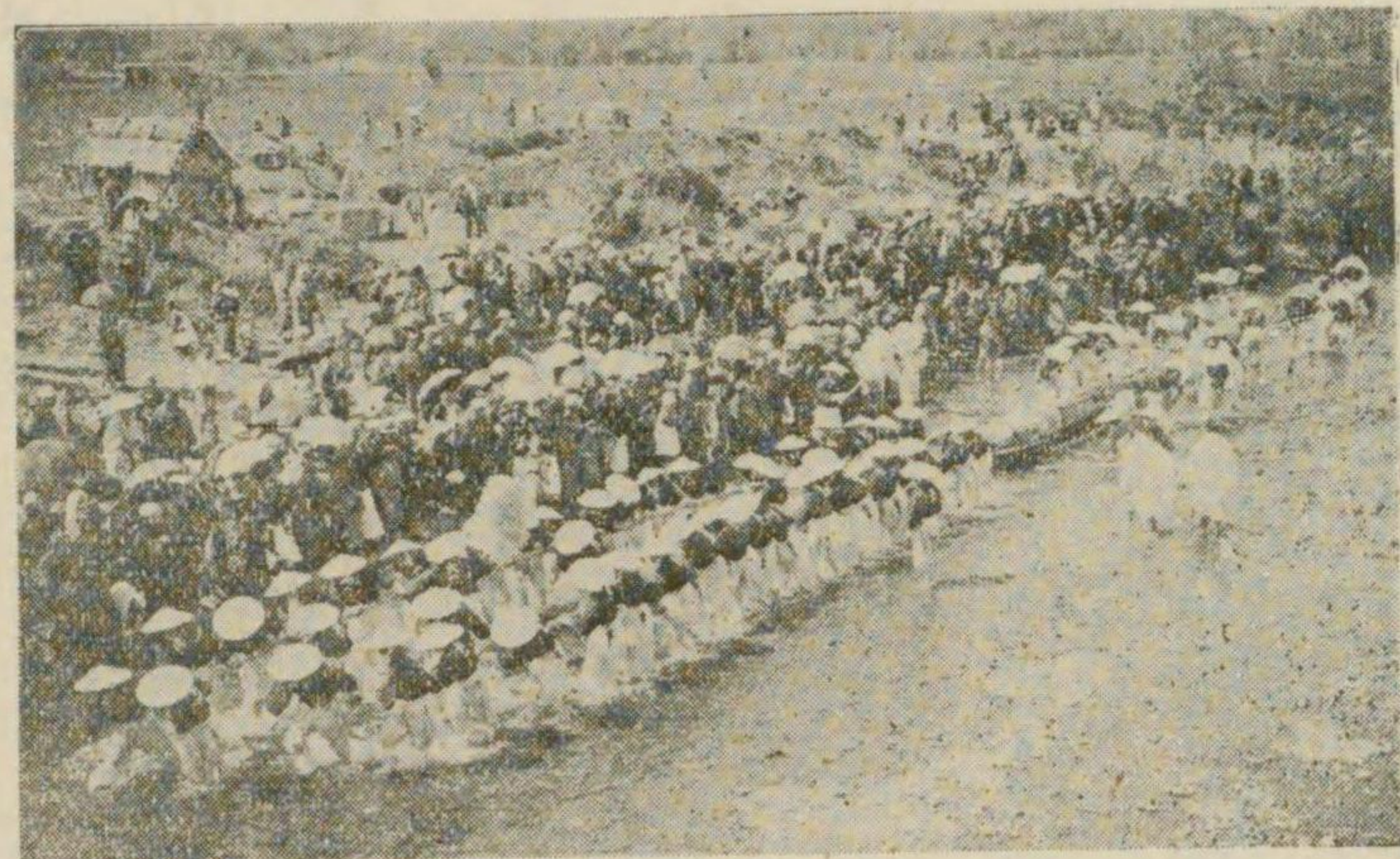
小川御料林並に出ノ小路御料林から採取せられる一般の御用材は、大正九年以來帝室林野局木曾支局及び名古屋支局に於いて伐採に著手した。其の原木は樹齡三百年以上のもの全數の三割以上に及び、殊に正殿の御扉板御用材は、出ノ小路御料林内海拔三千尺の高所に生じ、高九丈、胸高直徑五尺四寸、材積九十一石五分二厘、樹齡八百十八年に及ぶ稀有の巨材で、この伐採には多大の苦心を拂つた。かくて伐採せられた造營材は一萬一千四百七十六本(材積三萬三千六百二十二石)に達し、これが運搬

御木曳初式

には、河下し又は鐵道輸送によつて熱田白鳥貯木場へ搬入し、同所よりは大正十一年度より昭和二年度に亘つて宇治山田の兩工作場へ逐次運搬せられた。而して其中正殿の極木に充つべき巨材を宮域に曳き入れるのを御木曳初式と云ひ、皇大神宮は大正十一年四月十二日、豊受大神宮は其の翌日に行はれた。即ち當日皇大神宮御料は古例によつて舊宇治六郷の人々が五十鈴川を泝曳して宮中に陸揚し、豊受大神宮御料は宇治山田市小川町以下の人々等が宮川から車に積んで宮域に奉曳し、大宮司以下神官奉迎、修祓の後五丈殿の前に安置された。但し域外別宮なる月讀宮外三宮の御料は度會部四郷村北中村御側橋畔竝に楠部橋畔より陸揚し、陸路を同宮域に、伊雜宮御料は大湊より海路を経て志摩郡磯部村迫間に陸揚し、同村民の手によつて陸路を同宮域に、瀧原宮及び同並宮御料は宮川を溯つて、度會郡瀧原村船木橋下に達し、同所より陸路を瀧原村民の手によつて宮域内に奉曳し、

御木曳

各古宮地に安置した。尋で大正十一年五月、同十二年四月、同十五年五月の三度に亘つて所謂御木曳が行はれた。この御木曳は古例によつて舊神宮



内宮御極木代奉曳式

領に當る宇治山田市及び其の附近村民が請願の上許可せられて勞力奉仕を致すので、各町村民思ひ思ひの揃衣を着し、木遣唄道唄を聲高らかに謡ひつゝ、奉曳車を曳き出す有様は、さながら一幅の繪卷物を展開する様であつた。(口繪參照)此の奉曳に参加せる町村を見るに、皇大神宮御用材は宇治山田市館町外七町、度會郡四郷村二見町、大湊町、濱郷村に亘る市町村民、豊受大神宮御用材は宇治

山田市本町外二十一箇町、度會郡宮本村、御園村、濱郷村、大湊町、神社町、二見町、城田村に亘る市町村民が之に奉仕した。奉曳團の幹部は各團體毎に一様

の紋付羽織袴、麻裏草履履きの扮装で、一般の奉曳者は男子は木綿又は木綿更紗等の法被に同じく木綿の帯を用ひ、紺木綿の股引に地下足袋を履き、女子は同様の着付に帯を結び、花笠を被つて麻裏草履履きの扮装であつたが、奉曳車に乗つて木遣音頭を唄ふ木遣子は古來の習俗として羽二重又は友禪縮緬の着付に金絲繡の字模様ある襟を掛け、金紗又は縮緬の帯をしめ、黒襦子の腹當股引を著け陣笠を被る等、各もく、艶麗優美なる装を凝らし、聲を絞つて高唱する状態は、神都に適はしい古俗の趣を傳へて今も新なる舊神領民の熱烈なる神忠の程を觀察するに餘りがあつた。尙ほ御木曳奉仕の際謠はれた木遣唄及び道唄は各町村奉曳團によつて異なるが、今その一部を左に抄録する。

道唄（今在家町、中立切町）

世界に輝く日本の建國こゝに三千年、天祖の光徳極みなく、皇運益々隆え行く。

我が國體の淵源と、積翠は深き神路山、萬世不易の跡垂れし、流れは絶えぬ五十鈴川。大神鎮座の元初より、歴代こゝに二千載、宮殿式年造替の、大業今や五十八度。上古の嚴典傳へ來て、大正工事の美を盡す、木曾の御杣の神材を、ひくや嘉例の太綱に。遠き祖先のあと繼ぎて、微力捧ぐる奉曳は、神宮奉仕の神民が、一世の晴の光榮ぞ。華麗競はぬ赤誠の、揃衣姿も勇しく、潮の花咲く二見浦、清き渚に身滌して。春風匂ふ彩雲の、内外の内に詣てつゝ、昭代謳歌の慶ひと、共に祝はんこの盛儀。

木遣唄

ホンエー、咲くは神風、ヤアレー、ヤツトコセー、ヨライヤナ、サリトテハ、赤心染めし競ひ、
幟に五月晴。ヨライトセー、ハアリハ、ハリヤリヤリヤリヤ、ヨイツコく、セー、ハリハ
ドットヤレ、エンヤく

木造始祭

かくの如くして御用材が搬入せらるゝと共に、大正十一年四月木造始祭を行ひ、木造作業の安全ならんことを祈つた。この祭は古來一に手斧始又は事始神事とも稱し、即ち五丈殿前に御極木の御料木を安置し、造神宮使以下參列して屋船神を祀り、御木に忌斧を打立て起工の式を行つたのである。

假御樋代木
伐採式

又御用材中御樋代木に次ぎ貴重なる假御樋代及び假御船代の御用材を伐採するに當つても、鄭重なる伐採式が昭和三年五月二十日美濃國出ノ小路御料林に於いて行はれた。

以上の諸祭及び行事は何れも御柚山及び御造營用材の伐採竝に作業に關する祭儀であるが、尙ほ亦宮殿を造營せんとするに方り、大宮地を敷き坐す神靈を鎮祭する鎮地祭が行はれた。即ち大正十三年五月二十五日に兩宮御敷地に於いて忌物神饌を奉奠し、童女忌鎌を執つて草苅初の式を、忌鍬を執つて土を穿ち奉る行事を奉仕した。かくして愈々大宮地に就いて御殿の建築に著手されたのである。

立柱祭
御形祭
上棟祭

次に昭和三年三月十一日には正殿の御柱を立て奉る立柱祭を、引續いて正殿東西の妻の短柱に御形を穿ち奉る御形祭が行はれ、同月二十六日(外宮は二十八日)にはめでたくも正殿の御棟木を上げ奉る上棟祭が行はれた。

即ち當日早且神々しくも聳え建つた新宮の御棟に布綱二條を掛け、弓矢竝に白幣を飾り、祭場の辨備が全く整ふと、諸員參進して先づ正殿瑞垣の位置の古規に相違なきを測量した後、大宮司以下神官が立つて引綱に手を掛け御棟木奉揚の式を行ひ、小工一員音頭を取つて千歳棟・萬歳棟・曳々億棟(豊受大神宮にては曳々棟と呼ばば、棟上の小工が之に應へて御棟木を打ち固め、圓餅を投じ、畢つて造神宮屬神供を奉奠し造神宮主事祝詞を奏上していとも嚴重に屋船神を祀り奉つた。

擔付祭

次に同五月廿三日(外宮は廿五日)に正殿の御萱を葺き初め奉るための檐付祭が、同七月廿一日(外宮は廿三日)には千木堅魚木・御葦覆等に御金物を飾り奉るための葦祭が行はれた。

葦祭

更に本年に入つては御造營の工事次第に進行し、九月の下旬には内院の諸殿舎等總べて竣功する豫定であるが、先例によれば、九月十三日(外宮は十

御戸祭

御船代祭

五日には正殿御扉を立て奉る御戸祭が行はれ、同月十七日(外宮は十九日)には御船代を奉彫奉納するために御船代祭が行はれる。この祭は大御神の御體を奉安する最貴最重の御船代に關する祭儀であるから、古來最も重んぜられ、従つて日時も御治定あらせらるゝ御例である。即ち當日先づ宮域内の宮山祭場に於いて、杣山の木本に坐す神を祀りたる後、祭主以下參進して、新宮の東寶殿内に於いて御船代奉彫の式を行ひ、畢つて之を新宮の正殿に奉納するのである。儀式帳に「取吉日爲造御船代木率宇治大内人一人諸内人等戸人夫等」入脱歟杣山」とあるから、往昔は御杣山の實地に就いて、その式が行はれたのであるが、現在に於いては御料木は既に伐採して宮域内に搬入してあるから、木本神の祭に合せて御船代奉彫の式が行はるのである。尙ほこれまでの諸祭は殿舎造營の工程に伴つて御杣山・大宮地及び屋船の神等を祀る祭儀であるから、その造營機關たる造神宮使廳の職員が

主として奉仕し來つたのであるが、先例によればこの祭儀の前後、内院の殿舎が全部竣成し、造神宮使廳より神宮司廳に引續ぐことゝなり(前回度は九月十六日)隨つてこれからは純粹に神官だけで奉仕する祭典となるのである。

洗清の式

御船代祭に次で新宮を洗ひ清める洗清の式が行はれる。即ち彌宜は御樋代御船代御玉奈井御床及び殿内を、權彌宜は大床御階及び東西寶殿外幣殿御饌殿等を洗ひ清め奉るのである。

心御柱奉建

洗清が済むと、其の翌日には心御柱奉建の祭儀が執行はれる。之は古く心御柱祭と稱して、神宮に於いては極めて重大な而かも嚴秘な神事に屬し、隨つて古より夜中に行はれて來たのである。この御柱を伐採する木本祭の夜中行はれた事は前に述べた。即ち當日午後八時皇大神宮は御稻御倉に、豐受大神宮は外幣殿に納めてあつた心御柱を正殿の御床下の真中に建

て奉り、御柱根を固め御神を以てその周圍を圍むまつる。此の心御柱は一に忌柱いみはしらとも稱し、古來御造營材の代表とも更に正殿御建物の象徴とも考へられて、萬一異狀があれば注進上奏を経て假殿遷宮を行はれた程神聖視されたのである。

杵築祭

次に御殿が落成すると、その竣功を祝ひ、且つ御柱根を固め奉る杵築祭つきざいが行はれる。この祭は古くは御敷地を築き平らす行事であつて、御造營工事の初に行はれたのであるが、今日では上述の如く御殿の竣功を祝ひ奉る行事となつた。その次第は先づ祭主大宮司以下、造神宮使以下共に參進して五丈殿に於いて饗膳の儀があり、引續いて大宮司以下神官は白布明衣はくふみやうえを懸け、白杖はくじやうを携へて本宮に參進、大宮司祝詞を口申したる後、諸員新宮の御床下に進み祝歌を謠ひつゝ、白杖にて御柱根を築き固めつゝ、御殿の周圍を三回廻るのである。

その謠ふ所の歌は皇大神宮に二首

かしこしや五十鈴の宮の杵築してけり、杵築してけり、國ぞさかゆる、郡ぞさかゆる、萬代でまに、萬代までに。
天照す大宮處かくしつゝ仕へまつらん、かくしつゝ仕へまつらん、萬代までに、萬代までに。

豊受大神宮に一首

度會の豊受の宮の杵築して宮ぞさかゆる、國ぞさかゆる、萬代までに、萬代までに。
この歌は遷宮例文に始めて見えて居るから、早く平安朝時代から謠はれて來た古謠で、如何にも神宮の隆昌が國家の繁榮と相俟つて萬代不易なるを言壽いだ朗かな大きな氣分が横溢して居る芽出度い歌である。

次に遷宮の式月なる十月に入つてその一日(外宮は十月四日)に大宮地の神靈に鎮謝する後鎮祭ごちんさいが行はれる。此の祭は當初に行はれた鎮地祭に對して、大宮地の御造營工事が完成せられたに就いて、返し申しをする祭であ

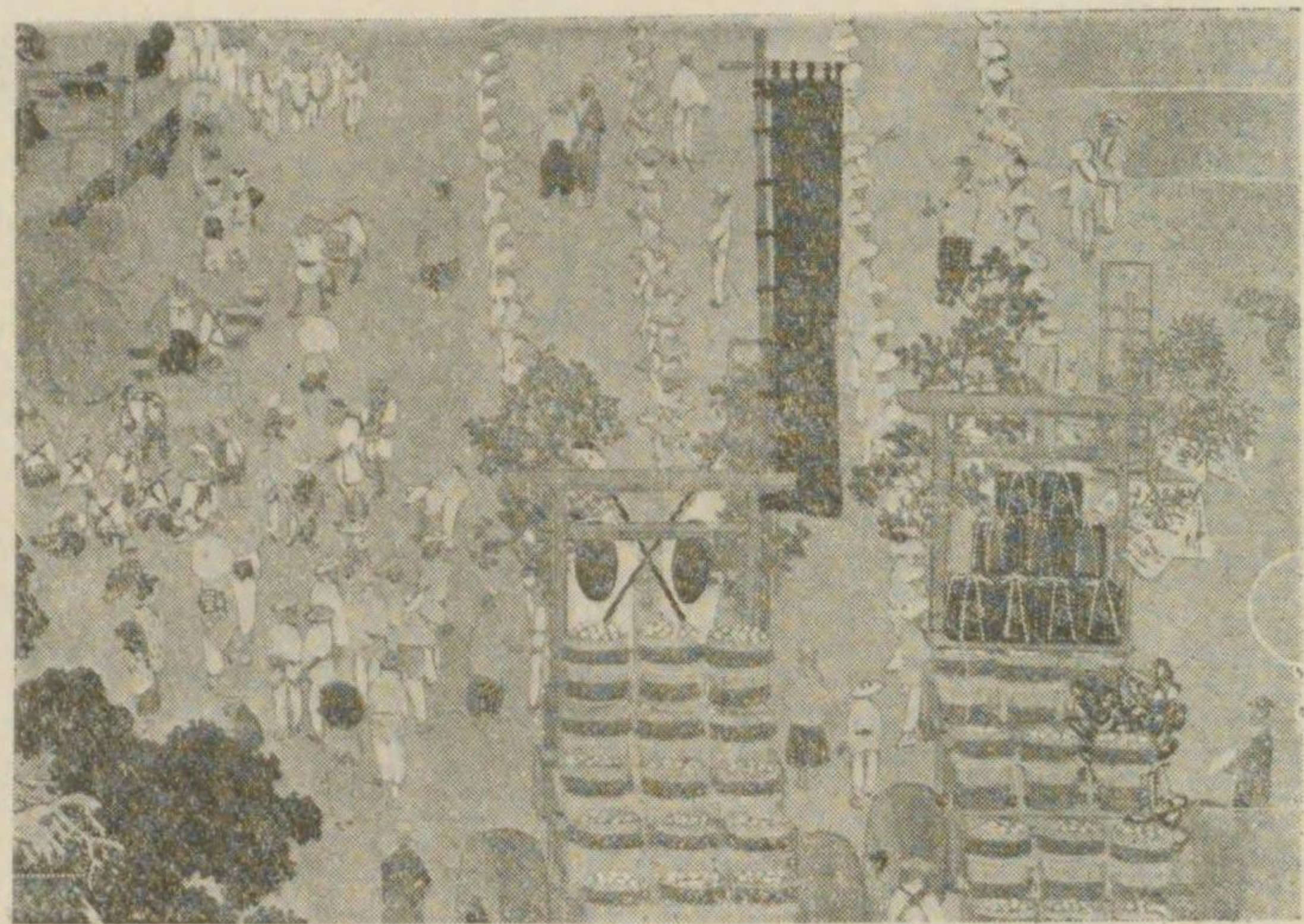
後鎮祭

る。その次第は大要鎮地祭と同じであるが、附屬行事として心御柱の御根本に天平瓮あめのひらかを奉安する儀式がある。往昔は後鎮祭と天平瓮を奉安する行事とは別々に行はれて來たのであるが、明治以後兩者を合併して行はれることゝなつたのである。此の心御柱を祀り天平瓮を安置する行事は古くから神宮に傳はつた神代ながらに尊い御手振であると思はれる。

以上で御造營に關する祭儀は全く訖り之から愈々その結果として行はれる遷宮祭に移るのである。前述の如く御造營工事は前後十箇年に亘り、鄭重嚴肅の限を盡し、その任に當る職員が上下ともに潔齋してその事に奉仕するのであるが、その間造神宮使たる祭主宮殿下には事務を總管し給ふ外、山口祭木造始祭杵築祭には造神宮使並に神宮祭主として、鎮地祭御船代祭後鎮祭には神宮祭主として、親しく祭儀に奉仕し、工事の安全を祈請せられ、又畏くも此等重要祭儀の日時は前述の如く、その都度の御治定を仰ぎ奉

御白石持

つて、此に芽出度も大御神の瑞々しい新宮を拜し奉ることを得るのである。



白石持

尙ほ以上の御造營に關する祭儀行事の外に正殿御敷地に白石を敷詰め、御白石かんじし持も献納けんなの特種行事が行はれる。抑々新殿御敷地に敷飾する石は、正殿の御敷地の軒下より内には純白石の一粒選を用ひ、瑞垣御門内即ち内院には普通の白石を何れも厚さ五寸に敷詰め、瑞垣御門外周囲の御垣には清石と云つて普通川石の美しきを選んで厚さ三寸ばかりに敷詰めるのであるが、是等の石は造神宮使廳より三重縣に照會して、宮川五十鈴川志摩海岸方面等より採拾せられる。なほこれ以外に古例により舊神宮領に當る

宇治山田市及び其の附近村民が請願の上許可されて神宮に献納する白石

がある。之を御白石持奉獻と云つて今秋九月一日より十日の間に行はれる豫定であるが此の時には前の御木曳と同じく各町村民揃衣を著し、木遣音頭を謠ひつゝ、白石を車輛に積んで宮域内に運び入れ、神官の修祓を受けたる後域内の假置場より各自携帯して新殿御垣内に進み、内院に参入して白石を奉獻するのである。此の御白石持獻納は舊神領なる神都及び其の附近の人々にのみ許された恩恵であつて、當日は老若男女雲集して非常な殷賑を呈するのである。

宇治橋渡始式

宇治大橋は當度御造替に方り既に修造せられて新粧を整へ、來る九月二十二日午後一時(雨天順延)には古式に則り盛大な渡初式が行はれることに決定した。即ち當日式に列する大宮司以下神官及び造神宮副使以下造神宮吏員は純白の齋服を著し、橋工は素襖烏帽子を、渡女は^{あこめはかまづき}袖袴被衣を、渡女の夫は淨衣・風折烏帽子を、介添男は素襖烏帽子を、介添女は被衣を著して、時刻

参進、先づ大宮司以下神官及び造神宮副使以下造神宮職員は饗土橋姫神社域内の祭場に著いて御橋の守護神である饗土橋姫神を祀り、訖つて渡女以下御橋の南側の東より渡初めを行ひ、橋工等圓餅を投ずるのである。中世に於いては御橋の修造竣功すれば橋供養を行つたのであるが、江戸時代の中期頃から現在の如き盛大なる儀式を以つて渡初を行ふことゝなつた。

當度御造營諸祭行事日時表

祭名	宮社名	日	時	祭名	宮社名	日	時
山口祭	豊受大神宮	大正九年五月二日	午前八時 午後十二時	月讀荒御魂宮	同	二十三日	午前八時
山木祭	豊受大神宮	同	午後八時 午後十二時	伊佐奈岐宮	同	同	同
御糺山木本祭	豊受大神宮	同	同	伊佐奈彌宮	同	同	同
御木曳初式	豊受大神宮	六月三日	午前十時	龍原宮	同	二十五日	同
木造始式	豊受大神宮	同	同	瀧原宮	同	同	同
荒賀祭	豊受大神宮	同	同	伊雜宮	同	二十七日	同
多賀宮	豊受大神宮	同	同	風日祈宮	同	同	同
		二十一日	午前八時 午後十二時	土夜見宮	同	二十八日	午後十二時
		二十二日	午前八時 午後十二時	皇大神宮	同	同	同
				豐受大神宮	同	十三年四月廿五日	午前九時 午後一時
				鎮地祭			

之を定めて神宮に達する事となつて居る。此等の諸儀式は神宮古來の式典に準據して定められること勿論であつて、時代によつて行事の上に多少の變遷はあつても、遷御の御儀の如きは、その規模は疾く一千百有餘年前の文獻である兩宮儀式帳に定められたので、更にその淵源を繹ねると、式年御造營制創定の時代若くは神宮御創立の當初にも遡ることが出来る程、古典味の饒かな御儀式である。現行神宮祭祀令に於いては、遷宮祭は他の恒例祭と共に大祭の中に列せられて居るが、その式典の規模は古來皇祖奉齋の第一重儀として最も莊重嚴肅に組織せらるゝとともに、この祭儀に對する國民の感情信念は、傳統的に神宮崇敬の最高潮を表現すること古今一貫して渝る處がないのである。

所屬各別宮
遷御の儀

兩正宮の御儀に引續いて荒祭宮・多賀宮以下所屬各別宮當度は倭姫宮を除いて十三別宮の遷御の儀が行はれ、その儀式は總べて兩正宮の御儀に準じて、十月上旬より十二月上旬に亘り、いとも鄭重に執行はせられる。尙ほ此等各別宮の遷御及び奉幣の儀の日時同じく御治定を仰ぎ奉る次第である。

以下遷御の儀を中心として之を前日の儀・當日の儀・翌日の儀の三つに區別して説述する。

前日の儀

前日の儀 前述した如く東京・京都等に於ける其の道々の名匠が畢生の精力と丹念とを凝して製作し奉つた御装束・神寶は、造神宮使廳から豫め之を神宮に納められ、遷御前日（十月一日・十月四日）には之が授受の行事なる御装束・神寶讀合の儀が行はれる。即ち當日午前十時祭主・大宮司・少宮司以下神官は造神宮副使以下と共に參進、外玉垣御門内なる四丈殿に至り、豫め八重神の東方に陳列した當度調進の御装束・神寶の辛櫃を順次四丈殿内に昇入れ、御装束・神寶を一々辛櫃から出し奉り、送文に照して點檢し、造神宮副

使より神宮祭主が受取る式を行うのである。古は營造神寶裝束使で造られた御裝束神寶を式月に入つて京都から神寶使を派遣せられて之を奉納されたのであるが、その發遣の當日は諸司の廢務を仰出されて百官をして謹慎恭敬の意を表せしめられ、且つその發するに臨んでは宮中に於いて祓禊を行ひ、又中臣氏を京畿内及び近江伊勢並に大神宮司に遣はして、同じく祓禊せしめられたのであつた。現今は畏くも御裝束神寶の謹製が終れば宮中に運び納れ、之を天覽に供し奉る御例であつて、明治二十二年及び四十二年には宮中鳳凰間に於いて仔細に天覽遊ばされたと洩れ承つて居る。

御裝束神寶讀合の儀に續いて午後四時に五十鈴川の御手洗附近なる川原祓所(外宮は東御敷地前なる御池の側)に於いて、御裝束神寶及び遷宮祭に奉仕する神官一同を祓ひ清める川原大祓が行はれる。即ち先に造神宮使から受取つた御裝束神寶を朱塗又は黒塗の御辛櫃に納めた儘、白絹を覆う

た假御樋代假御船代の遷御の御用具と共に川原祓所に昇き据ゑ、祭主以下百數十人の神官は新しく官下せられた束帶衣冠に明衣を著けたる装にて之に列し、夕日のくだつ頃五十鈴川の清流に臨んで祓を受けるのである。

かくて祓ひ清められた假御樋代假御船代行障絹垣・丸物神寶等の遷御の御物は本宮の御床下に、其の他新殿を粧ひ飾り奉る御裝束等の御物は新殿に運び納れ奉り、尙ほ神官一同も諸々の罪穢を解除して身心忌み清まはつて愈々明日の大任に就くこととなる。

當日の儀

當日の儀 扱前日の儀が終つて、愈々遷御當日……十月二日(十月五日)になると、先づ正午十二時に御飾の儀を奉仕する。之は新に調進せられた御裝束を以て新宮の御殿内を裝飾し遷御の御準備を致す行事であつて、大宮司・少宮司・禰宜が之に奉仕し、祭主之を檢知するのであるが、古來神宮に於ける最も嚴重なる秘事として其の作法鄭重を極めるのである。此の行事の

古儀を尋ぬるに、皇太神宮儀式帳に、内宮正殿内の壁代御帷等の御飾は十四日に奉仕し、十六日即ち遷御當日に至り遷御の儀に先つて新殿内に御装束物を奉進したことが記載され、豊受太神宮儀式帳にも亦た同じく遷御前々日に御壁代御帷等を奉仕し、遷御當日に御装束物を奉進したことが見えて居る。又延喜太神宮式には遷御前日に御飾を奉仕すること竝に之に先立つて祭主若くは宮司をして其の由を神前に告げ申さるゝことが規定されて居る。然るに建久文永寛正等の遷宮記には之が遷御當日に行はれたことが見え、其の後徳川時代には遷御前日となり、明治以後再び遷御當日に行はるゝことゝなつた。

かくて愈々大儀の準備整ひ午後四時に鳴り響く第一鼓の音を相圖に祭儀奉仕の諸員が總べて宮中に參集する。此の大儀に際して朝廷よりは神儀奉遷の大役を奉仕せらるゝ奉遷使として特に掌典長を差遣せらるゝ御

例であつて、掌典長は掌典・掌典補二人、宮内屬一人を隨へて參向せられる。

先づ大御神の御鎮座地たる宇治山田市に入るに方つて、宮川の祓所に於いて神官の奉仕する大麻御鹽の祓を受けさせられる。古來神宮に參向せらるゝ勅使は、神境に入るに先つて宮川に於いて修祓せらるゝ御例であつたが、明治三十八年以後祓所を山田驛附近の世木社境内に移し年中恒例臨時の奉幣の勅使は此處にて祓を受けさせられて居るのであるが、特にこの式年遷宮の場合には古例のまに、宮川に於いて勅使及び祭主宮の川原祓を修せらるゝ次第である。勅使は川原祓の後直に勅使齋館に入つて潔齋を遂げ、當日は束帶に木綿鬘の装束にて勅使齋館より宮中に參入せられる。

神宮側の奉仕員は祭主宮を始め大宮司・少宮司・禰宜十人・權禰宜二十人・宮掌四十人・伶人十二人の外に臨時の職員なる宮掌補八十二人を加へて約百六十七人の神官が五日若くは二日前より宮中の齋館に參籠潔齋して各々

當日の御儀奉仕の準備をする。かくの如く神官が多數に又長期參籠潔齋することは遷宮祭以外には全くないことであつて、又神官の裝束に於いても年中恒例臨時の祭祀には齋服を用ゐて居るが遷宮祭に限り御治定の祭式に基き古例のまゝに祭主・大宮司・少宮司・禰宜は東帶・權禰宜・宮掌・宮掌補・伶人は總べて衣冠を著用する。但し重要なる所役・太玉串・召立・殿内燈火の御役を勤める權禰宜には古來の由緒によつて東帶を聽される。尙ほ祭主以下禰宜は古式によつて神宮獨特の神事服である明衣と云ふ白の生絹を以つて作れる裾の短い闕腋袍を東帶の上に著け、冠には木綿鬘をかけ、又神儀奉戴所役の大宮司・少宮司・禰宜は更に木綿襷を兩肩より十文字に結ぶ。權禰宜以下も東帶衣冠の上に巾は明衣と稱する幅九寸六分・長五尺六寸の白の生絹を左肩から腋にかけて結び最も重い神事の装をするのである。

又以上の奉仕員の外に前例によれば、内務大臣・神社局長、竝に造營工事に關係ある造神宮使廳職員及び三重縣知事等をして式中に參列せしめられたのであるが、當度は内閣總理大臣を加へられ、何れも衣冠の装にて參列し、且つ渡御の際には神儀の後陣に供奉せしめらるゝことゝなつた。首相が神儀渡御に供奉することは實に當聖代より創めらるゝ有難き次第と申さねばならぬ。更に又當度より初めてこの大儀の參列員を定められ、廣く文武百官等の代表者數百名を參列せしめらるゝことゝなり、是等の參列者は大禮服又は正装にて御儀に參列するやうに承つて居る。以上の多人數の奉仕員及び參列員が第一鼓の時刻に宮中に參集する。

次に第二鼓午後五時を報すれば、祭儀の施設が總べて辨備せられる。即ち本殿及び新殿の御垣・鳥居等には垂手を付けた御櫛を飾り、中重鳥居兩側には百二十八本の八重櫛が奉飾される。瑞垣・蕃垣・玉垣等の各御門には御幌を奉懸し、中重及び渡御の御道筋には庭燎を設け、參道各所には高張提燈

を設けて祭庭及び其の周圍を裝飾する。而して祭儀の儀仗として付せられたる一箇大隊の儀仗兵は豫め參進して本宮新宮の御門前に堵列する。

以上の如く奉仕の諸員參集し、祭庭の辨備全く整ひ、時刻午後六時に入れば、勅使及び祭主宮を始め奉仕の諸員一同齋館前庭に列立する。かくて千古の森の靜寂を破つて第三鼓の音響々として鳴り渡れば、先づ勅使次に祭主以下百數十人の神官列を整へ威儀を正して參進する。第二鳥居に至れば、宮掌大麻御鹽を以て勅使以下を祓ひ清むる修祓の儀があり、次で新宮の御前なる參道の玉串行事所に於いて、勅使・掌典・祭主・大宮司・少宮司・禰宜の順序にて玉串所役權禰宜より禰に木綿を付けた太玉串を受けて、左右に二枝づゝ(外宮は左右に一枝づゝ)捧持して東御敷地なる本宮の外玉垣御門を入りて中重の石壺の版位に著く(勅使は東の石壺、祭主以下は西の石壺)。次に勅使以下奉持の太玉串奉奠の行事がある。即ち勅使掌典の太玉串は内玉垣御門前東方に祭主以下

神官の太玉串は同西方に供進するのである。此の行事も儀式帳に見ゆるが如く、神宮祭儀の最も由緒ある古儀の一であつて、往昔は内玉垣御門前に設けられてあつた八重神の石壺の上に太玉串をさし加へたのであつた。

總理大臣・内務大臣・内務次官・神社局長・神社局及び造神宮使廳高等官並に三重縣知事等の供奉の諸員は勅使并に祭主以下奉仕諸員の參進に先つて豫め中重に參入、東方所定の位置に、又文武百官等の代表者も板垣御門内なる所定の位置に就いて神儀の渡御を待ち奉る。

太玉串の行事訖つて勅使及び祭主以下神官座を起つて内玉垣・蕃垣・端垣の各御門を經、内院に參入して所定の版に著く。やがて勅使正殿御階下大御前の版位に進んで御祭文を奏進せられる。即ち新宮の御造營成れるによつて神儀を遷し奉る旨を大御神に申し上げられるのである。この際祭官一同座にあるものは俯伏し列にあるものは磬折する。御祭文の奏申畢

つて勅使復版すると、大宮司・小宮司御殿に參昇して伶人の奏樂裡に御扉を開き奉る。祭官其の他の俯伏磬折は前と同様である。次で權禰宜殿内及び大床に燈火を點じ奉れば、祭主大小宮司・禰宜殿内に祇候して遷御の御準備を奉仕する。此際禰宜・權禰宜又西御敷地の新宮に參入して新殿の御扉を開き、殿内・大床に燈火を點じて入御の準備を申上げる。かくして愈々渡御の御儀に移るのであるが、先づ供奉の御列を整へる爲めに勅使は御階の下東方に、祭主は御階の西方に直立せられ、次に權禰宜の讀み上げる召立めしたまはる文に隨て前陣・後陣の神官は手袋を着け一々當度調進の御裝束神寶を捧持して列に就く、之を執物とらも奉仕とも呼ぶのである。御列整へば宮掌補は本殿御階下より新殿御階下に至る菴道の上に、内宮は延長一千五十尺外宮は七百九十八尺の白布を敷設する。かくて出御の準備全く整ひ時刻八時に及ぶ頃、瑞垣御門下西側外宮は東側にて宮掌鶏鳴三聲を奉仕する。檜扇にて羽

ばたきして内宮は「カケコウ」外宮は「カケロウ」と唱へ奉るのである。鶏鳴と共に勅使階下に進まれて出御を三聲奏されると、畏も神儀は大宮司・少宮司・禰宜十員に奉戴せられ給ひ、二十年間御鎮座の本殿を出御、權禰宜二十員の捧持する行障、絹垣の御内に入らせられ、御道敷の布の上を徐々と新殿へと渡御せさせ給ふのである。前陣には宮掌先行し、御燭松明之に次ぎ御楯御棒御鞞御弓御翳御太刀御蓋の順に執物奉仕の諸員御裝束神寶を捧げて進み、御道樂の伶人神樂歌を奏し、掌典警蹕を申し、勅使は大御前に祭主は御後に供奉せられ、後陣執物奉仕の諸員御蓋御笠御弓御鞞御楯御楯外宮は編笠・御太刀・御胡録の順の順に御裝束神寶を捧げ御火松明之に次ぎ、宮掌後陣を承はりて肅々として進行、内玉垣御門前よりは内閣總理大臣以下の供奉諸員も御列の後方に入りて衣冠の裝に威儀正しく新宮の同御門前まで供奉申上げる。數百名に上る參列の諸員も亦大禮服若くは正裝にて外玉垣御門前より御列の後

について新宮同御門前まで參進するのである。

本殿より新殿に渡御せらるゝ間、内院及び御道筋の庭燎は一時に打消されて、只前陣後陣の松明のみあか／＼として千古の闇を照し、萬籟寂として聲なき裡に伶人の奏する神樂歌、和琴、箏、篳篥、笛の音のみ幽かに響き渡り、靈氣四圍を包んで其の森嚴なる、さながら神代の昔を髣髴たらしめる。かくして渡御を進めまゐらすれば、特に許されて御沿道の奉拜所に堵列せる萬餘の奉拜者は自ら一齊に奉拜拍手し奉るのであるが、一生に値ひ難きこの光榮と有難さに感激するその眞摯な有様……天地と融會し一團となつて赤誠を捧ぐるその態度は實に他に見ることの出來ない敬虔の極致である。

かくて芽出度く新殿に入御せらるれば、祭主大宮司、少宮司は昇階殿内に祇候し、禰宜は大床及御階に候して、權禰宜の讀上する召立文に應じて前陣、後陣の御裝束神寶を次第に殿内に奉納し、内宮にありては御鉾四竿御弓四

四張御楯四枚を大床御戸脇の左右御壁持の上に寄せ奉り、訖つて諸員内院の版に著く。次に殿内の燈火を撤し、大宮司、少宮司は奏樂裡に御扉を閉ぢ奉る。祭官の俯伏磬折は前と同様である。次で勅使御階下の版に進まれ、て御祭文を奏上される。芽出度遷御の大儀畢らせられたる由を大御神に申し上げらるゝのである。この間諸員は俯伏磬折する。之にて新殿奉安の御儀は滞り無く畢つたので、大宮司は勅使の前に進んでその旨を告げ申し、次で勅使及び祭主以下諸員一同中重の石壺の版位に退いて奉拜八度拍手兩端の禮を行ふ。この際内閣總理大臣以下の供奉諸員も共に奉拜し、又御門前堵列の儀仗兵も一齊に捧銃國の鎮の喇叭を吹奏して奉拜の禮を行ふのである。かくて一同參進の順序にて退出、更に荒祭宮、外宮は多賀宮遙拜所に至りて勅使、祭官、供奉の諸員等奉拜八度拍手兩端の禮を奉仕し、畢て退下するのである。參列の諸員亦勅使祭官の退出後順次板垣御門前に於

いて拜禮し畢つて退下することゝなつて居る。

翌日の儀

翌日の儀 遷御の御儀が畢ると、其翌日十月三日(外宮は十月六日)早旦午

前六時祭主以下參進して瑞垣御門前に於いて大御饌供進の儀が行はれる。

式次第は凡て恒例の新嘗祭に準據せらるゝのであるが、この大御饌供進の儀は當度御遷宮から始めて行はれるのである。

尋で午前十時勅使新宮に參向して奉幣の儀を行はれる。之は古來一社奉幣と稱して遷御の儀と共に最も重い祭儀とされて居る。次第は午前十時勅使官幣を奉じて祭主以下神官と共に參進し、第二鳥居内に於いて官幣及び勅使以下の修祓あり、次に玉串行事所に於いて官幣點檢の儀を行ひ、高案に安ぜる幣帛を昇ぎて内玉垣御門前に奉安し、勅使以下前日の儀と同じく太玉串を奉奠した後、勅使御門前に進んで御祭文を奏申せられ、禰宜以下幣帛を東寶殿に納め奉り、奉拜八度拍手兩端の後退出、五丈殿に於いて饗膳

が行はれる御例である。服装は遷御の儀と同じく束帶衣冠にて奉仕する。なほ正宮の遷御の大儀行はれたるにつき各別宮を始め攝末社諸管社にも奉幣の儀が行はれるが、之は各宮社の神嘗祭當日に行はれる。

奉幣の儀が畢つて引續いて古物渡の行事がある。午後二時に大宮司以下神官衣冠にて、古殿に納められたる幣帛神寶の類を新殿に移し奉るのである。之は太神宮式に「其舊宮神寶遷收新殿」とあるのが即ちそれで、其の稱の初めて見えたるのは遷宮例文である。

之にて遷宮の御祭儀は全く終結するのであるが、尙ほ奉幣の夕には御神樂竝に秘曲奉奏を行はせられる御例で、之は畏き邊の特別の御思召を以て明治二十二年度より初めて行はれたのである。當度も臨時に仰出さるゝことゝ拜察するが、先づ夕刻大宮司以下神官參進して大御饌を奉奠したる後、新宮内玉垣御門前に組建てられたる神樂舎に於いて庭燎を焚き、宮内省

荒祭宮以下各別宮及攝社以下大御供並奉幣ノ宮ハ各神社神嘗祭ノ當日之ヲ行フ

結語

以上述べた所によつて明かになつた如く、神宮式年遷宮は二十年に一度執り行はせらるゝ皇祖奉齋の重大儀典であつて、神宮第一の大祭たるは勿論のこと、實に我が國家の重大儀典である。

されば歷朝深く大御心を注がせられ、順徳天皇の禁秘抄にも、遷御の當夜には東庭に出御あらせられ、叡慮のまに／＼臨時御遙拜遊ばさるゝ御例の趣を記されて居る。殊に明治二十二年度四十二年度遷宮には畏くも明治天皇には神儀出御の時刻に、神嘉殿の南庭に於いて御遙拜遊ばされたと承つて居る。當度も此の御例を襲がせられて、聖上陛下には神儀出御の時刻……午後正八時……に宮中に於かせられて御遙拜遊ばさるゝこと、拜

察するのである。

かくて下一般國民に於いても亦此の有難き大御心を奉戴して、式年遷宮を「皇家第一の重事、神宮無雙の大營なり」として古より國を舉げて之を奉祝し、殊に遷御の大儀を奉拜するために雲集子來したその盛況は、はやく鎌倉時代の遷宮の記録にも「今度參宮の貴賤幾千萬を知らず、遙に承安、承元、延久、安貞に超ゆ」と記し、又同じ頃神寶讀合の儀に際し、數萬の參拜者が自由に内院に參入する恐れがあつたので、一時御門を閉鎖したことがあつたなどと傳ふるを見ても、その一斑を知ることが出來やう。

承はるところによれば今度は皇大神宮遷御の當日(十月二日)を國祭日として一般に休暇を賜はり、又全國の神社に於いては兩宮の遷御當日遙拜式を執行し、學校其他公共團體等に於いても、それ／＼奉拜の式を舉行せしめらるゝ趣である。昭和聖代第一回の遷宮の行はせらるゝときに當つて、

皇祖奉齋の第一重儀である遷宮祭をかくの如く國家の最大儀典として愈々整備せらるゝと共に、又國民的儀典として益々舉國一體奉祝表慶の實を擧げやうと努められることは誠に有難き極みであつて、全く地球上他に類例を見ない。これこそ我が悠久なる國體に淵源した獨特無上の精華であると申さねばならぬ。されば吾々國民はよくこの祭儀の本義を體得して國家的國民的に敬祝表慶の誠意を致すと共に、建國の大本と國民生活の根源を垂示し給うた廣大無邊の御神徳を奉讃して、益々天壤無窮の皇運を扶翼し奉る信念をいよく鞏固にしなければならぬと思ふ。

神宮と式年遷宮終

昭和四年九月七日印刷
昭和四年九月十日發行

著作權所有



著者 宮地直一
 著者 阪本廣太郎
 發行者 四海民藏
 印刷者 石上文七郎

東京巢鴨町宮下一六九四番地
 東京芝區西久保巴町五〇番地

東京巢鴨町宮下一六九四番地

四海書房

(電話大塚〇六九三番)
(振替東京七三八七四番)

〔神宮と式年遷宮〕
〔定價金一圓三十錢〕

發行所

青文舎印刷所印行

東京文理科大学 文學博士 三宅米吉 監修
内務省神祇局長 文學博士 宮地直一
考證課長

東京 巢鴨町 宮下一六九四
神道攻究會
〔電話 大塚六九三番 振替東京七六九九番〕

神道講座

御遷宮祭 責任 内務省囑託 座 田司氏 東京高等師範學校教授 中川一男
記念刊行 編輯 史料編纂官 岩橋小彌 太内務省囑託 小林健三

權威ある執筆諸家と充實せる内容

◇思想問題の解決 本講座は、從來餘りに顧られなかつた神道の思潮と神社とを汎く大衆によつて理解させそれによつて我國の眞の姿を見究めるのを以て目的とする。惟ふにかゝる知識は單に狭い神祇奉仕者のみの専有すべきものでなく、寧ろ全國民生活の上に活潑に顯現し、作用する底のものとならなければならぬ。さればこの信念の上より、苟も現代に於て日本人たる自覺を有し、意識的に生活せんとする者にとつて誰もが知らねばならぬところの必須の問題のみ取扱ひ以て我國史の原動力たりし神道思想を闡明し、進んで健全なる國民思想を日本固有精神の上に築き、以て現今の思想問題を根本的に解決せんとするのである。

◇題目の厳選 題目は出来るだけ厳選し、それらが一貫して総合せらるべき範圍内のものを選び、實際的問題を十分に考慮した。即ち神職諸君はこれによつて實務上の眞知識を得、教育家諸君はこれによつてその教育的教材と方法とを得られると同時に、更に倫理・道徳・國史・文學の方面の最もよき參考資料を得られることに務めた。

◇權威ある執筆諸家 執筆者は現代に於て求めらるべき最高の適任者を煩はした。容易に筆を執られない最高權威をも聘することが出来た。かゝる信頼すべき第一人者を網羅し得たことは、これ一にこの學の時下必須の主題たるに於て燃え上つて始めて可能なことであつた。これ本講座の獨り誇り得る所で、數多き講座の中に、嶄然頭角を顯はす所以と信ずる。

〔神社篇〕
神職界の現在及び將來への要望…… 前内務省神祇局長 飯沼直一
神社行政…… 内務省書記官 宮地直一
神社概論…… 内務省囑託 座田司氏
祭祀原論…… 内務省囑託 座田司氏
祭祀上より見たる神社…… 日校神社司宮 宮西惟助
現代祝詞の理論と實際…… 國學院大學教授 河野省三
近世神社研究史…… 内務省技術師 折口信夫
神社建築に就いて…… 慶應大學教授 折口信夫
民間信仰と神社…… 史料編纂官 岩崎小彌太
祭祀と藝術…… 史料編纂官 岩崎小彌太

〔神道篇〕
東洋思潮と神道…… 學習院教授 飯島忠夫
神道哲學の根本問題…… 文學博士 田中義能
神道の本質…… 九州帝大教授 山本信哉
神道思潮…… 文學博士 竹岡勝也
世界宗教史上に於ける神道の位置…… 神道管長 加藤一智
教派神道…… 文學博士 神崎茂也
外國に於ける神道研究…… 京都帝大助教授 私辻哲郎
神道に就いて…… 京都帝大助教授 私辻哲郎

〔道義篇〕
皇室の祭祀…… 宮内省掌典 星野輝與
國史教育の問題…… 文學博士 新見吉郎
敬神思想の教育的價值…… 文學博士 西澤一郎
神社の教育的機能…… 文學博士 吉田晋一郎
武士道に就いて…… 文學博士 紀平正美
國體思想…… 廣島文理科大学教授 栗田元次
國民道徳緒論…… 文學博士 清原貞次
國民道徳上より見たる神社…… 文學博士 深作安文
神道と社會教化運動…… 東京文理科大学教授 友枝高彦

〔歴史篇〕
國史教育上より見たる神社…… 授圖書監修官 藤岡繼平

〔文學篇〕
祝詞の研究…… 學習院教授 次田潤
古事記の文學的價值…… 國學院大學教授 武田祐吉
萬葉集に現はれた文學思想…… 東京帝大助教授 久松潜一
日本古典論…… 國學院大學教授 植木直一郎
縁起の宗教藝術的價值…… 第六高校教授 松本彦次郎
歌謡と神社…… 文學博士 高野辰之
近世國文學と神社…… 文學博士 藤村作

〔科外講座〕
外國人の神道觀…… 英國法學博士 ボンソソビリチヤード
神職高等試験について…… 檢定試験委員 編輯同人
神道に關する文獻解題…… 質疑 應答…… 其…… 他……

四海書房發行圖書要目

<p>後藤 守一著・日本考古學・三版・定價三圓八十錢 郵稅十八錢</p>	<p>大森金五郎著・日本中世史論考・二版・定價四圓三十錢 郵稅十八錢</p>	<p>中川 一男著・歷史學及歷史教育の本質・九版・定價十二圓 郵稅十二圓</p>	<p>中山久四郎著・日本上代文化の考究・再版・定價二圓七十錢 郵稅十四錢</p>	<p>野瀬 寬顯著・生活化の修身教育・三版・定價二圓六十錢 郵稅十六錢</p>	<p>青木 正編・註平家物語・流布本・定價金十二圓 郵稅十二圓</p>	<p>歷史教育研究會編・研究評論 歷史教育・月刊雜誌・定價五十錢 郵稅一錢五厘</p>	<p>文學博士 三宅 吉監修・神道講座・二十卷・每月一卷刊行 會費一圓五十錢</p>
--	--	--	--	---	---	---	--



エト2P-74 73

エト2P-74

伊勢
雲門の
賑い



陽
重
画

美神
明前
丸屋
清治
画

陽
重
画

伊勢
の
る

講

伊勢
の
る

